

業 務 要 覧

令和 5 年版

神戸運輸監理部

目 次

総務企画部

【総務課】

1	沿革	総総	1
2	歴代海運・運輸監理部長	総総	1
3	管轄区域	総総	2
4	組織及び主な業務	総総	3
5	海事功労者等表彰	総総	4
6	叙勲及び褒章	総総	5

【安全防災・危機管理課】

1	安全防災・危機管理対策	総安	1
(1)	年末年始の輸送等に関する安全総点検	総安	1
(2)	運輸安全防災・危機管理業務推進本部	総安	1
(3)	防災訓練	総安	1
(4)	運輸安全マネジメントセミナー等	総安	2
(5)	安全統括管理者及び運航管理者研修	総安	3

【企画課】

1	地域公共交通活性化の取り組み	総企	1
(1)	陸上交通の確保維持・活性化	総企	1
(2)	海上交通の確保維持・活性化	総企	1
(3)	地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業	総企	2
2	観光振興の取り組み	総企	2
(1)	地域の特色を活かした観光地域づくり推進に係る調査事業	総企	2
(2)	海事観光の推進	総企	3

【物流施設対策官】

1	倉庫業の現況	総物	1
(1)	事業者数及び所管面(容)積	総物	1
(2)	倉庫需要	総物	2
(3)	倉庫管理主任者スキルアップセミナー	総物	3
2	物流の効率化	総物	4
(1)	物流総合効率化計画の認定	総物	4
(2)	モーダルシフト等推進事業	総物	4
(3)	グリーン物流等に係る普及・啓発	総物	4
(4)	物流分野におけるエネルギー使用の合理化	総物	4

(5)	物流に係る交通環境教育プログラム	総物	5
(6)	交通環境教室	総物	5
3	災害に強い物流システムの構築	総物	5
4	バリアフリーの推進	総物	6
(1)	バリアフリー教室の開催	総物	6
(2)	関係機関との連携	総物	6

海事振興部

【旅客課】

1	旅客船事業の現況	海旅	1
(1)	旅客船事業者数及び航路数	海旅	1
(2)	旅客船事業の増減状況等	海旅	2
(3)	輸送実績の推移	海旅	3
2	不開港場寄港及び沿岸輸送特許	海旅	6
3	海事思想の普及	海旅	9
4	感染症拡大防止対策に関する補助制度	海旅	9
(1)	令和3年度1次補正2次募集	海旅	9
(2)	補助概要	海旅	9
(3)	利用社数	海旅	9

【貨物・港運課】

1	内航海運の現況	海貨	1
(1)	内航海運登録事業者数等	海貨	1
(2)	法人・個人別事業者数	海貨	1
(3)	船種・船型別船腹量及び隻数	海貨	2
(4)	自家用船舶使用届出状況（100総トン以上）	海貨	2
(5)	内航海運業地区別登録事業者分布状況	海貨	3
2	貨物利用運送事業の現況	海貨	4
3	港湾運送事業の現況	海貨	4
(1)	港湾運送事業者数・許可数	海貨	4
(2)	港湾運送実績	海貨	5
(3)	港湾労働者の現況	海貨	9

【船舶産業課】

1	造船業の現況	海舶	1
(1)	造船業の施設等の状況	海舶	1
(2)	船舶の建造・修繕実績	海舶	1

2	船用工業の現況	海舶	2
(1)	船用工業事業所数	海舶	2
(2)	船用工業の実績	海舶	3
3	造船業・船用工業対策等	海舶	6
(1)	人材の育成	海舶	6
(2)	造船業における労働災害防止指導	海舶	7
4	舟艇利用の現況	海舶	7
(1)	「海の駅」を利用したマリレジャーの普及推進	海舶	7
(2)	海の駅・防災桟橋等の活用による舟艇利用促進事業	海舶	9
5	モーターボート競走の現況	海舶	9

【船員労政課】

1	船員労働の現況	海員	1
(1)	船員の労働組合組織率	海員	1
(2)	船員最低賃金の状況	海員	1
(3)	船員の福利厚生施設の状況	海員	1
(4)	船員の確保対策	海員	2
(5)	個別労働関係紛争等の処理状況	海員	2
2	船員職業安定業務の現況	海員	2
(1)	船員の雇用情勢	海員	2
(2)	雇用促進等対策	海員	4
(3)	雇用保険に係る失業等給付	海員	4
(4)	船員派遣事業	海員	4
(5)	学校等が行う無料の船員職業紹介事業について	海員	4

海上安全環境部

【船舶安全環境課】

1	船舶の登録及びトン数の測度	安環	1
(1)	船舶の登録業務	安環	1
(2)	船舶のトン数測度業務等	安環	2
(3)	日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明	安環	2
(4)	船舶国籍証書の検認時の臨検	安環	2
(5)	船舶の解撤等に係る臨検	安環	2
2	船舶の安全及び海洋汚染等の防止	安環	3
(1)	船舶の安全に関する検査等	安環	3
(2)	海洋汚染等の防止	安環	4

(3)	船舶油濁損害賠償保障法に関する業務	安環	6
3	海上交通監査計画	安環	8
4	海事／船員行政品質マネジメントシステム	安環	9

【船員労働環境・海技資格課】

1	船員の労働環境	安員	1
(1)	船員労働保護の業務	安員	1
(2)	船員衛生環境等の業務	安員	5
(3)	マルシップに関する事務	安員	5
(4)	船員災害防止対策	安員	6
2	海技資格事務の現況	安員	9
(1)	海技士国家試験	安員	9
(2)	小型船舶操縦士国家試験	安員	10
(3)	免許関係事務等	安員	10
(4)	登録船舶職員養成施設での養成等	安員	11
(5)	登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習	安員	11
(6)	最少安全配員証書の交付	安員	11
(7)	プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進	安員	12
3	水先の現況	安員	12
(1)	水先区及び水先区水先人会の現況	安員	12
(2)	水先人試験	安員	13
(3)	能力認定試験	安員	13
(4)	航海実歴認定	安員	13

【運航労務監理官】

1	運航労務監理官の業務	安運	1
(1)	運航管理監査等の実施状況	安運	1
(2)	船員労務監査等の実施状況	安運	2
(3)	運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について	安運	4

【外国船舶監督官】

1	外国船舶の監督	安外	1
(1)	P S Cの概要及び体制	安外	1
(2)	管内P S Cの概要	安外	1
(3)	東京MOU集中検査キャンペーン	安外	1
(4)	東京MOU事業の支援（外国人P S C研修生の受入れと技術交流）	安外	2
(5)	係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み	安外	2

兵庫陸運部

【輸送部門】

- 1 自動車運送事業の現況・・・・・・・・・・兵輸 1
 - (1) 自動車運送事業数及び車両数の推移・・・・・・・・・・兵輸 1
 - (2) 乗合バス事業の現況・・・・・・・・・・兵輸 1
 - (3) 貸切バス事業の現況・・・・・・・・・・兵輸 2
 - (4) タクシー事業の現況・・・・・・・・・・兵輸 3
 - (5) トラック運送事業の現況・・・・・・・・・・兵輸 3

【監査部門】

- 1 自動車監査指導の現況・・・・・・・・・・兵監 1

【検査整備保安部門】

- 1 自動車特定整備事業の現況・・・・・・・・・・兵整 1
 - (1) 自動車特定整備事業等の推移・・・・・・・・・・兵整 1
 - (2) 自動車整備士の現況・・・・・・・・・・兵整 1
- 2 自動車検査業務の現況・・・・・・・・・・兵整 2
 - (1) 検査関係業務量の推移・・・・・・・・・・兵整 2
 - (2) ユーザー車検件数の推移・・・・・・・・・・兵整 2
 - (3) 街頭検査実施状況・・・・・・・・・・兵整 2
- 3 運行管理者資格者証の交付、整備管理者研修、自動車事故報告の状況・・・・・・・・兵整 3
 - (1) 運行管理者資格者証の交付・・・・・・・・・・兵整 3
 - (2) 整備管理者研修・・・・・・・・・・兵整 3
 - (3) 自動車事故報告・・・・・・・・・・兵整 3

【登録部門】

- 1 管内自動車保有車両数の現況・・・・・・・・・・兵登 1

総務企画部
総務課

1 沿革

年 月	事 項
明治11年 6月	神戸郵政局が、西洋形船舶の検査試験事務の出張所となる。
昭和18年11月	運輸通信省が設置され、中央の海運総局のもとに、兵庫、岡山、広島、島根、鳥取の5県を管轄する「神戸海運局」となる。
20年 6月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運監理部」となる。
23年 7月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運局」となる。
24年 6月	運輸省設置法が施行される。
26年 7月	港湾法の施行に伴い、港湾の管理運営に関する業務を神戸市に移管。 本局は総務、運航、船舶及び船員の4部体制となる。
59年 7月	運輸省組織改正により、兵庫県における海事行政を所管する「神戸海運監理部」となる。
平成13年 1月	中央省庁等改革により国土交通省が設置される。
14年 7月	地方運輸局の組織再編により、兵庫県における運輸行政を所管する「神戸運輸監理部」となる。

2 歴代海運・運輸監理部長

(令和5年4月1日現在)

発 令 年 月 日	氏 名	発 令 年 月 日	氏 名
昭和59年 7月 1日	寺 嶋 潔	平成14年 7月 1日	齋 藤 貞 夫
60年 6月26日	片 岡 榮 夫	14年 7月16日	城 石 幸 治
62年 6月 5日	渡 辺 純一郎	15年 7月18日	木 内 大 助
63年 6月10日	望 月 鎮 雄	17年 8月12日	石 田 育 男
平成 2年 6月27日	長 尾 正 和	18年 7月11日	石 丸 周 象
3年 7月 1日	伊 東 弘 之	19年 5月10日	田 中 護 史
4年 6月23日	西 村 泰 彦	21年 4月 1日	関 元 貫 至
5年 6月25日	土 橋 正 義	23年 8月 1日	和 田 昌 雄
6年 6月29日	谷 野 龍一郎	25年 7月 1日	安 藤 昇
8年 7月15日	徳 留 健 二	28年 4月 1日	秋 田 務
10年 6月23日	石 井 健 児	29年 4月 1日	吉 田 稔
12年 6月30日	齋 藤 貞 夫	30年 4月 1日	吉 田 正 彦
		令和 2年 4月 1日	石 原 彰
		4年 4月 1日	田 淵 一 浩
		5年 4月 1日	臼 井 謙 彰

※平成14年7月1日以前は海運監理部長、以後は運輸監理部長

3 管轄区域

◎本局（本庁舎）

直轄区域 兵庫県（海運に関する事務に限る。なお、姫路海事事務所の管轄区域を除く。）

◎兵庫陸運部（魚崎庁舎）

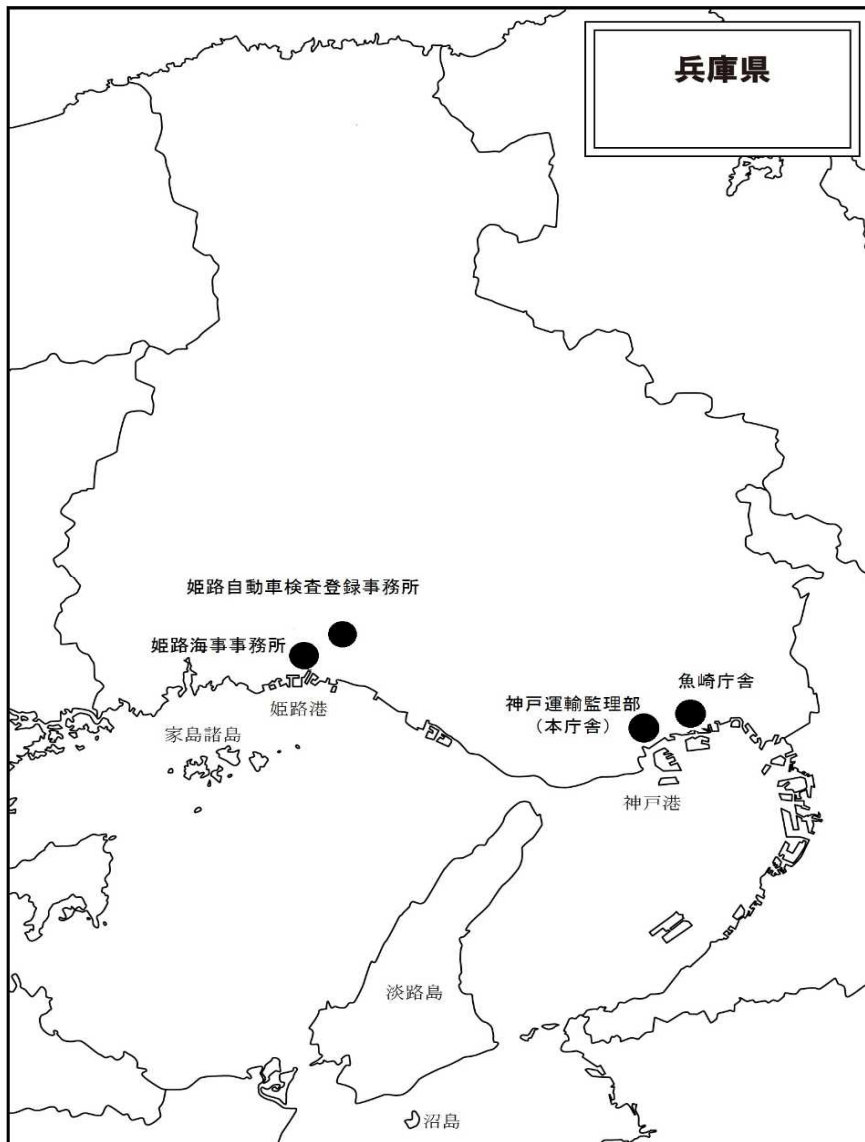
兵庫県（陸運に関する事務に限る。なお、自動車の検査登録に関する事務については、姫路自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）

◎姫路自動車検査登録事務所

兵庫県のうち姫路市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、美方郡（自動車の検査登録に関する事務に限る。）

◎姫路海事事務所

兵庫県のうち姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、揖保郡、赤穂郡（海運に関する事務に限る。）



4 組織及び主な業務

神戸運輸監理部	総務企画部 次長 安全防災・危機管理調整官 海事交通計画調整官 総務課 人事課 会計課 安全防災・危機管理課 企画課 企画調整官 広報対策官 物流施設対策官	・総務、人事、会計に関する業務 ・行政相談、広報、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護に関する業務 ・安全防災・危機管理関連対策 ・公共交通の確保維持及び利用促進 ・観光振興に関する業務 ・倉庫業の指導・監督 ・物流振興・効率化に関する業務 ・交通バリアフリー化の促進
	海事振興部 次長 旅客課 貨物・港運課 船舶産業課 船員労政課	・海上運送事業、内航海運業、貨物利用運送事業（海運）、港湾運送事業、造船業、船用工業に関する指導・監督等 ・海事思想の普及、海事代理士に関する業務 ・モーターボート競走の監督、舟艇の利用振興 ・船員に係る個別労働関係紛争の解決促進、失業対策、職業紹介、職業指導、最低賃金に関する業務 ・船員の確保対策に関する業務
	海上安全環境部 海事保安・事故対策調整官 調整官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課 運航労務監理官 海事技術専門官 海技試験官 外国船舶監督官	・船舶の登録、トン数測度、船舶の検査、海洋汚染の防止に関する業務 ・船員の労働条件、労働災害の防止に関する指導・監督 ・海技従事者・水先人の試験、海技士及び小型船舶操縦士の資格に関する業務 ・船舶の安全運航管理に関する業務 ・外国船舶の監督
	兵庫陸運部 運輸企画専門官 陸運技術専門官	・バス・タクシー・トラックの輸送サービスの向上・効率化の推進 ・運送事業者の監査、利用者保護対策 ・自動車環境対策の推進 ・自動車の検査・登録 ・自動車整備工場の指導、育成
	姫路自動車検査登録事務所 運輸企画専門官 陸運技術専門官	・自動車の検査・登録に関すること
	姫路海事事務所 運輸企画専門官 海事技術専門官	・海事行政に関すること

5 海事功労者等表彰

(1) 令和4年7月19日に神戸市内において、国土交通大臣表彰の伝達及び神戸運輸監理部長表彰を行った。（第1表）

第1表 海事功労者等表彰状況

国土交通大臣表彰 (神戸運輸監理部関係)	海事功労	4名
	永年勤続	11名
	優良船員	5名
	統計調査協力功労	2社
神戸運輸監理部長表彰	海事功労	3名
	優良船員	4名
	永年勤続	26名
	マリンエキスパート（3部門）	13名
	統計調査協力功労	1社
	海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動	1社
	海事関係事業功労（感謝状）	1名

(2) マリンエキスパート（3部門）表彰

マリンエキスパート（3部門）表彰は、管内の海事産業（倉庫・港湾運送・造船・舶用工業・船員・水先人）を対象として、高い技能を持った技能者を顕彰することで、次世代を担う技術者への技能伝承や人材育成・人材確保に繋げることを目的に創設された神戸運輸監理部独自の制度である。

平成21年度にマリンエキスパート及びマリンエキスパート（ジュニア）を創設。

平成28年度には、表彰の対象を「水先人」にも拡大し、同時に海事産業への女性の進出に貢献した者を表彰するマリンエキスパート（レディ）部門を新設している。

6 叙勲及び褒章

令和4年度中における受章者は、第2表のとおり12名である。

第2表 叙勲及び褒章受章者

①叙勲

年度	賞賜	氏 名	功績概要	主要経歴
4 年春	旭日双光章	増井 健一	造船事業振興功労	(一社) 兵庫県小型船舶工業会会長
	旭日双光章	岡本 永興	国土交通行政功労	元・神戸船員地方労働委員会委員
	旭日小綬章	堀 眞琴	水先業務功労	大阪湾水先区水先人会水先人
	旭日小綬章	中島 敏行	水先業務功労	大阪湾水先区水先人会水先人
	旭日小綬章	森岡 衛	水先業務功労	内海水先区水先人会水先人
4 年秋	旭日双光章	黄波戸 進	国土交通行政功労	元・神戸船員地方労働委員会委員
	旭日小綬章	片岡 徹	水先業務功労	大阪湾水先区水先人会水先人
	旭日小綬章	三好 伸夫	水先業務功労	内海水先区水先人会水先人

②褒章

年度	賞賜	氏 名	功績概要	主要経歴
4 年春	黄綬褒章	大下 和義	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人会水先人
	黄綬褒章	堀 康雅	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人会水先人
	黄綬褒章	山口 清	業務精励・水先業務	内海水先区水先人会水先人
4 年秋	黄綬褒章	三輪 忠幸	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人会水先人

総務企画部

安全防災・危機管理課

1 安全防災・危機管理対策

(1) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

輸送が繁忙する年末年始に臨み、自主点検等を通じて海上輸送の安全性の向上及び安全意識の高揚を図るため、管内の旅客船事業者、人の運送をする不定期航路事業者、内航貨物船事業者に対して、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施している。

令和4年度は、以下の6点を重点点検事項とし、経営トップから現場まで一体となった安全性向上等を図ることを目的とした総点検を行った。

- ① 法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者又は運航管理者の選任に関する事項、気候・海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- ② 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）
- ③ 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- ④ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況及び通信設備・通信環境の確認
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症及び新型インフルエンザ対策の実施状況

年末年始の輸送等に関する安全総点検結果（令和4年12月10日～令和5年1月10日）

	事業者数		船 舶	
	旅客船	貨物船	旅客船	貨物船
自主点検実施事業者・船舶数	84	50	177	187
現地確認実施事業者・船舶数	15	0	34	0

(2) 運輸安全防災・危機管理業務推進本部

神戸運輸監理部各部が連携して運輸安全防災・危機管理行政を積極的に展開し、運輸事業者の安全防災・危機管理に係る取組みを推進することを目的とする運輸安全防災・危機管理業務推進本部会議について、以下の通り開催した。

第1回 令和4年4月15日

第2回 令和4年5月11日

第3回 令和5年3月13日

(3) 防災訓練

神戸運輸監理部防災業務計画に基づく総合防災訓練を、以下の通り実施した。

<安否訓練>

- 第1回 4月21日（木）
- 第2回 10月18日（火） （総合防災訓練に併設）

<小規模訓練>

- 災害対策本部設置訓練 5月23日（月）

<総合防災訓練>

- 第1回 7月 6日（水） 風水害
- 第2回 10月18日（火） 地震（本省・近畿運輸局と連携）

<機器等習熟訓練>

- 衛星携帯電話通信訓練 月1回程度 定期的に実施
魚崎庁舎、姫路自動車検査登録事務所、姫路海事事務所
- ミーティングプラザ、メタモジ（災害対策本部通信手段）習熟訓練 4月実施

<緊急災害現地対策本部運営訓練>

- 11月15日（火）～16日（水）

<その他の訓練>

- 津波防災の日 11月2日（水） シェイクアウト訓練

(4) 運輸安全マネジメントセミナー等

① 運輸安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の普及・啓発、浸透・定着に向け、運輸事業者の安全担当者を対象として各地方運輸局で開催する「運輸安全マネジメントセミナー」を、令和4年度は本省と共同開催で完全オンラインにより、令和5年1月19日～20日に実施し、延べ69人が受講した。

② 運輸防災セミナー&ワークショップ

災害時に重要な役割を担う運輸事業者を対象に、気象情報等の活用方法の紹介やグループ討議を通して自社の被災リスクと事業への影響を把握し、事業継続のための防災体制を整える契機になることを目的に、近畿運輸局・神戸運輸監理部共催でオンラインにて開催した。

令和4年5月20日、6月9日の2回実施し、合計67名の参加があった。

(5) 安全統括管理者及び運航管理者研修

近年、日本では地震や気象災害が多発し、鉄道のテロが相次いで発生しており、海上交通においても、安心かつ安全な人流・物流を確保できるよう災害発生時の対応やテロ防止対策の強化が求められている。そこで、旅客船事業者及び内航海運事業者を対象に、運輸安全マネジメント体制及び運航管理体制を充実させることを目的とし、安全最優先の原則の徹底と安全運航に必要な専門知識の習得のために、安全統括管理者及び運航管理者研修会を開催した。開催方式は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、Youtube による動画配信とし、110人が視聴した。

総務企画部
企画課

1 地域公共交通活性化の取り組み

地域公共交通は、人口減少やモータリゼーション等による長期的な利用者の落ち込みに加え、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況におかれている。特に一部のローカル鉄道は、利用者の大幅な減少により、鉄道が有する大量輸送機関としての特性が十分に発揮できない状況にある。

こうした状況を踏まえ、地域の関係者の連携・協働を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」を進めることが必要となっている。

上記背景から、令和5年4月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、①目的規定に自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の地域の関係者の連携と強化、②国の努力義務として関係者相互間の連携と協働の促進、③ローカル鉄道や、バス・タクシー等地域公共交通の再構築に関する仕組みの拡充が追加された。

神戸運輸監理部は、生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な移動手段の確保や、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する施策である「地域公共交通確保維持改善事業」について、以下のとおり取り組んだ。

(1) 陸上交通の確保維持・活性化

平成18年の改正道路運送法の施行以降、地域のニーズに応じたコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになった。これらの運送サービスの導入にあたっては、地方公共団体が主体的となって設置する地域公共交通会議等において「地域交通のあり方」を検討し、運送の実施を協議しており、神戸運輸監理部では当該地域公共交通会議等に積極的に出席し、許認可等の相談のみならず生活交通路線の確保について地域の状況に即した施策・対処方法の助言を行っている。

令和4年度においては、41機関で開催された地域公共交通会議等（延べ96回開催）に出席し、各自治体及び事業者に対する「地域間幹線系統」や「地域内フィーダー系統」の要件についての説明のみならず、地方バス路線等への支援制度の対応など踏み込んだ助言を行うとともに、兵庫県交通政策課とも連携をとり、きめ細かな情報を各自治体等へ展開した。また、「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」では、相談等を受けている自治体や事業者へ積極的に情報を展開し、的確な判断が出来るよう事業の推進を図った。

(2) 海上交通の確保維持・活性化

管内の離島航路整備法による補助航路は、沼島～土生航路と姫路～坊勢島航路がある。

沼島航路確保維持改善協議会は、令和4年度に2回開催し、令和5年度生活交通確保維持改善計画について、令和4年6月28日に変更計画を策定し、同年9月29日に国土交通大臣により認定された。

姫路市地域公共交通会議離島航路分科会は、令和４年度に２回開催し令和５年度生活交通確保維持改善計画について、令和４年６月２２日に計画を策定し、同年９月２９日に国土交通大臣により認定された。

なお、両航路に係る地域公共交通確保維持改善事業は事業評価として、各協議会・分科会から自己評価結果の報告を受けるとともに、有識者からなる第三者評価委員会が行う二次評価結果を通知し、協議会は必要に応じて生活交通確保維持改善計画または地域の取組等に反映させている。

(3) 地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業

令和４年度地域公共交通フォローアップ調査（直轄調査）として「アフターコロナを見据えた明石～岩屋航路の新たな活性化策を探る調査」を実施した。

明石～岩屋航路は、主に、淡路島から通勤・通学・買い物等で本土へ通う生活航路として利用されている。

島民にとって明石～岩屋航路は必要不可欠な生活航路であるが、島内の人口減少により、当該航路の利用者が減少していたところ、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化等の影響により、より一層厳しい状況に置かれている。

一方、コロナ禍における観光トレンドの変化により、アウトドア等への関心が高まっており、淡路島は自然豊かな密を避けられる観光地として人気を博している。

生活航路としては、今後さらなる利用者の減少が予想される中、将来に亘り航路を安定的に確保・維持するためには、観光航路としての魅力向上の取組や情報発信の強化等により、増加する淡路島の観光客を取り込むことが必要である。

このため、本調査では、当該航路や淡路島北部地域の観光施設の現状調査を行うとともに、当該航路と高速バスの利用者動向調査を実施した。

上記調査を踏まえ、現状と課題を整理・分析し、航路活性化に向けた具体的な方策をとりまとめた。

2 観光振興の取り組み

(1) 地域の特色を活かした観光地域づくり推進に係る調査事業

令和４年度の観光地域動向調査として、「旅客船を利用したユニバーサルツーリズム推進事業」を実施した。

政府が策定した「観光立国推進基本計画」では、バリアフリー化の推進とユニバーサルツーリズムの普及、定着を目指すこととされている。

他方、地方自治体ではユニバーサルツーリズムの推進気運の高まりを見せ、兵庫県においては、全国初となるユニバーサルツーリズムに特化した条例が制定された。

また、令和３年４月の「高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律」改正によ

り、公共交通事業者には、ハード基準に加え、ソフト基準の遵守が義務づけられ、一体的な対応が必要となった。

このように、公共交通事業者においても「ユニバーサルツーリズム」の推進が求められているが、管内の旅客船事業者は、ノウハウや経験が不足していたため、個々の事業者任せでは推進が困難な状況である。

このため、本調査では、旅客船事業者や地域の関係者が連携し、旅客船に対する現地調査や障害者等に対するアンケート調査を実施した。

上記調査を踏まえ、現状と課題を整理・分析し、旅客船を利用したユニバーサルツーリズム推進方策の検討を行った。

(2) 海事観光の推進

淡路島において海事観光コンテンツを活かした新たな観光コンテンツを造成し、観光客の増加と消費拡大を図ることを目的とした「淡路島地域海事観光推進協議会」を令和2年10月に設置した。

同協議会においては、令和2、3年度に、観光庁予算を活用して、新たな海事観光コンテンツを提案するとともに、実証事業を実施し効果検証・課題整理を行った。

上記調査結果を踏まえ、令和4年度は「淡路島における魅力的な海事観光ツアー造成調査」を実施した。

淡路島は、「歴史・文化・自然・食」等の多彩な地域資源に恵まれ、都市近郊型の観光地であるものの、そのほとんどが日帰り観光であり、今後、消費拡大を図るためには宿泊客を増やす必要がある。

このため、淡路島の豊富な「海事観光コンテンツ」と、「国生み神話」など淡路島固有のストーリー等を組み合わせた「宿泊型体験ツアー」を複数考案、その中から「国生み神話の舞台を周遊！スピリチュアルアイランド淡路島」「親子で楽しむ懐かしの淡路島、思い出が生まれる体験の旅」の2つのモデルツアーを実証催行した。

その後、参加者や滞在先施設等にアンケートを実施、利用満足度や意見等を検証したうえで、今後の大阪・関西万博やアフターコロナ期におけるインバウンド需要に対応できる魅力的なツアー造成・商品化に向けた課題や意見を取りまとめた。

総務企画部
物流施設対策官

1 倉庫業の現況

(1) 事業者数及び所管面（容）積

(ア) 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第1表のとおりで、480社（前年度末比3.00%増）である。

第1表 倉庫事業者数（令和4年度末）

普通倉庫

冷蔵倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	28	31	59
非発券	268	108	376
計	296	139	435

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	11	14	25
非発券	41	18	59
計	52	32	84

※1 主たる営業所が管内にある発券事業者28社のうち1社、非発券事業者268社のうち4社は、管内に倉庫を有しない。

※2 普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は39社である。

(イ) 所管面（容）積

倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面（容）積の推移は、第2表のとおりである。管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面（容）積ベースで、普通倉庫では一～三類倉庫の48.0%、危険品倉庫（タンク）の72.6%、野積倉庫の71.0%、貯蔵槽倉庫の90.8%、冷蔵倉庫の66.2%が立地している。

第2表 倉庫所管面（容）積の推移

区分	年度		30	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比 (%)	
	種類別								
管内	普通倉庫	一類倉庫 (㎡)	3,320,153	3,600,823	3,740,306	4,216,686	4,375,760	103.8	
		うち 認定トラックルーム (㎡)	77,996	81,039	80,829	119,256	117,612	98.6	
		二類倉庫 (㎡)	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	100.0	
		三類倉庫 (㎡)	60,212	64,547	64,547	70,407	70,407	100.0	
		小計 (㎡)	3,383,531	3,668,536	3,808,019	4,290,259	4,449,333	103.7	
		危険品 倉庫	タンク (㎡)	203,912	203,912	203,912	203,912	203,912	100.0
		その他 (㎡)	55,844	59,115	60,809	63,415	65,864	103.9	
		野積倉庫 (㎡)	493,268	488,715	469,808	480,249	511,881	106.6	
		貯蔵槽倉庫 (㎡)	769,645	769,645	769,645	769,645	769,645	100.0	
		冷蔵倉庫 (㎡)	2,391,031	2,676,325	2,811,941	2,805,799	2,936,501	104.7	
神戸市内	普通倉庫	一類倉庫 (㎡)	1,868,281	2,017,893	2,091,467	2,073,133	2,135,594	103.0	
		うち 認定トラックルーム (㎡)	58,754	58,012	58,012	96,439	95,739	99.3	
		二類倉庫 (㎡)	0	0	0	0	0	0.0	
		三類倉庫 (㎡)	272	0	0	0	0	0.0	
		小計 (㎡)	1,868,553	2,017,893	2,091,467	2,073,133	2,135,594	103.0	
		危険品 倉庫	タンク (㎡)	148,050	148,050	148,050	148,050	148,050	100.0
		その他 (㎡)	20,127	22,082	22,763	23,129	24,126	104.3	
		野積倉庫 (㎡)	355,610	348,595	347,942	355,683	363,557	102.2	
		貯蔵槽倉庫 (㎡)	699,094	699,094	699,094	699,094	699,094	100.0	
		冷蔵倉庫 (㎡)	1,662,716	1,706,629	1,830,497	1,844,608	1,944,474	105.4	

*神戸運輸監視部管内において、水面倉庫の実績はない。

(2) 倉庫需要

管内倉庫における品目別入庫量、平均月末在庫量について、普通倉庫は第3表、冷蔵倉庫は第4表のとおりとなり、一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第1図のとおりである。

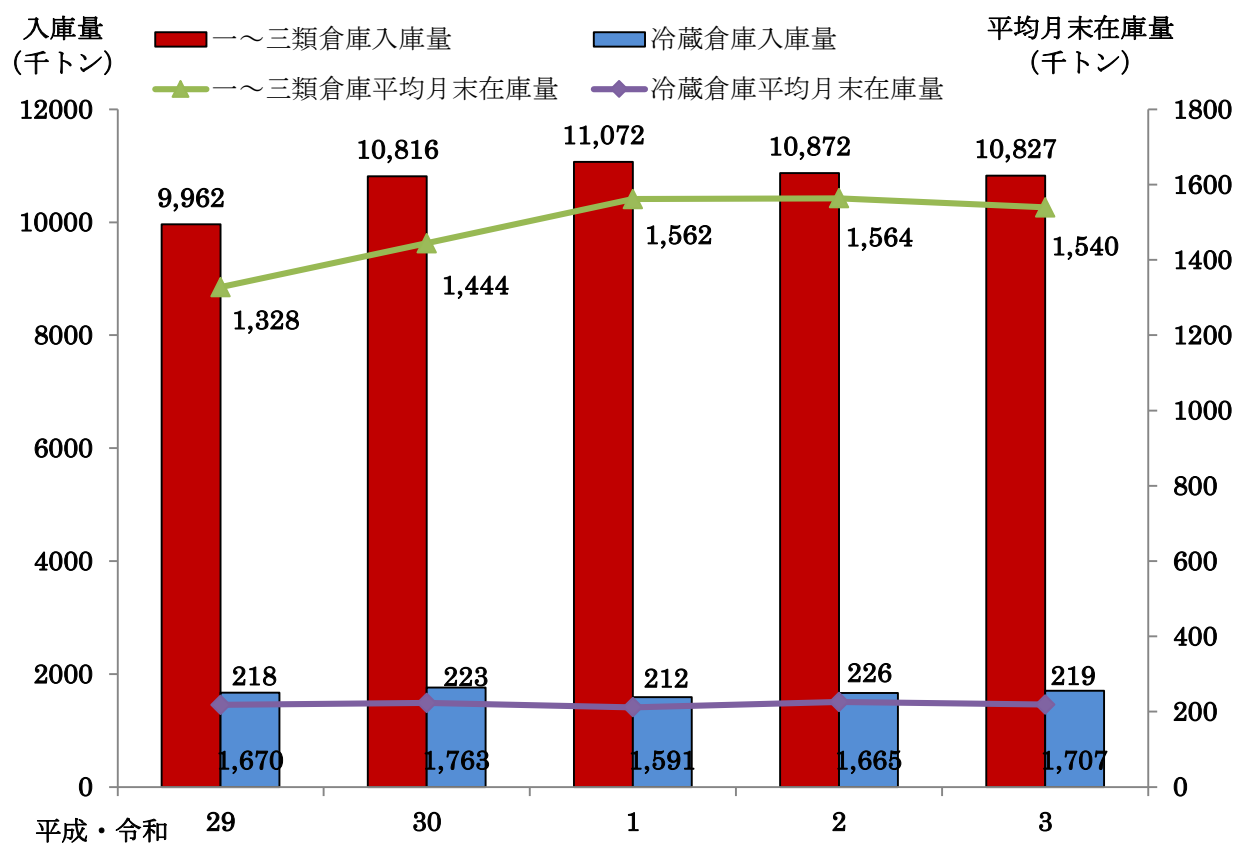
第3表 管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和3年度）

種類別 品目	一～三類倉庫		危険品倉庫		野積倉庫		貯蔵槽倉庫		普通倉庫計	
	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)
農水産品	846	248	0	0	0	0	1,611	262	2,457	510
金属	762	97	0	0	799	64	0	0	1,561	161
金属製品・機械	957	103	14	1	474	12	0	0	1,444	116
窯業品	108	15	0	0	0	0	0	0	108	16
化学工業品	2,083	313	867	83	1	0	9	2	2,959	397
紙・パルプ	764	66	0	0	0	0	0	0	764	67
繊維工業品	132	30	0	0	0	0	0	0	132	30
食料工業品	3,010	305	0	0	0	0	0	0	3,010	305
雑工業品	1,193	216	0	0	1	0	0	0	1,194	216
雑品	973	147	5	1	132	24	12	1	1,122	174
令和3年度計	10,827	1,540	885	86	1,406	100	1,632	265	14,750	1,991
対前年度比(%)	99.6	98.5	115.5	90.7	126.8	127.9	100.3	97.8	102.6	99.2
令和2年度計	10,872	1,564	766	94	1,109	78	1,626	271	14,373	2,007

第4表 管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和3年度）

品目 項目	入庫量 (千トン)	平均月末在庫量 (千トン)
生鮮水産物	0	0
冷凍水産物	112	27
塩干水産物	30	9
水産加工品	35	6
畜産物	151	26
畜産加工品	196	35
農産物	215	40
農産加工品	31	8
冷凍食品	787	53
その他	150	15
令和3年度計	1707	219
対前年度比(%)	102.5	96.9
令和2年度計	1665	226

第1図 管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移



(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。

令和4年度は、保税制度の役割や倉庫火災を予防するための取組をテーマに、6月3日に開催した。

2 物流の効率化

(1) 物流総合効率化計画の認定

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流効率化法）は、流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

平成28年10月に物流分野における労働力不足や、荷主や消費者ニーズの高度化・多様化に対応するため、法の目的に「流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあること」への対応を図る旨が追加されるとともに、二以上の者が事業を連携して行うことを前提に多様な取り組みへと対象を拡大する法改正が行われた。

また、令和2年11月には、地方部における物流サービス及び旅客運送サービスの提供を確保するため、貨客運送事業を支援し、その実施の促進を図ることを目的に法改正が行われた。

さらに、令和4年4月には、倉庫内における作業の効率化を図るため、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器を追加する省令改正が行われた。

令和4年度は、管内において1件（全国55件）の認定を行った。

(2) モーダルシフト等推進事業

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が物流総合効率化法に基づき実施するモーダルシフト等の取り組みを支援している。

令和4年度は、「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）に管内において応募のあった2件（全国20件）の認定及び交付決定がされた。

(3) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取り組みとして、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）（海上版）」を開催している。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、開催を見送った。

(4) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者は、特定輸送事業者に指定され、毎年省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられている。管内では、令和4年度に特定輸送事業者として新たに3社指定され4社となった。うち内航海運事業者1社（令和5年度から4社）から、中長期計画及び定期報告書の提出を受けている。

(5) 物流に係る交通環境教育プログラム

物流分野における環境問題の解決に向け、若い人材に関心を持ってもらうことを目的として、神戸大学大学院海事科学研究科と連携し、管内の物流事業者の協力のもと、物流の効率化や環境負荷低減を図る方策などについて考える「交通環境教育プログラム」を、平成24年度より実施している。

令和4年度は、令和5年1月13日に神戸大学の学生の参加を得て開催し、森本倉庫株式会にて、冷蔵倉庫の概要や、入庫から出庫までの作業工程の説明を受けた後、最新式の自動倉庫を見学した。

また、ワークショップでは、学生を2グループに分け、『冷蔵倉庫の完全無人化に挑む！』というテーマに沿って、倉庫内の作業で特に自動化が求められるところ、倉庫を完全自動化するための方法など議論が行われ、物流効率化・環境負荷低減に向けて、学生から意見・感想等を発表した。

(6) 交通環境教室

次世代を担う子供たちに、公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい、自発的に環境にやさしい行動をとれる人材を育て、さらには公共交通の利用促進を目的として「交通環境教室」を実施している。

令和4年度は、管内の小・中学生を対象に3回実施した。

3 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成23年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和4年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議を行った。（協議会：令和5年3月に書面協議を実施）

令和4年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設37カ所（25事業者）、トラック事業者施設8カ所（4事業者）の計45カ所（28事業者（うち1事業者は倉庫・トラック兼業））がリストアップされている。

4 バリアフリーの推進

(1) バリアフリー教室の開催

高齢者や障害者の疑似体験や介助体験を通じ、バリアフリーへの理解を深めるとともに、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障害者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するため、「バリアフリー教室」を開催している。

令和4年度は、第5表のとおり実施した。

第5表 バリアフリー教室開催実績（令和4年度）

開催場所	開催日	参加者
姫路市立坊勢中学校	9月 2日	1、2年生32名
姫路市立神南中学校	9月 6日 9月27日	1年生57名
しあわせの村	10月 2日	イベント来場者約200名
姫路市立船場小学校 (近畿運輸局と共催)	11月24日	4年生66名

(2) 関係機関との連携

「移動等円滑化評価会議近畿分科会」

バリアフリー法に基づき、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」が国土交通本省において平成31年2月に設置された。これを受け、地域のバリアフリー化を推進し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、近畿分科会が設置され、令和4年6月28日に「令和4年度移動等円滑化評価会議近畿分科会」を開催した。

「近畿ブロックユニバーサルデザイン推進本部」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、国土交通本省において関係する省内各部局が広く参画する「本省ユニバーサルデザイン推進本部」が令和3年3月26日に設置された。これを受け、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の策定促進等を図るため、令和3年4月22日に、近畿ブロックユニバーサル推進本部が設置された。令和4年度は4月に書面にて第2回推進本部会議が開催された。

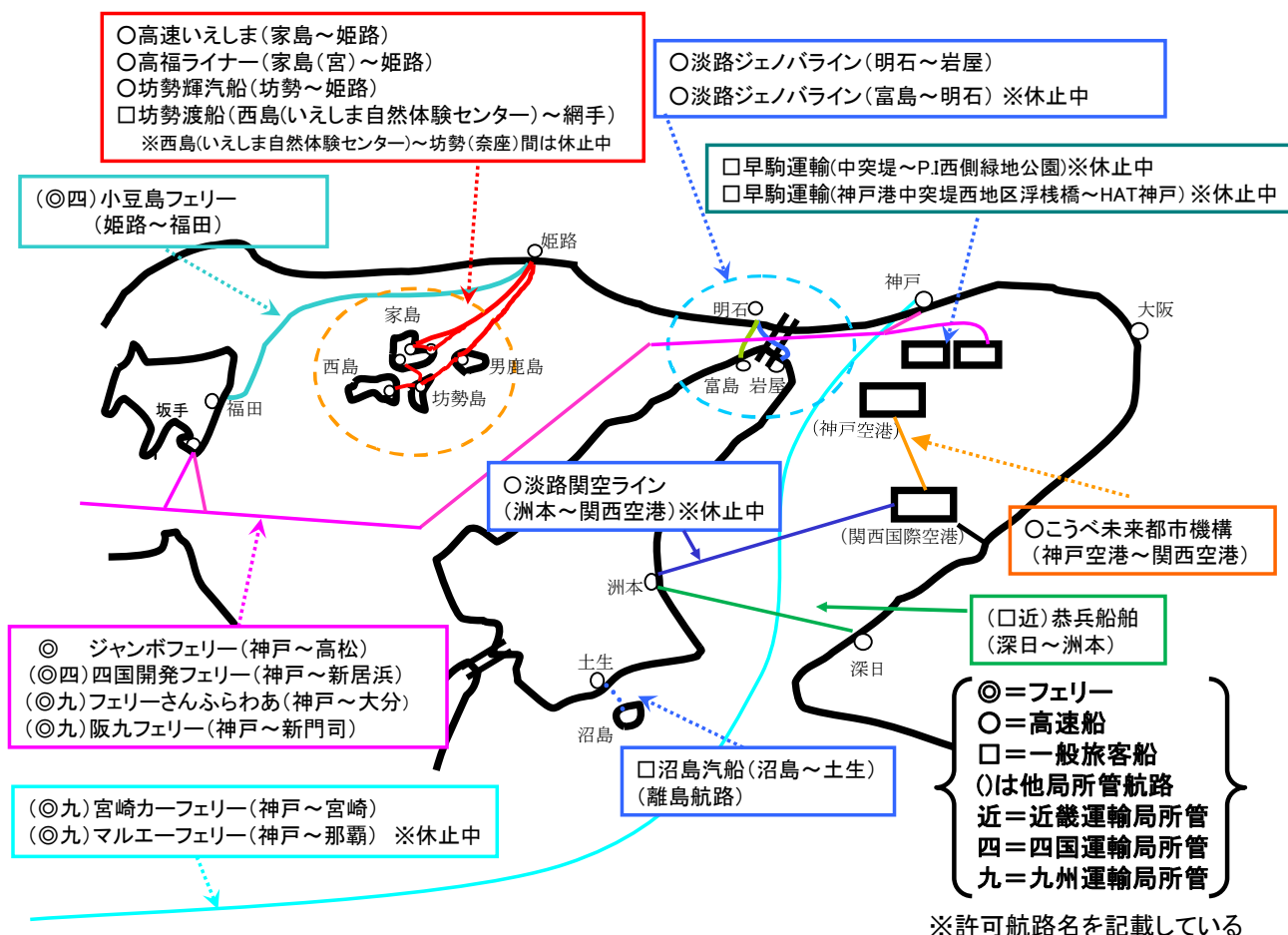
海事振興部
旅客課

1 旅客船事業の現況

管内における旅客船事業は、淡路島、小豆島、家島諸島、四国、九州方面への旅客輸送及び自動車航送を行っているもののほか、関西国際空港へのアクセス事業、神戸港、姫路港、及び東播磨港における通船事業並びに神戸港、鳴門海峡での遊覧船事業がある。

第1図 管内の一般旅客定期航路

(令和5年8月1日現在)



(1) 旅客船事業者数及び航路数

所管事業者数及び航路数の状況は、第1～2表のとおりである。

管内の令和5年4月1日現在の事業者数及び航路数は、一般旅客定期航路事業10社、13航路(うち、フェリーは1社、1航路)、旅客不定期航路事業は14社、36航路である。

第1表 旅客船事業者数

(各年度とも4月1日現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅客定期航路事業	11	10	10	10	10
旅客不定期航路事業	17	18	16	17	14

第2表 旅客船航路数

(各年度とも4月1日現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅客定期航路事業	14	13	13	13	13
旅客不定期航路事業	38	38	36	38	36

(2) 旅客船事業の増減状況等

令和4年度における旅客船事業の増減状況は、第3表及び第4表のとおりである。

第3表 旅客船事業の新規許可航路（所管航路）

事業区分	事業者名	航路名	許可年月日	事業開始年月日
旅客不定期航路事業	高山 知久	坊勢～西島（いえしま自然体験センター）	R4. 8. 29	R4. 8. 29
旅客不定期航路事業	高山 知久	坊勢～姫路	R4. 10. 25	R4. 10. 25

第4表 旅客船事業の廃止航路（所管航路）

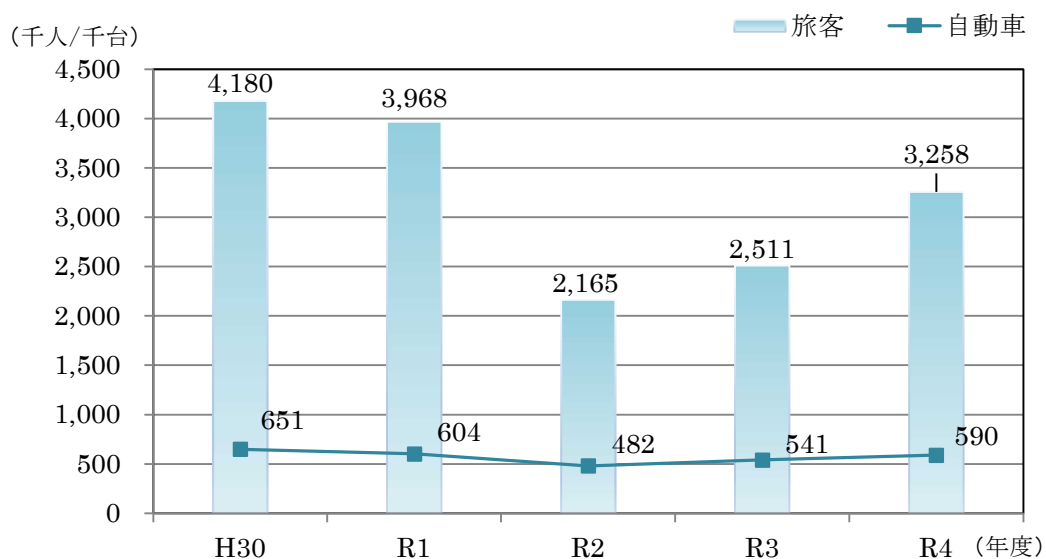
事業区分	事業者名	航路名	届出年月日	廃止年月日
旅客不定期航路事業	壱岐・対馬フェリー(株)	阪神港（神戸区）周遊	R4. 6. 20	R4. 6. 20
旅客不定期航路事業	山陰松島遊覧(株)	浜坂起点山陰海岸めぐり	R5. 1. 5	R4. 12. 31
旅客不定期航路事業	山陰松島遊覧(株)	浜坂～香住	R5. 1. 5	R4. 12. 31
旅客不定期航路事業	岩井 輝昭	新西宮ヨットハーバー起点大阪湾周遊	R5. 4. 11	R5. 1. 13

(3) 輸送実績の推移

管内発着航路の輸送実績(方面別・生活離島航路・神戸港起点遊覧船)の過去5年間の推移は、第2～6図のとおりである。(旅客には旅客輸送人員と航送旅客輸送人員を含む)

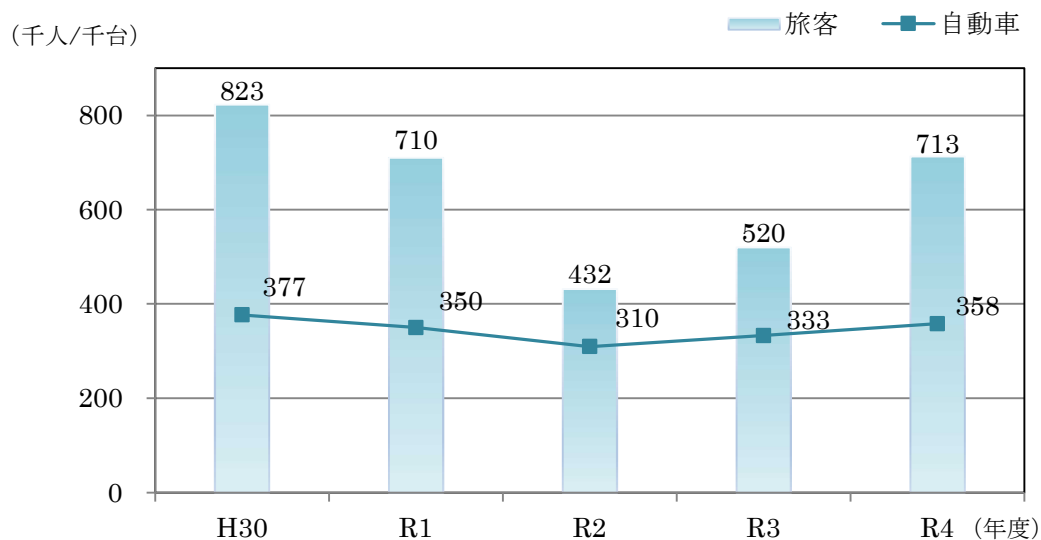
令和4年度における管内発着全航路(遊覧船等の不定期航路を含む)の輸送実績は、旅客3,258千人(129.8%)、自動車590千台(109.2%)となっている。(()内は対前年度比を示す。以下同じ。)

第2図 管内発着航路の輸送実績



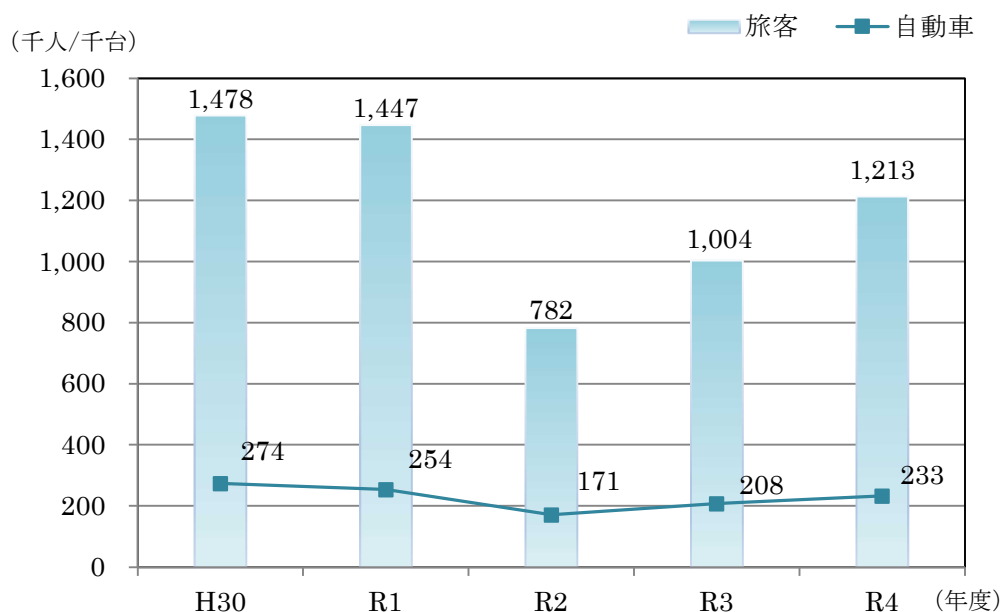
前述を方面別等に見た場合、九州方面の輸送実績は、旅客713千人(137.1%)、自動車358千台(107.4%)となっている。

第3図 方面別輸送実績(九州方面)



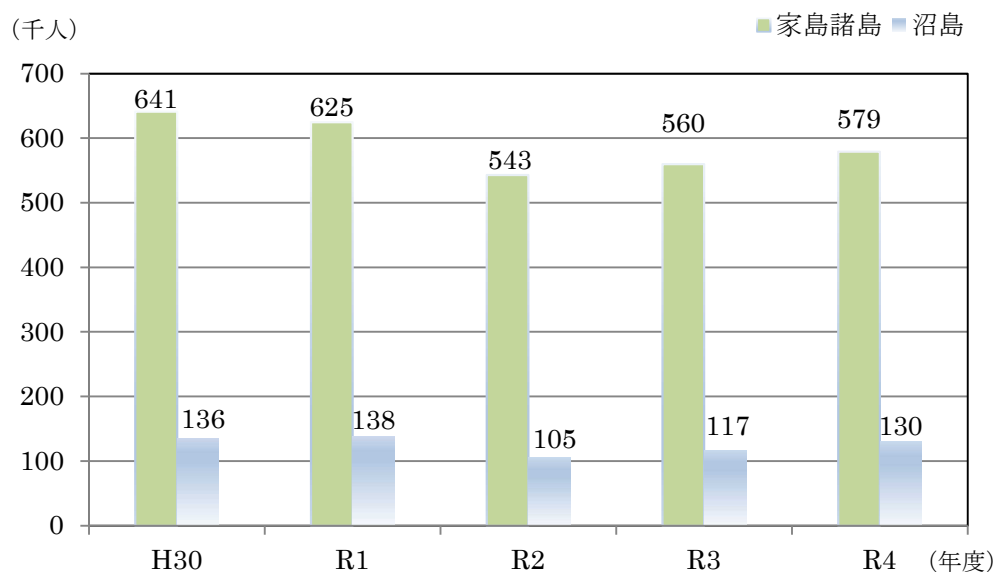
同様に淡路・四国方面の輸送実績は、旅客1,213千人（120.9%）、自動車233千台（112.0%）となっている。

第4図 方面別輸送実績（淡路・四国方面）



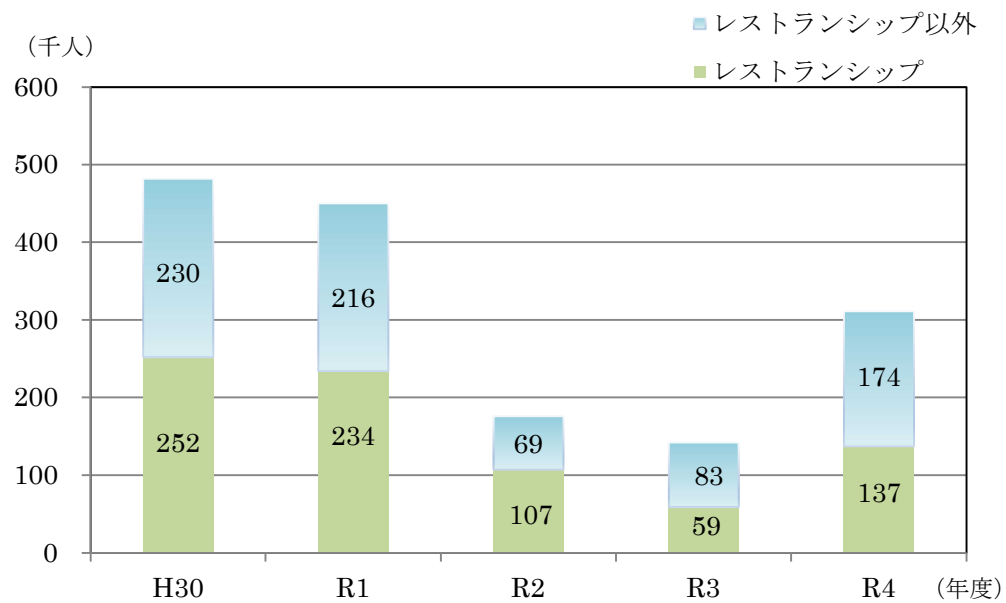
生活離島航路、家島諸島の輸送実績は、旅客579千人（103.4%）となっている。また、沼島の輸送実績は、旅客130千人（110.9%）となっている。

第5図 生活離島航路輸送実績（家島諸島・沼島）



神戸港起点遊覧船の輸送実績は、旅客 3 1 1 千人（2 1 9 . 9 %）となっている。

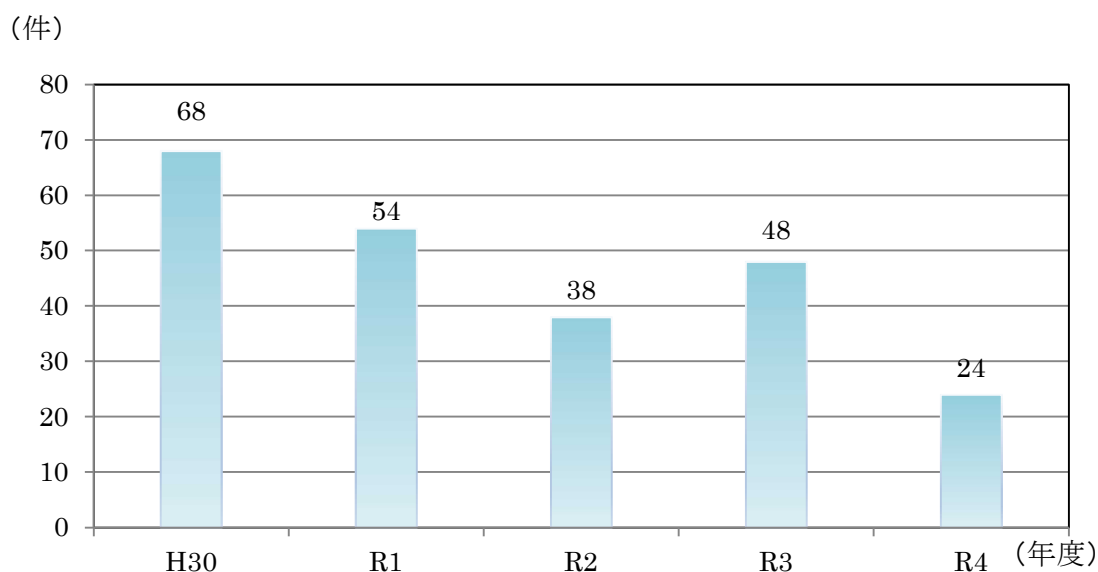
第 6 図 神戸港起点遊覧船の輸送実績



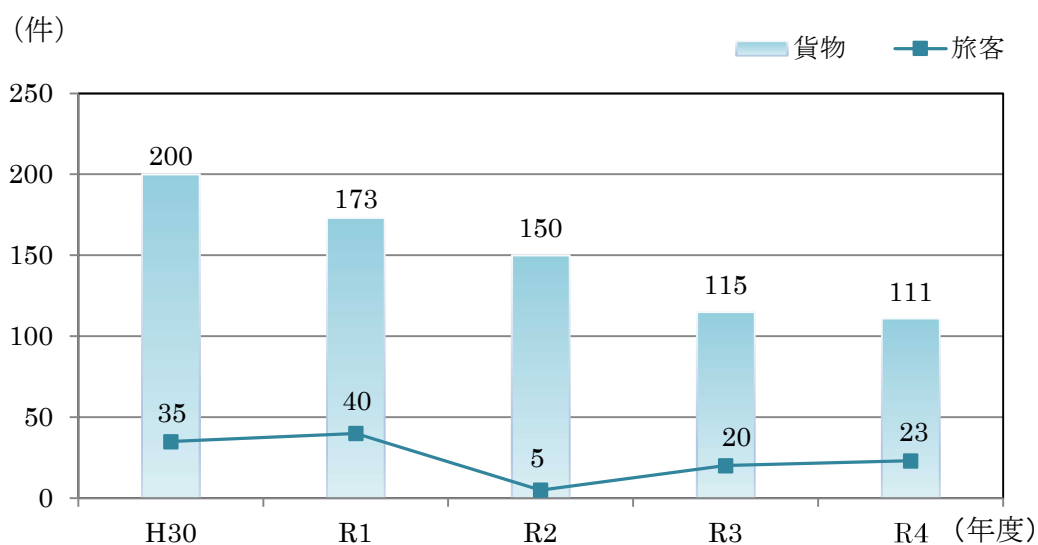
2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

船舶法第3条ただし書きの規定による外国籍船舶の不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許に係る特許通知書交付件数の推移は、第7～8図のとおりである。また、神戸運輸監理部が許可した沿岸輸送特許における貨物輸送量及び旅客輸送人員の推移、不開港場寄港特許における仕向港別内訳、沿岸輸送特許における輸送先別内訳は、第9～12図のとおりである。

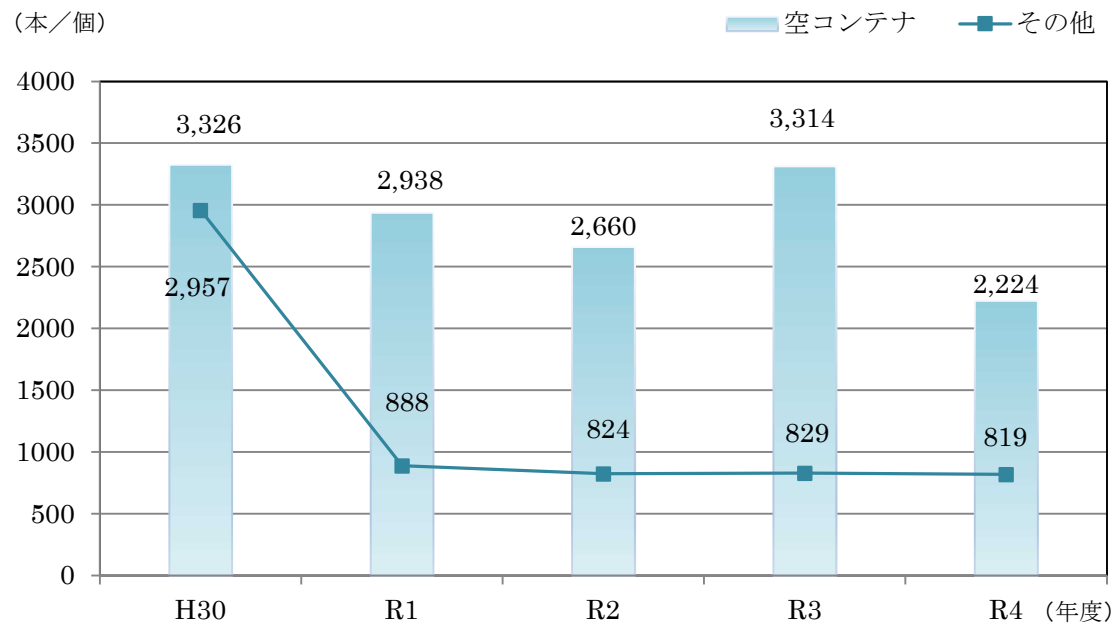
第7図 不開港場寄港特許通知書交付件数



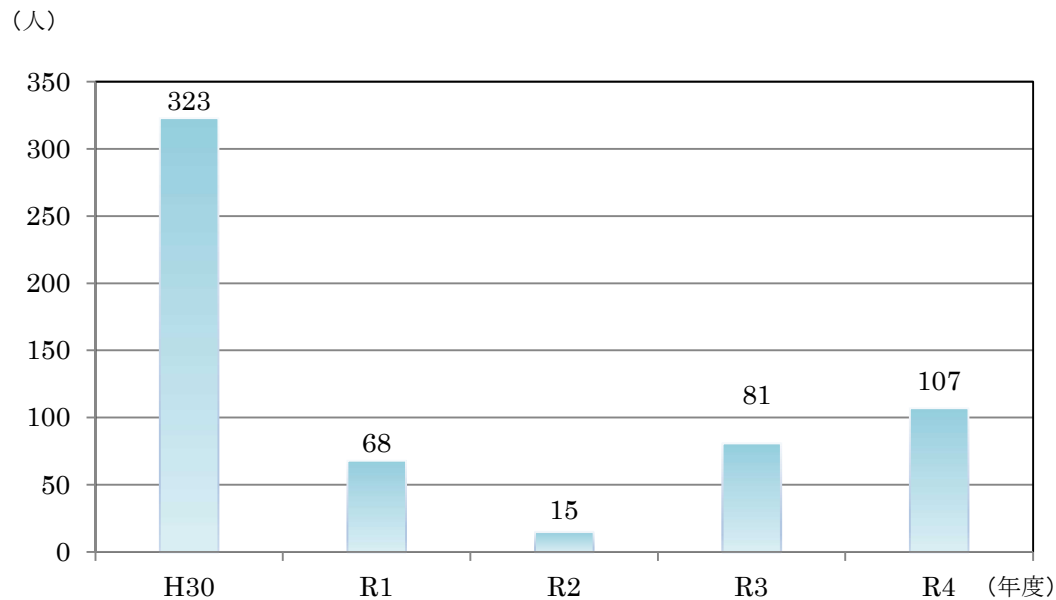
第8図 沿岸輸送特許通知書交付件数



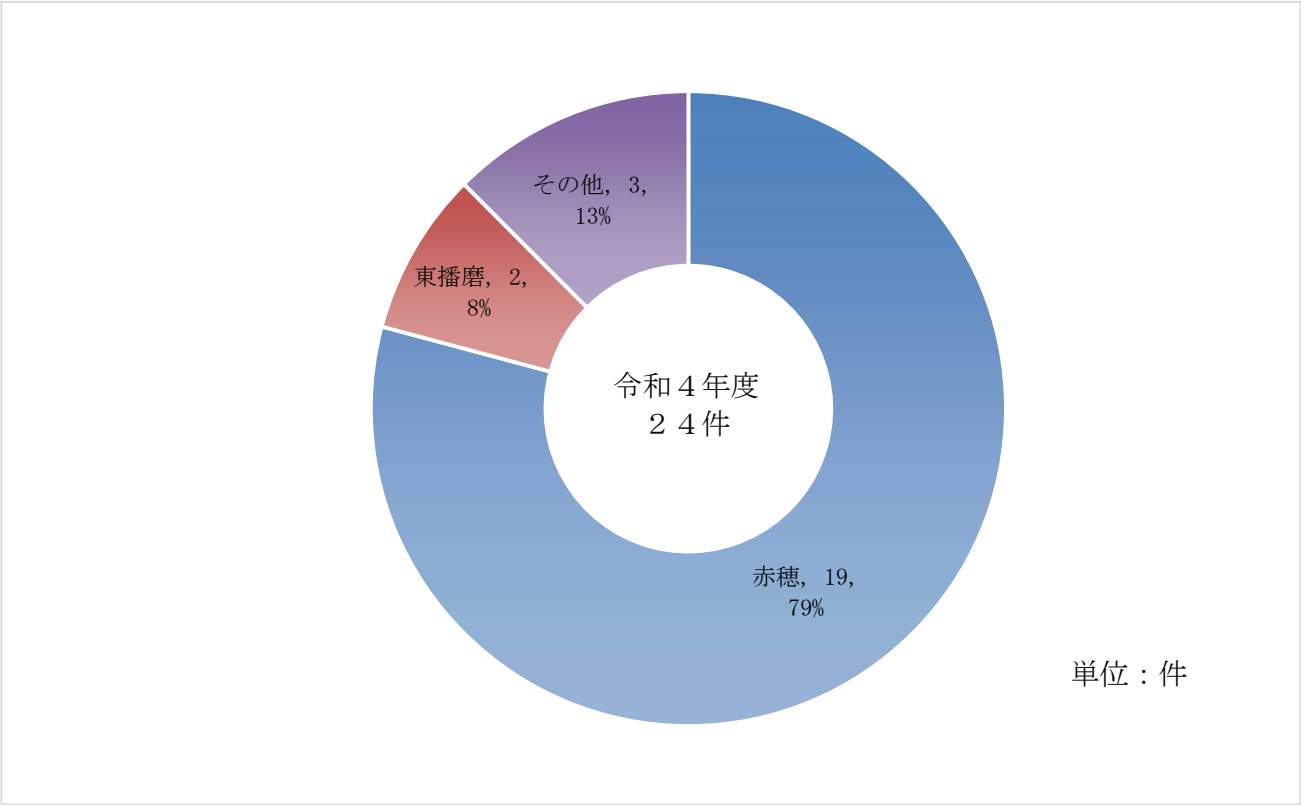
第 9 図 沿岸輸送特許における貨物輸送量



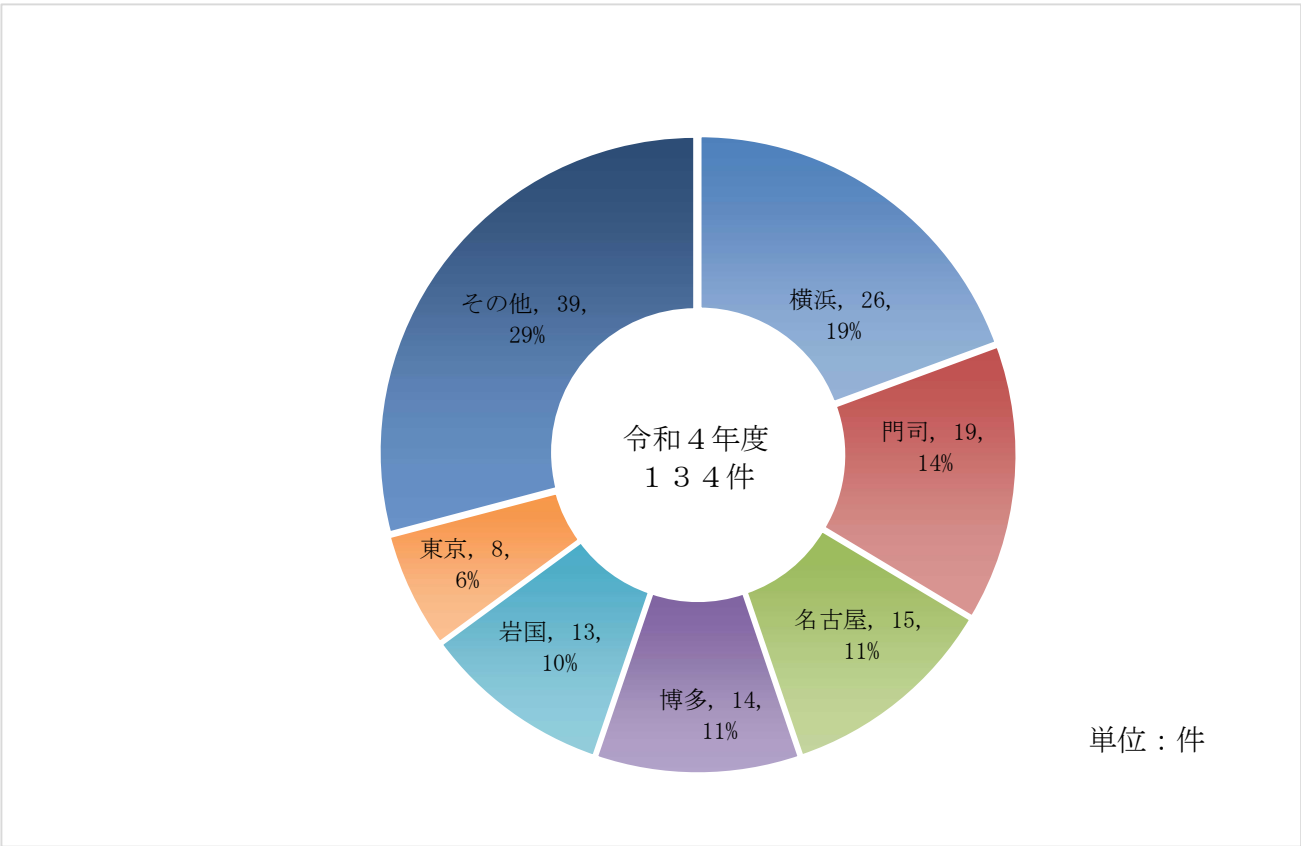
第 1 0 図 沿岸輸送特許における旅客輸送人員



第 1 1 図 不開港場寄港特許における仕向港別内訳



第 1 2 図 沿岸輸送特許における輸送先別内訳



3 海事思想の普及

四面を海に囲まれた我が国にとって、海は国民生活と密接に結びついており、我が国の経済、国民生活を支えるためには、広く国民の関心を海に向ける必要がある。そのため、神戸運輸監理部では、海洋国家日本の発展に資するよう、海事産業の活性化、海洋環境の保全、海上における安全確保等に関して海事思想の普及を図っている。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が継続する中、コロナ以前に開催されていたイベント等が規模を縮小もしくは形を変え、再開を始めた。

今年度、参画した海事思想普及の取り組みは第4表のとおりである。

第4表 海事思想普及の取り組み

行事名等	概要
神戸港ポート天国 (7月18日)	PRブースによる神戸運輸監理部の取り組みの紹介や各種海事広報の実施
客船フェスタ (7月23日)	クルーズのPR、各種ワークショップ等の実施 ※関西クルーズ振興協議会として参画
姫路港ふれあいフェスティバル (10月23日)	PRブースによる海事広報の実施
新造船フェリーの船内動画撮影 (10月以降)	管内発着の新造船フェリー(2社)の船内にて、船旅の魅力を伝える動画を撮影しSNSで公開
観光船試乗会 (令和5年2月20日)	神戸港内発着遊覧船「bohbohKOBE」船内にて、交通事業者、観光関係者、情報誌関係者等を対象に、観光船事業者によるプレゼンと令和3年10月にオープンした「atoa」の施設紹介

4 感染症拡大防止対策に関する補助制度

令和4年度に、離島航路事業者等が行う経営改善計画(感染症拡大防止に対策を含む)に関する補助金の2次募集が行われ、管内旅客船事業者による利用があった。

(1) 令和3年度1次補正2次募集

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

(情報化・データ化等による地域交通の経営改善支援事業)

(2) 補助概要

補助対象事業者

- ・離島航路事業及び離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者

補助対象事業内容

- ・公共交通のデジタル化・システム化に要する費用並びにこれらの技術研修及び調査費用
- ・感染症拡大防止対策のための設備の導入等に要する費用

(3) 利用社数

3社

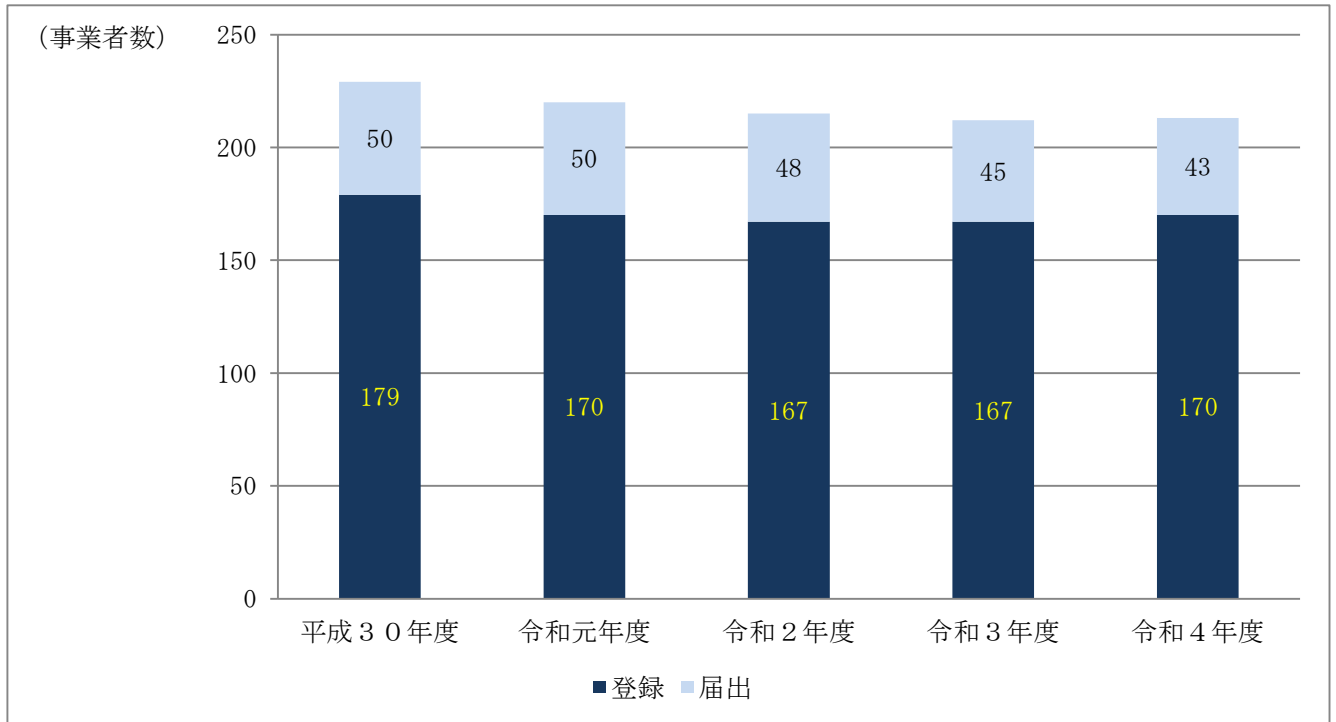
海事振興部
貨物・港運課

1 内航海運の現況

(1) 内航海運登録事業者数等

管内の内航海運事業者数は、第1図のとおりである。

第1図 管内の内航海運事業者数の推移（各年度末現在）



(2) 法人・個人別事業者数

管内の法人・個人別の登録事業者数は、第1表のとおりである。

第1表 法人・個人別登録事業者数（各年度末現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内航海運業 登録事業者 数	179 (9)	170 (8)	167 (8)	167 (8)	170 (7)

() は個人事業者数で内数

(3) 船種・船型別船腹量及び隻数

令和4年度末の管内の所有船舶の船種・船型別船腹量及び隻数は第2表のとおりである。

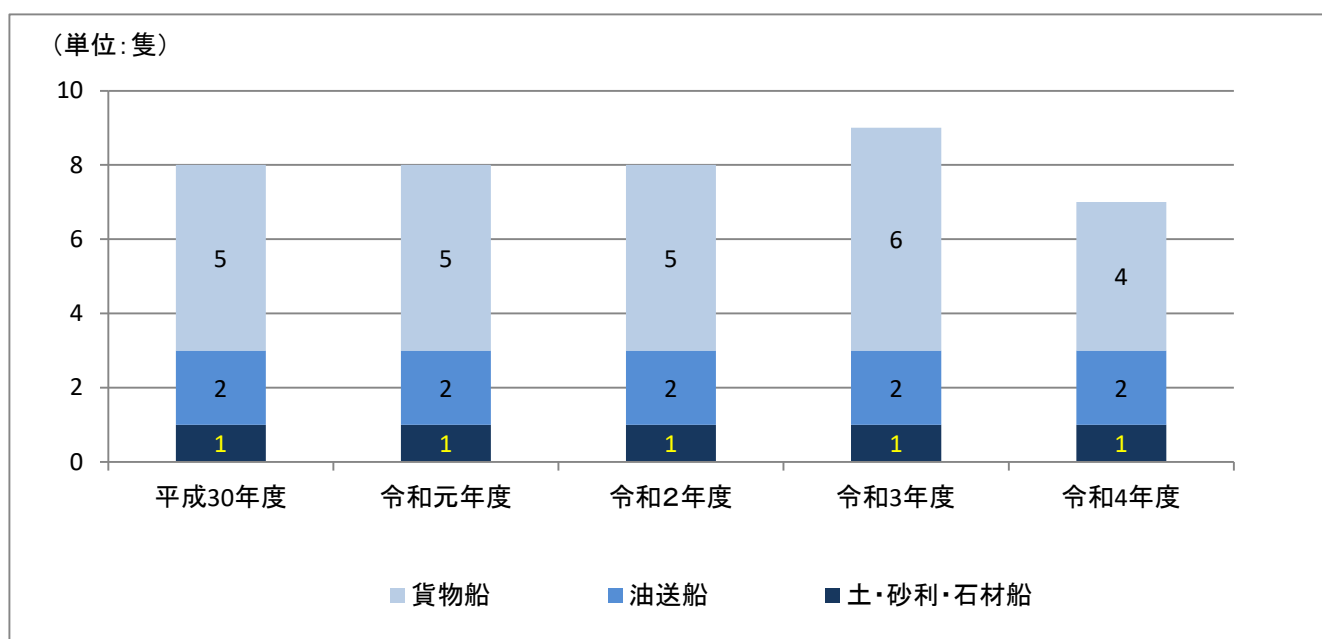
第2表 船種・船型別船腹量及び隻数 (令和5年3月末現在)

船腹量区分及び隻数		貨物船	土・砂利・石材専用船	セメント専用船	自動車専用船	油送船	特殊タンク船	合 計
100G/T未満	船腹量(G/T)	1,463	150	0	0	375	0	1,988
	隻数(隻)	57	2	0	0	7	0	66
100～499G/T	船腹量(G/T)	60,977	15,557	0	0	10,109	864	87,507
	隻数(隻)	170	34	0	0	27	2	233
500～699G/T	船腹量(G/T)	7,601	0	0	0	1,100	1,226	9,927
	隻数(隻)	13	0	0	0	2	2	17
700G/T～	船腹量(G/T)	106,505	8,218	9,957	0	25,393	6,949	157,022
	隻数(隻)	42	5	1	0	7	3	58
合 計	船腹量(G/T)	176,546	23,925	9,957	0	36,977	9,039	256,444
	隻数(隻)	282	41	1	0	43	7	374

(4) 自家用船舶使用届出状況 (100 総トン以上)

管内の自家用船舶の使用届出状況は、第2図のとおりである。

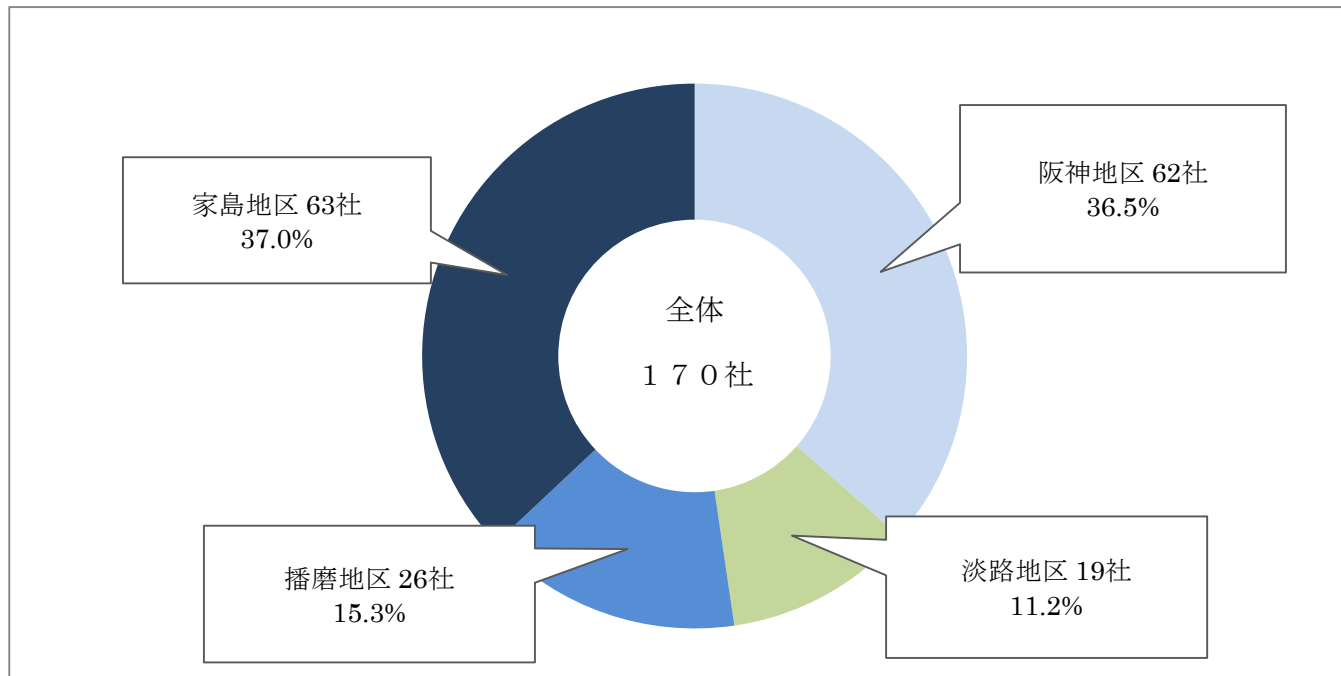
第2図 管内の自家用船舶使用届出状況 (各年度末現在)



(5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況

管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況は、第3図のとおりである。

第3図 管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況（令和5年3月末現在）

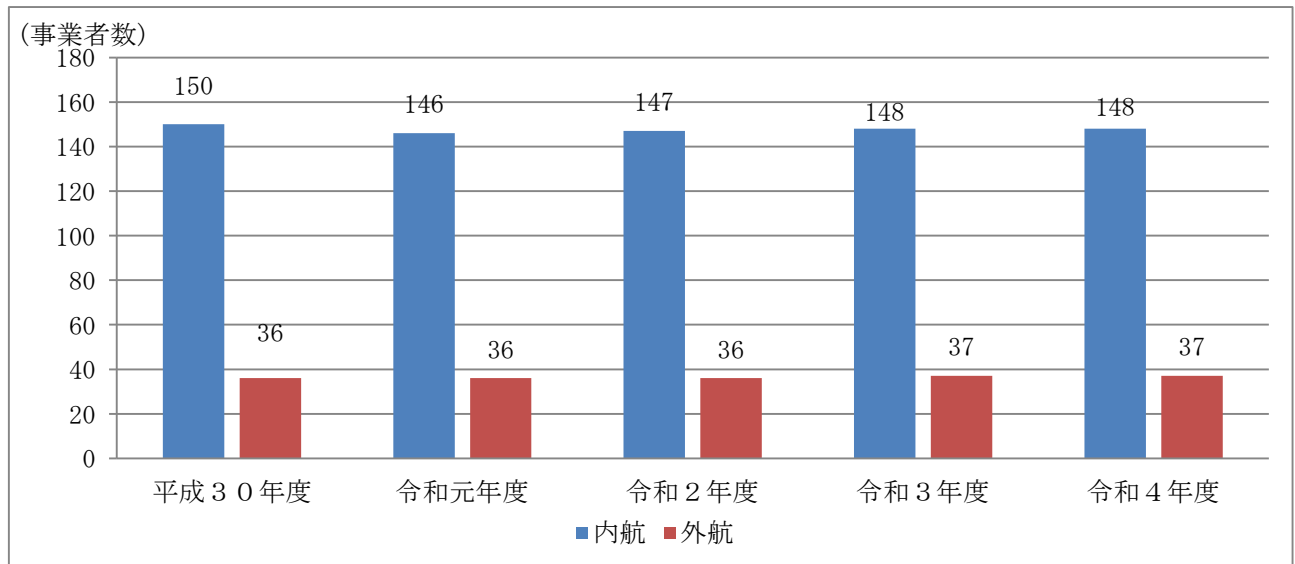


2 貨物利用運送事業の現況

管内の貨物利用運送事業者数は、第4図のとおりである。

(ただし、内航運送及び外航運送に係る第一種貨物利用運送事業者に限る。)

第4図 管内の貨物利用運送事業者数の推移（各年度末現在）

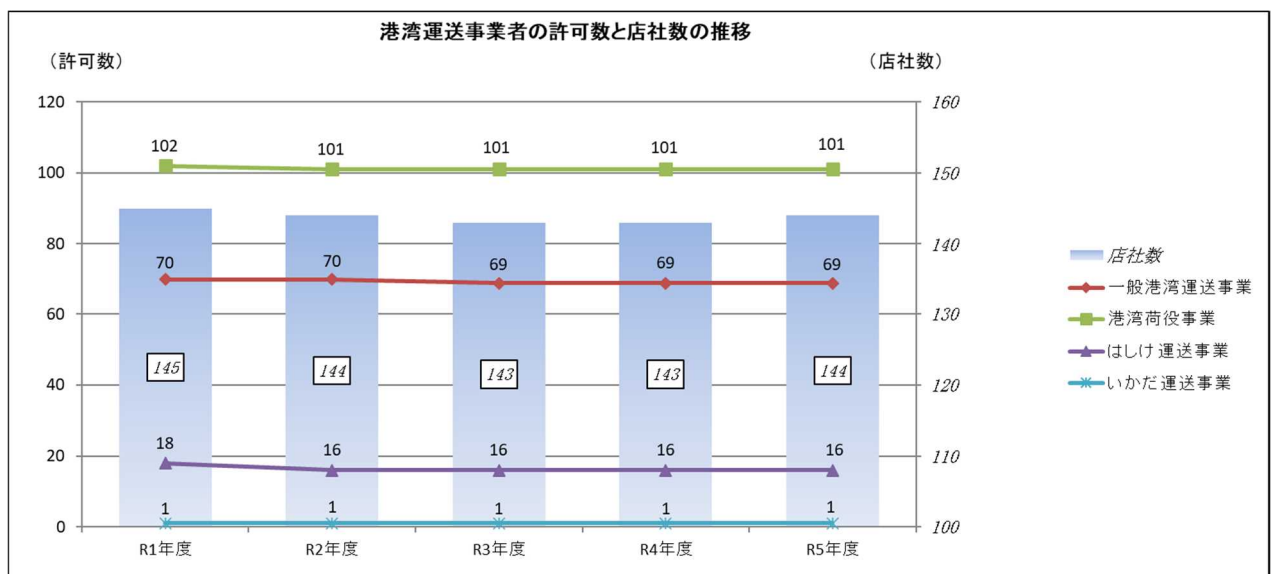


3 港湾運送事業の現況

(1) 港湾運送事業者数・許可数

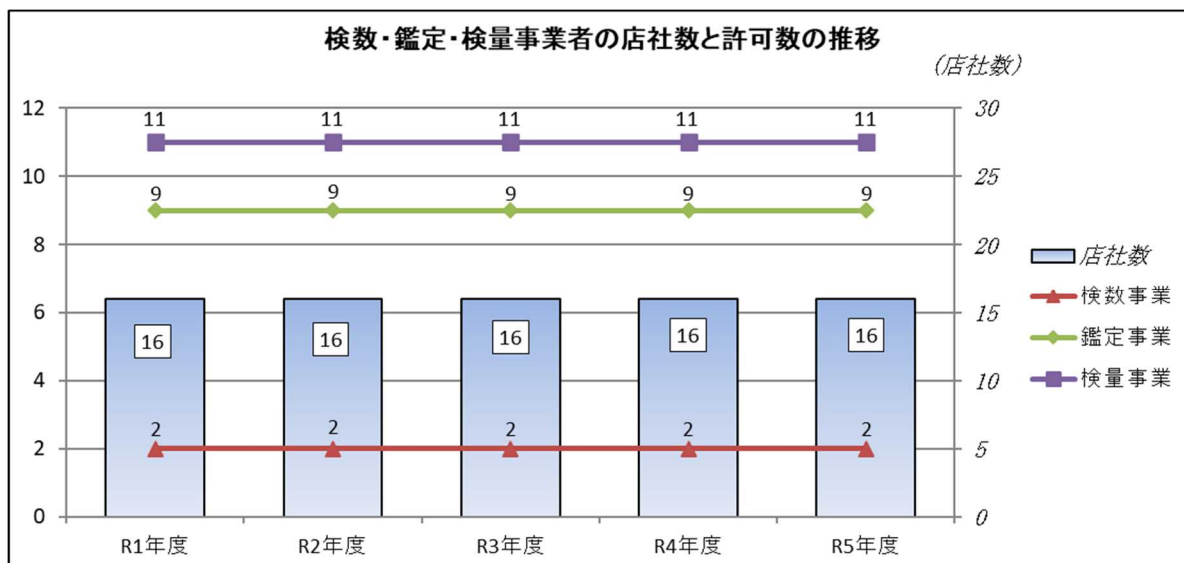
管内の指定港湾各地における許可数及び店社数（事業者数）等の推移は第5図から第7図のとおりである。

第5図 管内の港湾運送事業者の許可数及び店社数の推移（各年6月1日現在）

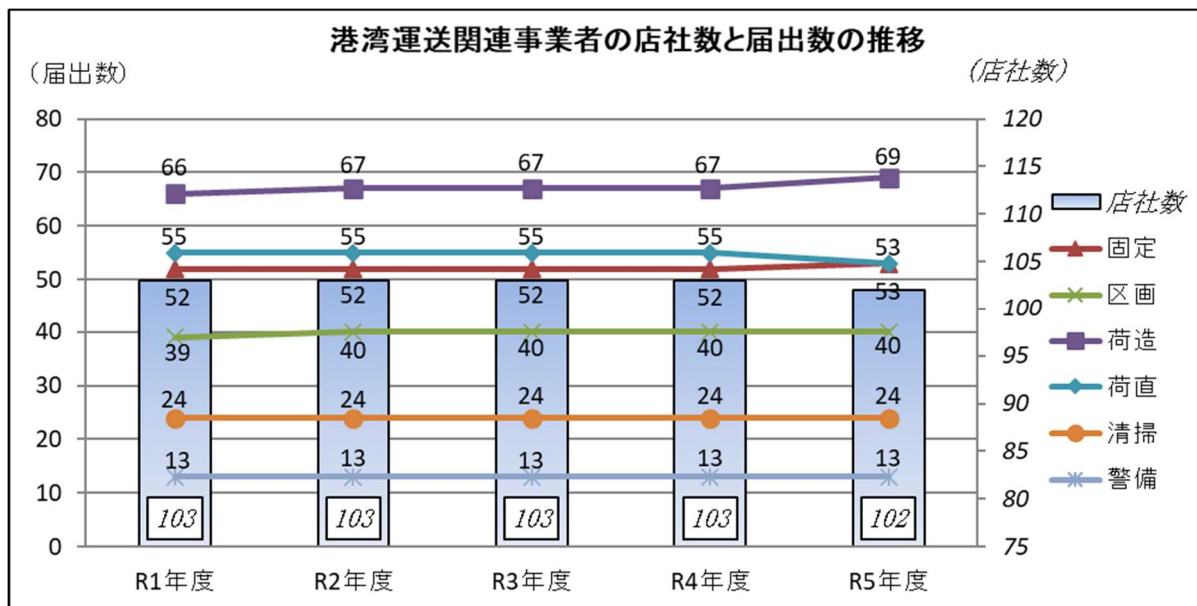


第6図 管内の検数・鑑定・検量事業者の店社数と許可数の推移 (各年6月1日現在)

注. 検数・鑑定・検量事業については全国一律許可



第7図 管内の港湾運送関連事業者の店社数と届出数の推移 (各年6月1日現在)



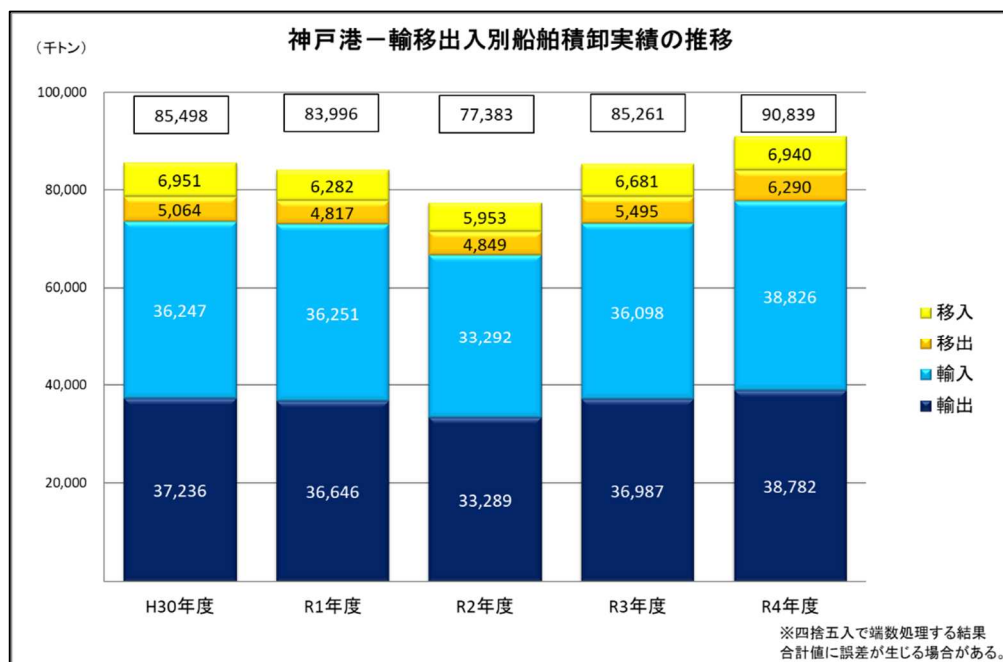
(2) 港湾運送実績

※ () 内%は対前年度比を示す

管内の港湾運送事業法の指定港である神戸港、尼崎西宮芦屋港、姫路港及び東播磨港の船舶積卸実績は、第8図から第11図のとおりである。

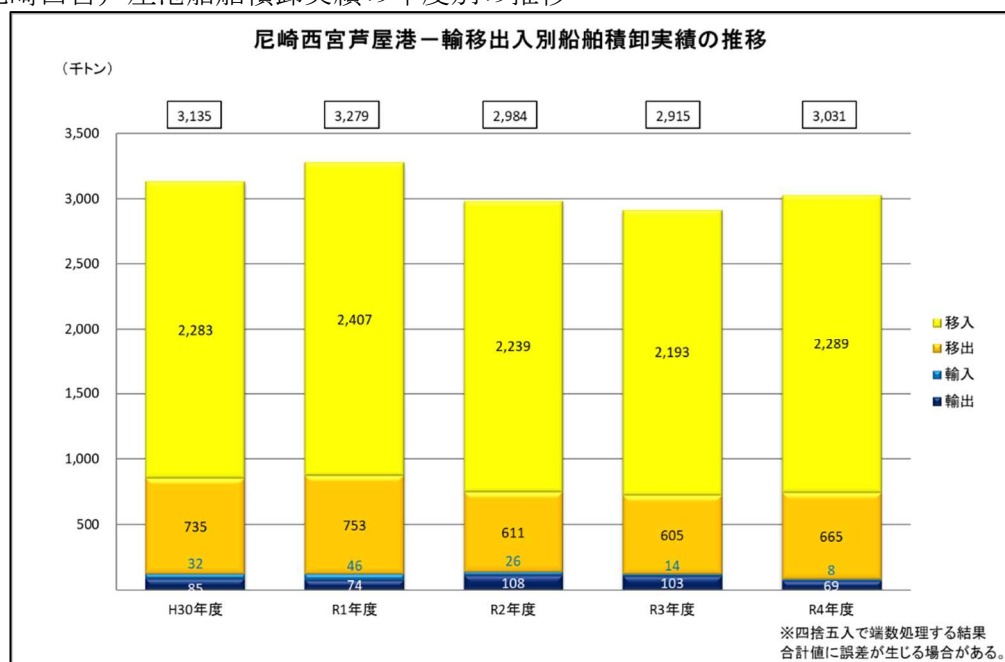
神戸港における令和4年度の総取扱貨物量は、90,839千トン(106.5%)であった。品目別では、コンテナ貨物74,532千トン(105.0%)、石炭4,872千トン(161.8%)、自動車2,477千トン(98.7%)、鉄鋼1,815千トン(92.6%)となっている。

第8図 神戸港船舶積卸実績の年度別の推移



尼崎西宮芦屋港における令和4年度の総取扱貨物量は、3,031千トン（104.0%）であった。品目別では、自動車1,614千トン（109.5%）、鉄鋼825千トン（93.3%）、金属くず145千トン（95.0%）の3品目で全体の約9割を占めている。

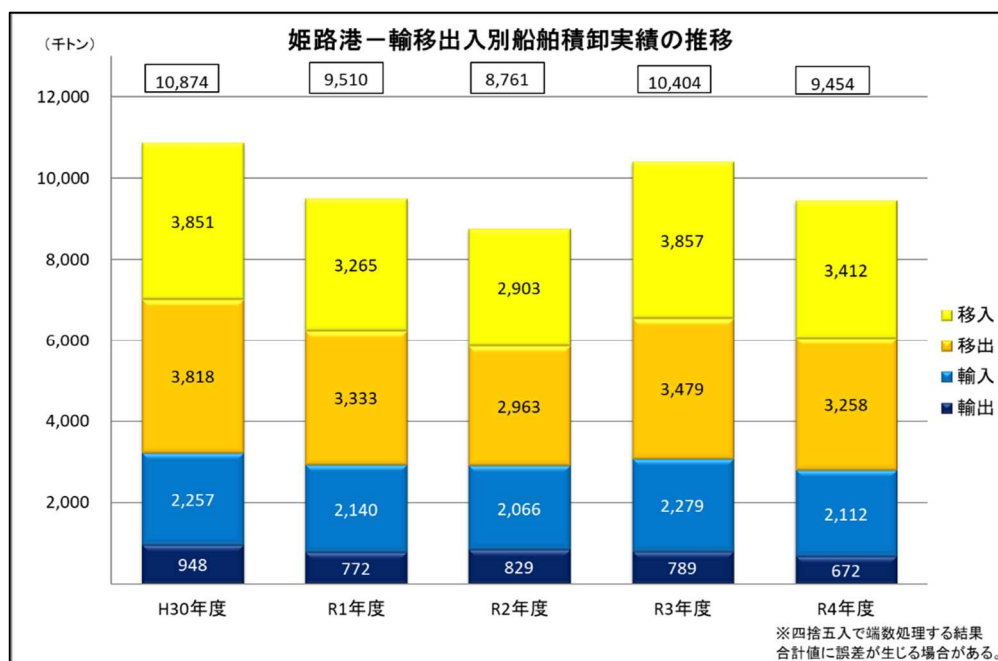
第9図 尼崎西宮芦屋港船舶積卸実績の年度別の推移



姫路港における令和4年度の総取扱貨物量は、9,453千トン（90.9%）であった。品目別では、鉄鋼5,088千トン（88.8%）、石炭1,637千トン

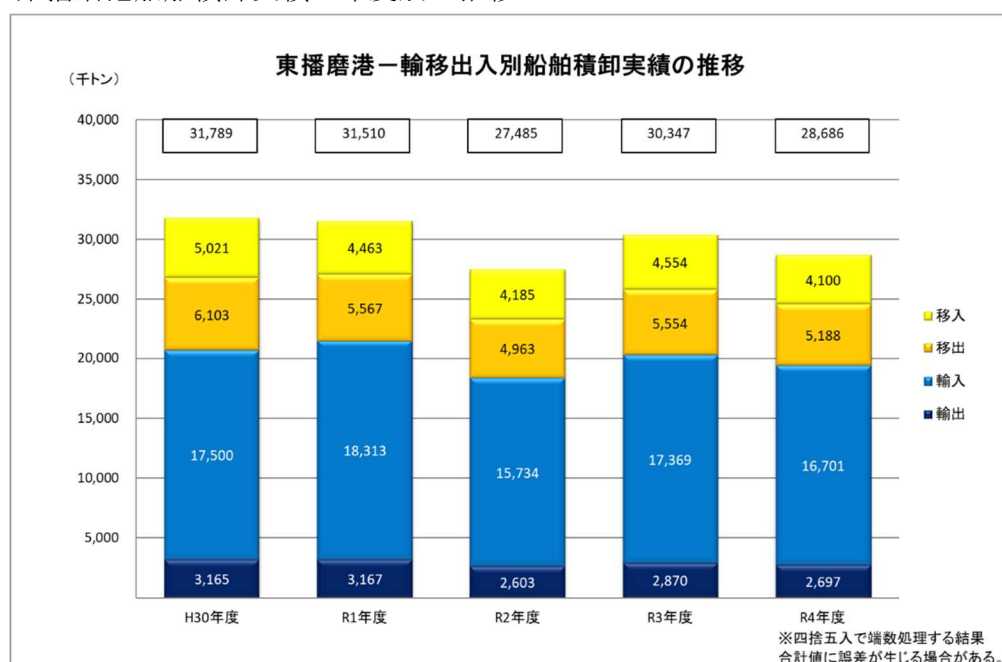
(112.5%)、金属くず929千トン(83.8%)の3品目で全体の約8割を占めている。

第10図 姫路港船舶積卸実績の年度別の推移



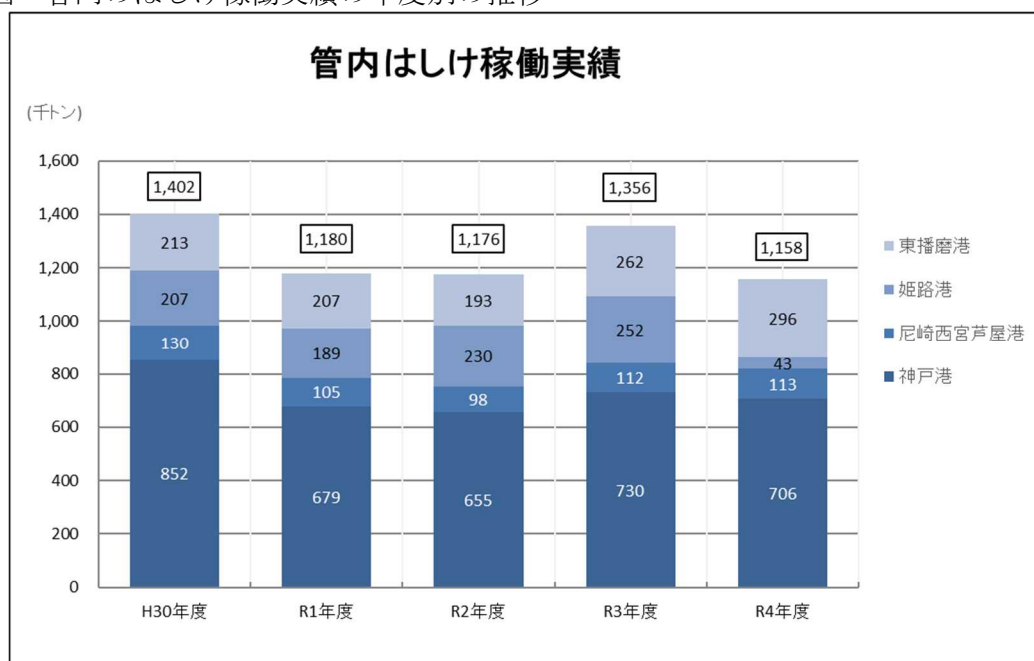
東播磨港における令和4年度の総取扱貨物量は、28,686千トン(94.5%)であった。品目別では、金属鉱10,560千トン(93.4%)、石炭6,492千トン(93.7%)、鉄鋼5,413千トン(96.8%)の3品目で全体の約8割を占めている。

第11図 東播磨港船舶積卸実績の年度別の推移



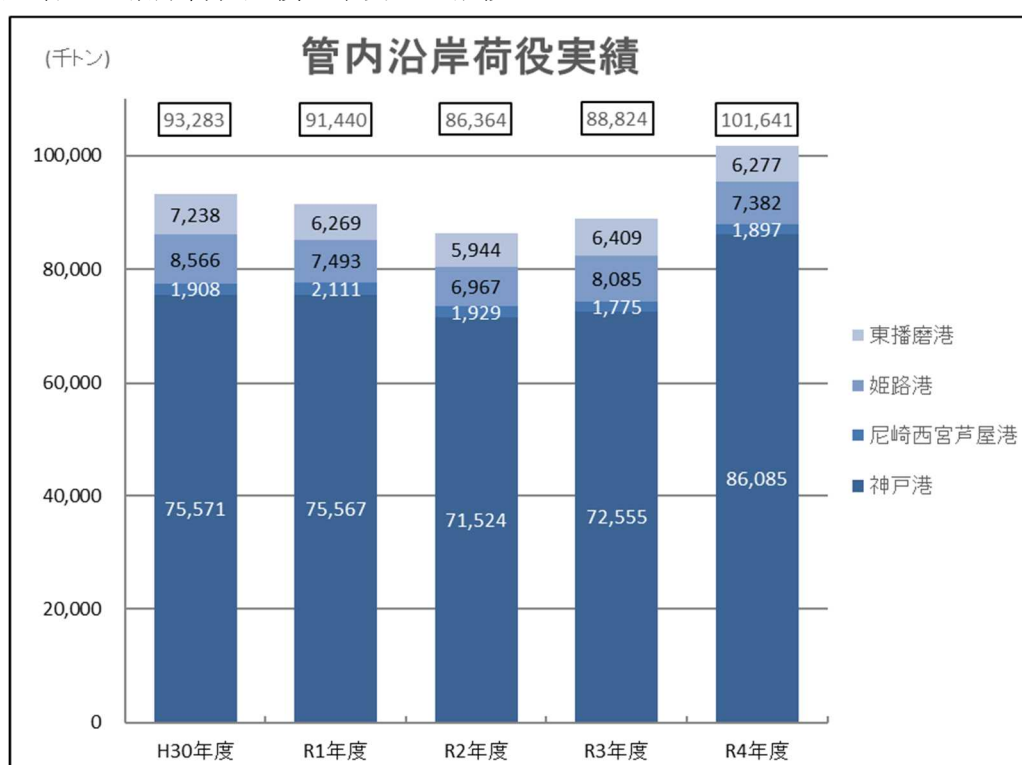
はしけ稼働実績は、第１２図のとおりである。神戸港における令和５年３月末現在の港運はしけ保有状況は、計１０９隻５８，３３９積トンであり、令和４年度の輸送実績は７０６千トン（９６．７％）であった。

第１２図 管内のはしけ稼働実績の年度別の推移



各港別の沿岸荷役の実績は、第１３図のとおりである。管内における令和４年度の沿岸荷役実績は１０１，６４１千トン（１１４．４３％）であった。

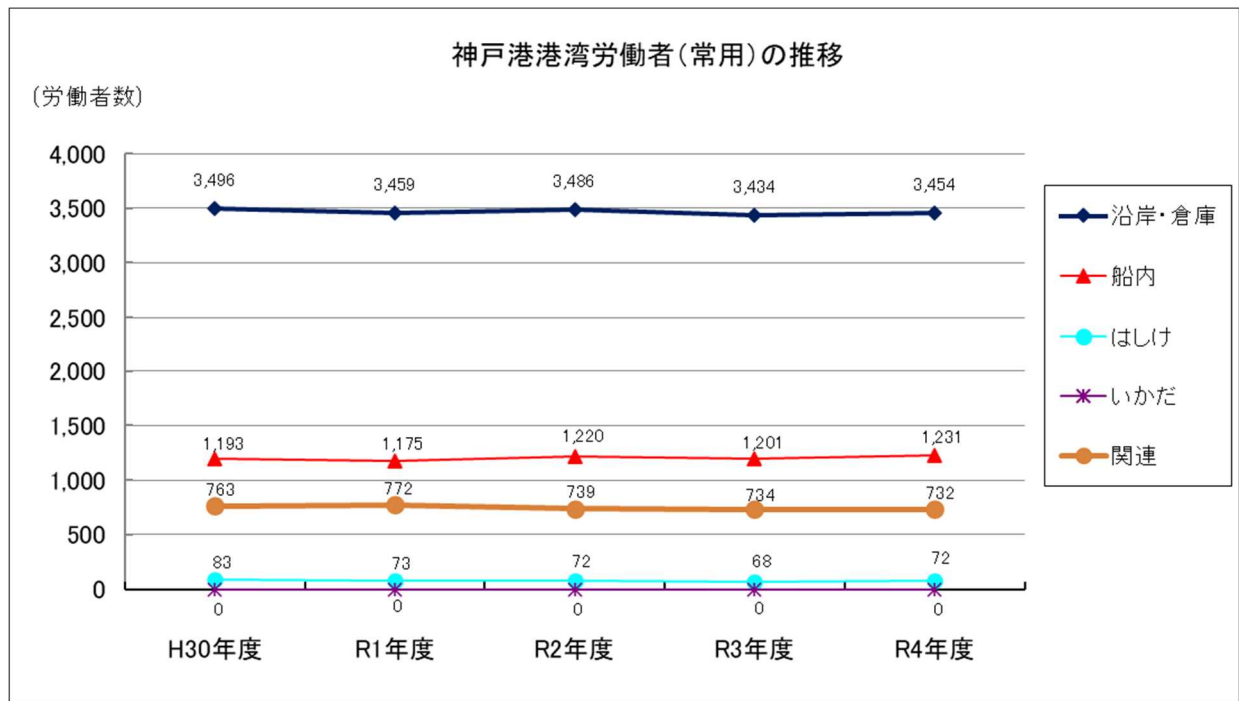
第１３図 管内の沿岸荷役実績の年度別の推移



(3) 港湾労働者の現況

神戸港の常用港湾労働者数は、令和5年3月末における港湾労働法上の届出数で5,489人（対前年同月比101.0%）であった。

第14図 神戸港における港湾労働者数（常用）の推移（各年度末現在）



（資料）神戸公共職業安定所

海事振興部
船舶産業課

1 造船業の現況

(1) 造船所の状況

管内造船所の数は、第1表のとおりである。

第1表 管内造船所数（令和5年8月末日現在）

神戸運輸監理部管内造船所数			
（令和5年8月末日現在）			
造船法		小型船造船業法	造船所数合計
許 可	届 出	登録	
造船所数	造船所数	造船所	
20	21	23	64
（注） 1. 国土交通省資料による 2. 造船法許可造船所は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所 3. 小型船造船業登録造船所は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船（500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。）及び木船を製造、修繕することができる造船所 4. 造船所数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている造船所の数			

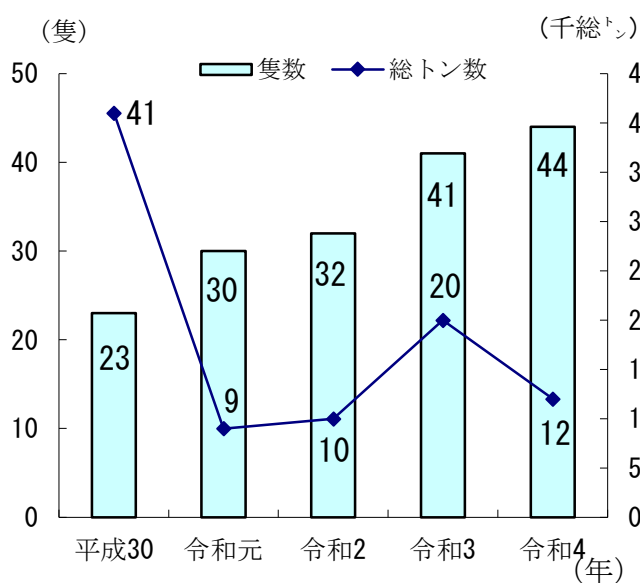
(2) 船舶の建造・修繕実績

※（ ）内％は対前年比を示す

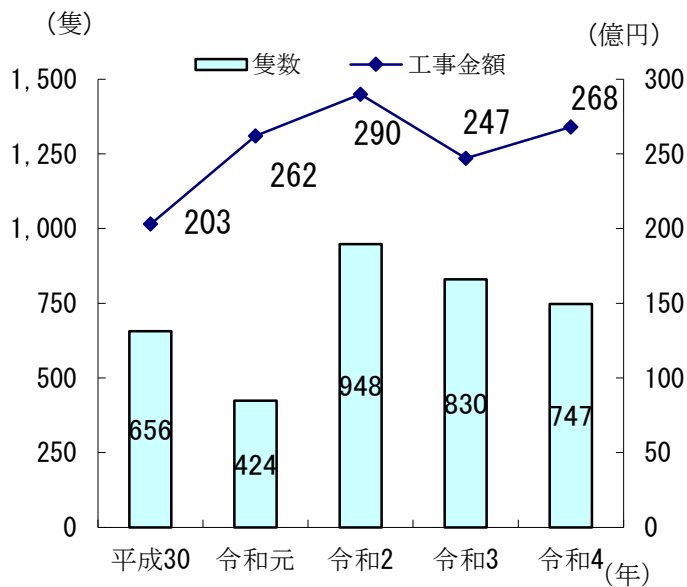
令和4年の管内建造実績は44隻（107.3％）、総トン数は12,331トン（61.1％）であり、隻数は増加したが総トン数は減少した。

また、修繕実績は747隻（90.0％）、工事金額は268億円（108.5％）となり、隻数は減少したが工事金額は増加した。

第1図 建造実績の推移



第2図 修繕実績の推移



注) 管内建造および修繕実績は、造船造機統計調査の調査票情報による

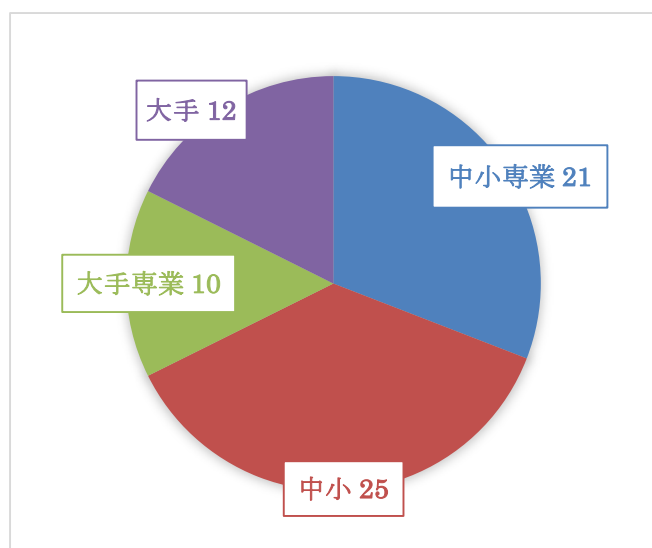
2 船用工業の現況

(1) 船用工業事業所数

管内の船用工業事業所数は68事業所で、このうち、中小企業（資本金1億円以下の事業者）の事業所数は46事業所であった。

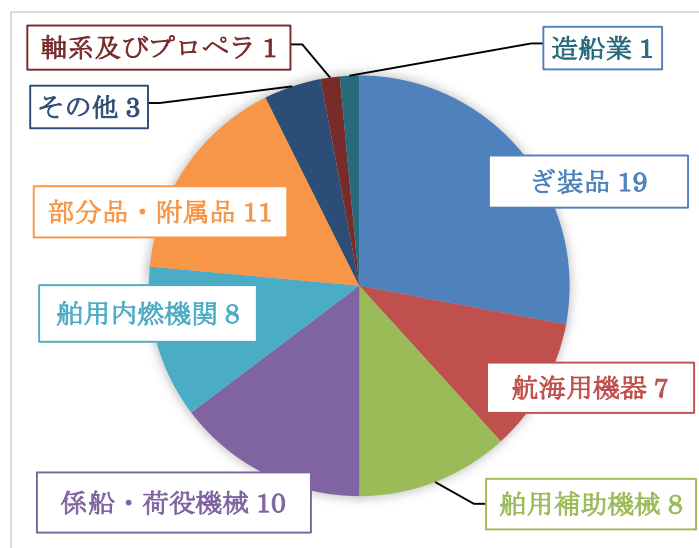
第3図 資本金別・船用比率別事業所数

(令和4年12月31日現在)



第4図 業種別事業所数

(令和4年12月31日現在)



注) 船舶用機関又はぎ装品（これらの部分品・附属品を含む）の製造又は修繕のための事業所（工場）を有し、常時5人以上の従業員を使用している事業所。造船法に基づく報告書をもとに作成しているため、提出状況により変動がある。「専業」とは、船用比率が50%を超えるものをいう。

(2) 船用工業の実績

(ア) 生産動向

令和4年の管内船用工業事業者における生産額は、対前年比12.1%増の2,266億円となった。

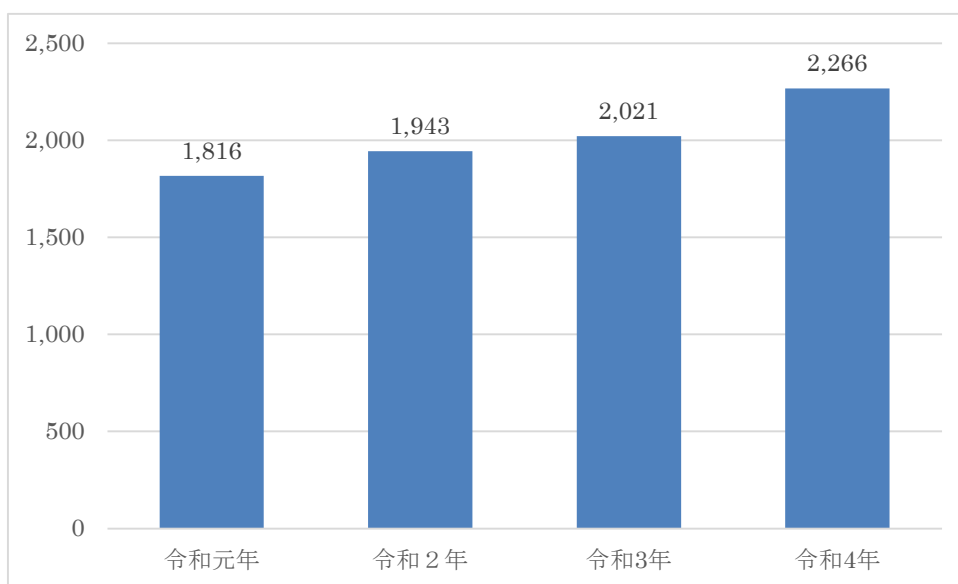
業種別で生産額が増加した製品は、次のとおりである。

船用補助機械	347億円（前年比	102.3%増）
船用内燃機関	1,302億円（前年比	17.2%増）
ぎ装品	174億円（前年比	13.5%増）
軸系及びプロペラ	188億円（前年比	11.7%増）

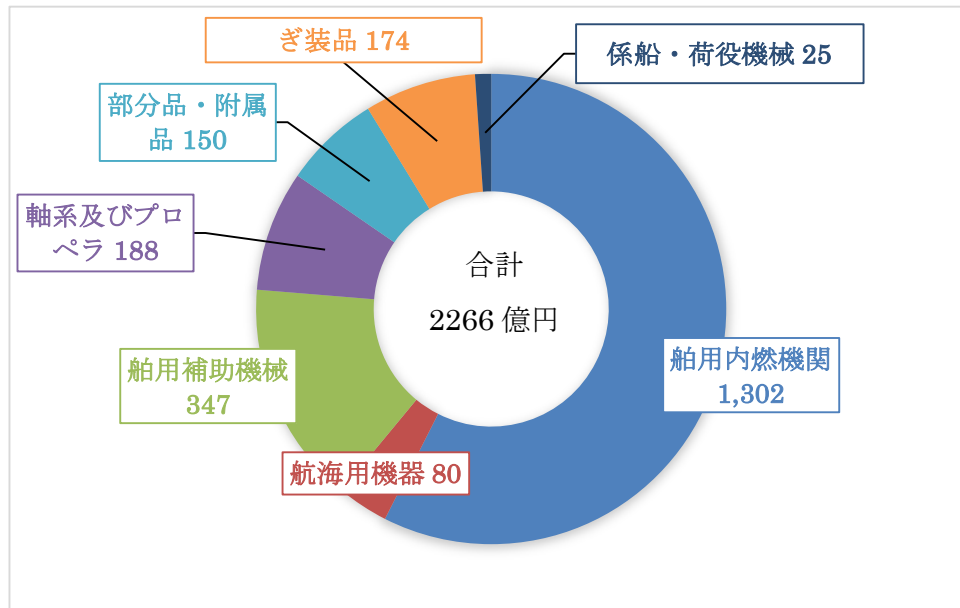
業種別で生産額が減少した製品は、次のとおりである。

航海用機器	80億円（前年比	64.4%減）
係船・荷役機械	25億円（前年比	21.1%減）
部分品・附属品	150億円（前年比	7.0%減）

第5図 生産実績の推移（単位：億円）



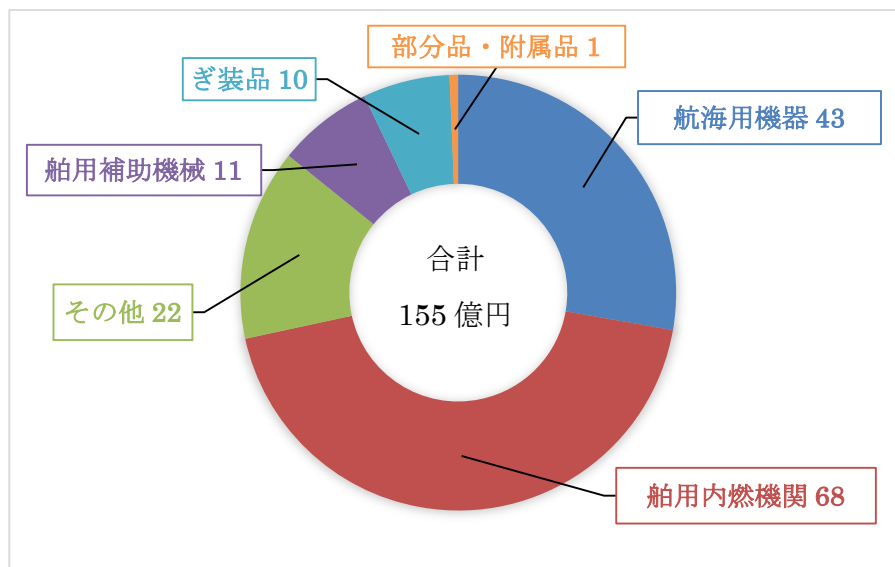
第6図 令和4年 業種別生産実績



(イ) 修繕動向

令和4年の管内船用工業事業者における修繕額は、対前年比13.1%増の155億円となった。

第7図 令和4年 業種別修繕実績



(ウ) 輸出動向

令和4年の管内船用工業製品の輸出額は対前年比18.6%減の801億円となった。品目別で輸出額が増加した製品は、次のとおりである。

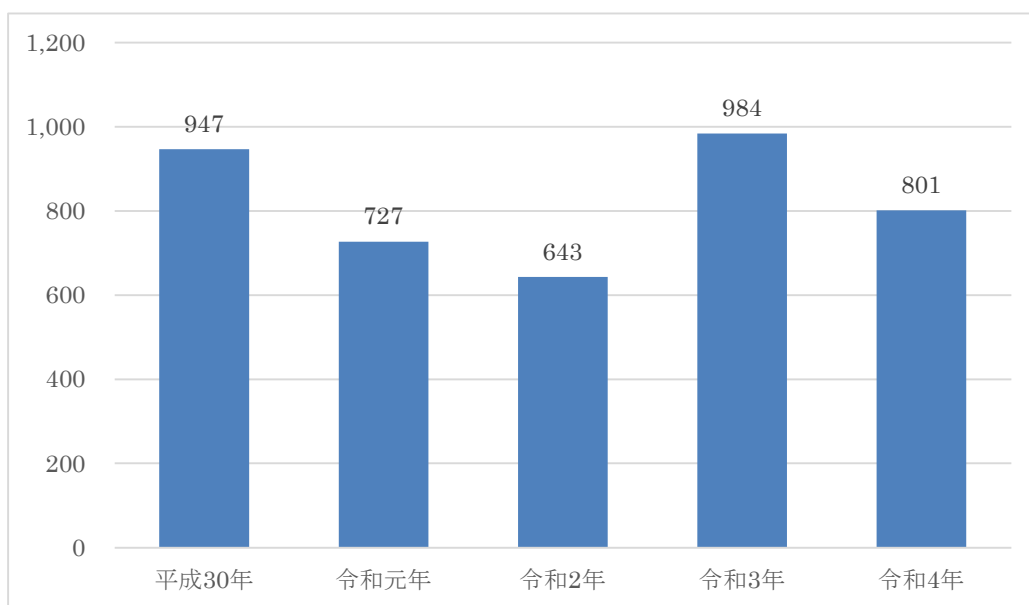
船舶補助機械	125億円（前年比 65.8%増）
船舶ボイラ	7百万円（前年比 1.8%増）
航海用機器	262億円（前年比 13.7%増）

品目別で輸出額が減少した製品は、次のとおりである。

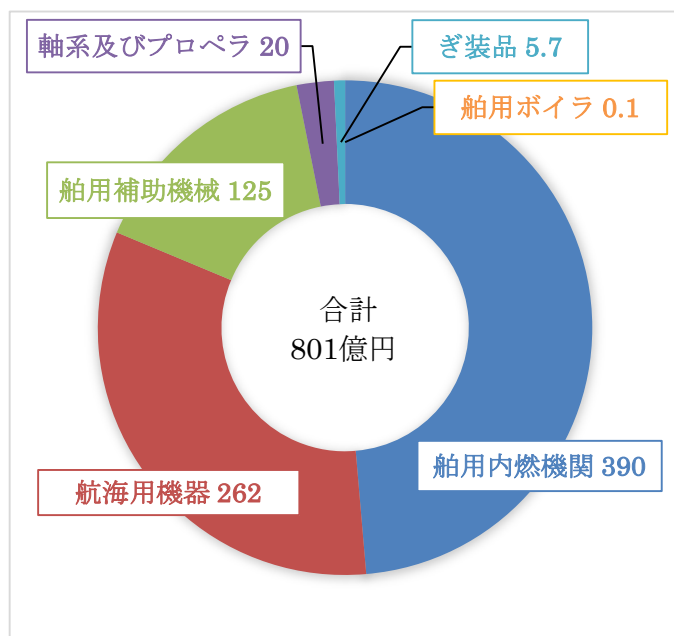
舶用内燃機関	390億円（前年比 40.2%減）
軸系及びプロペラ	20億円（前年比 7.0%減）
ぎ装品	6億円（前年比 3.3%減）

第8図 輸出契約実績の推移

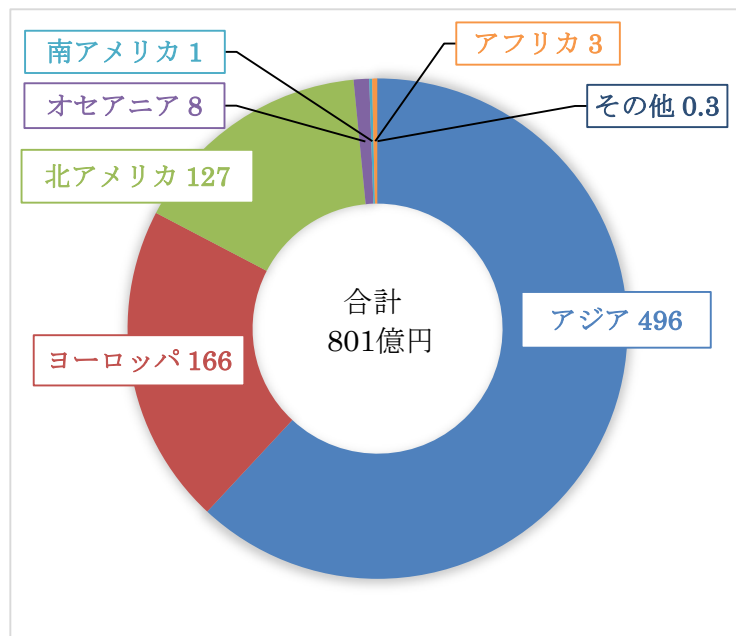
（単位：億円）



第9図 令和4年 品目別輸出契約実績



第10図 令和4年 地域別輸出契約実績

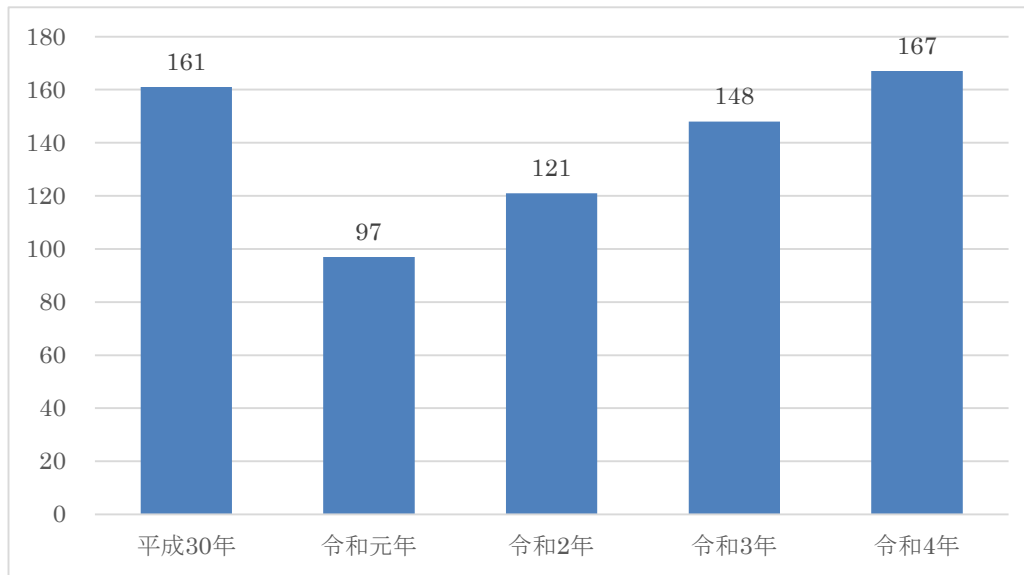


(エ) 輸入動向

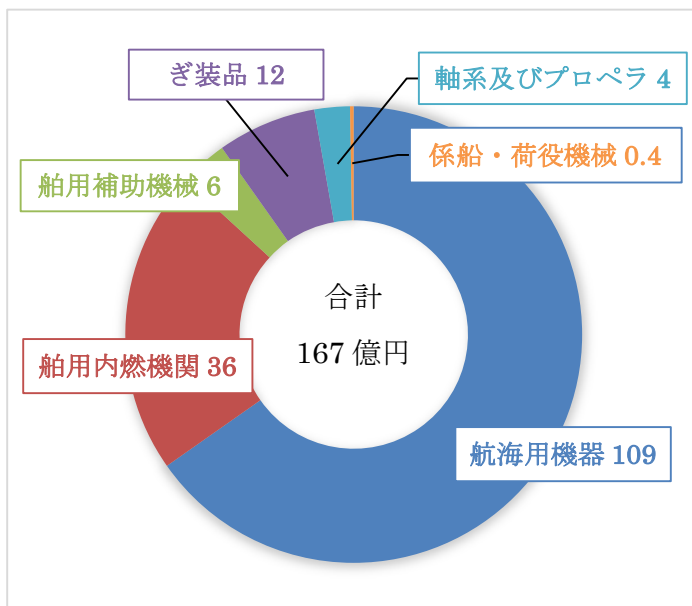
令和4年の管内舶用工業事業者による舶用工業製品の輸入額は、対前年比13.2%増の167億円となった。

第 1 1 図 輸入実績の推移

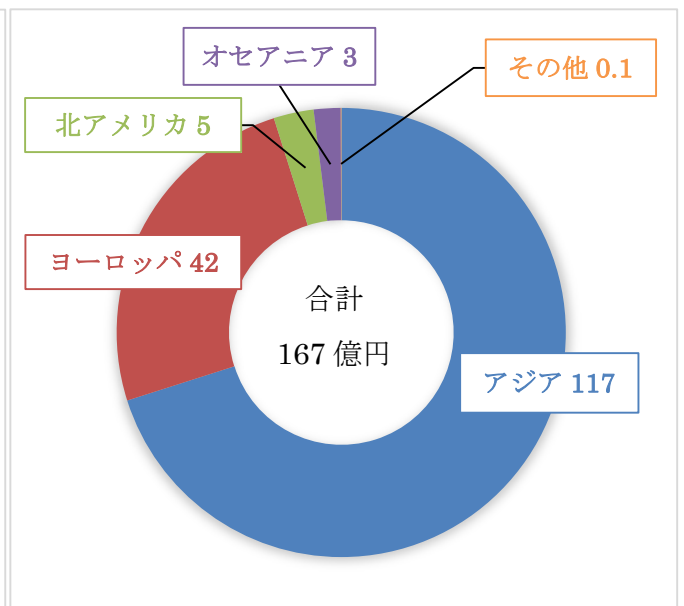
(単位：億円)



第 1 2 図 令和 4 年 品目別輸入実績



第 1 3 図 令和 4 年 地域別輸入実績



3 造船業・船用工業対策等

(1) 人材の育成

今後少子高齢化が更に進み、他産業との人材獲得競争の激化が想定される中で、造船業の成長を支える人材の確保・育成の取組の一層強化が不可欠となっており、神戸運輸監理部では人材育成に関する産官学連携の強化を推進している。

(ア) 地域造船技能研修センターへの支援等

造船技能者育成のため、平成16年から地域造船技能研修センターが全国で6カ所設立された。

管内では、平成20年3月に「相生技能研修センター」が設立され、新人向けの知識・技能や専門技能の教育の場として重要な役割を果たしている。

なお、令和4年度に実施した同技能研修センターにおける研修は以下のとおりである。（中止の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの）

- ・ 令和4年4月～6月 新人研修 (3社6名)
- ・ 令和4年6月 機関仕上げ(3級)(5社7名)(以下は専門技能研修)
- ・ 令和4年9月 配管艀装(3級) (中止)
- ・ 令和4年10月 機関仕上げ(2級)(1社2名)
- ・ 令和4年11月 溶接(2・3級) (3社4名)

神戸運輸監理部では、同技能研修センターに対し、地域の造船技能研修センターとしての運営、機能強化・拡充等に向けた支援を続けている。

(イ) 造船・船用企業との連携

造船・船用企業で就業する若手従業員を対象に、新人研修会を例年実施しているが、令和4年度においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむをえず中止することとなった。

(ウ) 教育機関との連携

神戸運輸監理部では、次世代の海事産業の担い手を育成するため、兵庫県高等学校教育研究会や神戸船用工業会と連携して、工業高校の教員・生徒を対象にさまざまな研修を実施している。令和4年度における主な取り組みは以下のとおりである。

- ・ 令和5年3月7日 ヤンマーパワーテクノロジー株式会社尼崎工場見学 (9名)
- ・ 令和5年3月8日 岡本鉄工株式会社工場見学 (12名)

(2) 造船業における労働災害防止指導

造船所における労働災害事故防止のため、昭和58年5月から、造船事業者等が「全国造船安全衛生対策推進本部」を設置している。神戸運輸監理部では、同本部の西日本総支部兵庫支部の幹事会に参加するほか、同支部が行う安全衛生相互点検パトロール等に同行するなどの支援、協力を行っている。令和4年度は6事業所を関係者とともに点検し、指導した。

4 舟艇利用の現況

(1) 「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進

海の駅は、マリンレジャーの普及及び地域・観光振興の観点から、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える場所」として全国各地に展開され、令和5年7月末現在、178駅が登録されている。

神戸運輸監理部は、海の駅ネットワーク関西連絡会事務局の一員として、各種イベントを通じ、海離れが指摘される子どもや若者を始めとした国民全体に海や船に触れる機会の創出と、海事・海洋に関する情報発信を行っている。

管内においては、令和5年7月末現在、11駅が「海の駅」となっている。（管内「海の駅」の所在については、第14図のとおり。）

また、令和4年度におけるマリンレジャーの普及推進に向けた主な取り組みは、以下のとおりである。

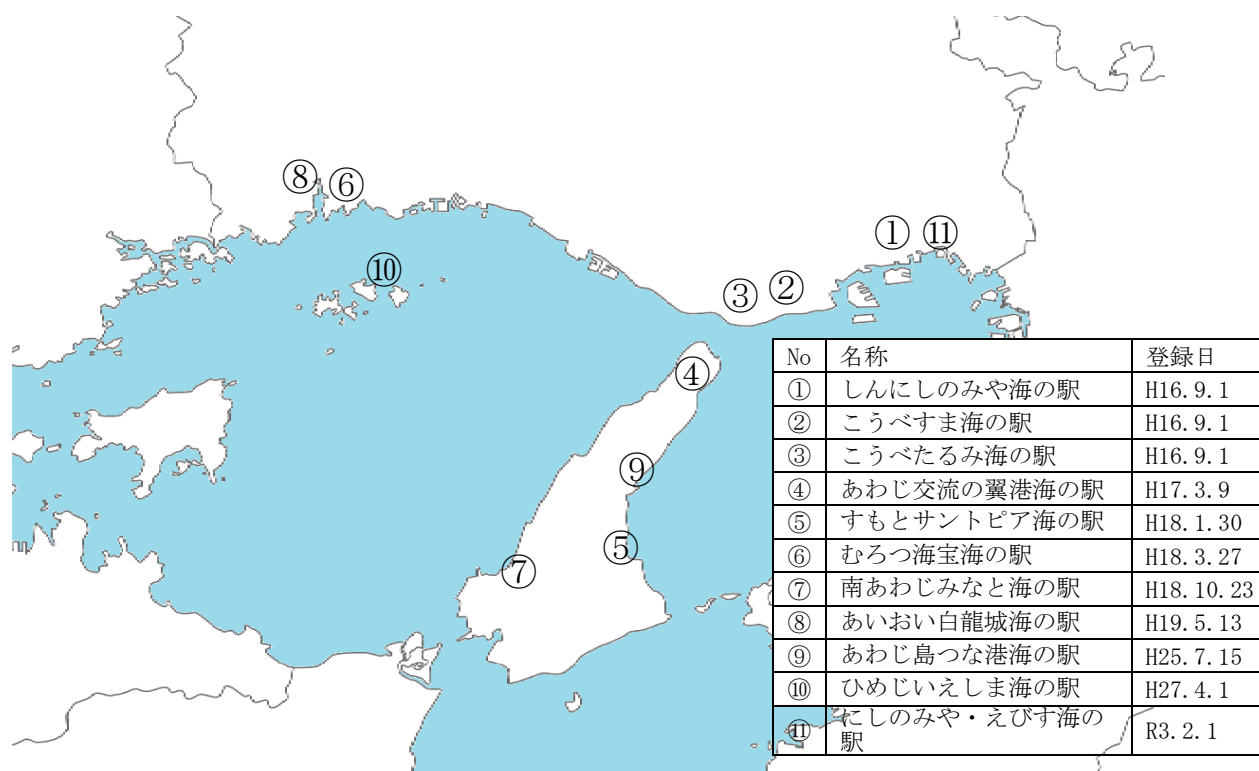
- (ア) 関西ボートショーにおける出展（令和4年4月22日～24日）
- (イ) ボート天国（令和4年7月18日）
- (ウ) マリンカーニバル神戸における出展（令和4年9月17日～18日）
- (エ) 関西フローティングボートショーにおける出展（令和4年10月14日～16日）
- (オ) JJSA 全日本選手権における出展（令和4年10月15日～16日）
- (カ) 須磨マリンアカデミー（令和4年10月22日）
- (キ) 第4回海の駅ネットワーク理事会への出席（Web開催（令和4年12月15日））
- (ク) 関西舟艇利用振興対策連絡会議の開催（書面開催（令和5年3月15日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

- (ケ) 海の駅ネットワーク関西連絡会総会（書面決議（令和5年3月26日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

第14図 兵庫県内の「海の駅」登録状況（令和5年7月末現在）



(2) 海の駅・防災栈橋等の活用による舟艇利用促進事業

本事業は、災害時の船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制強化の内容を盛り込んだ国土強靱化基本計画を背景に、舟艇の利用拡大と災害時の舟艇を利用した防災体制の構築・災害対応を両立させることを目的に実施するものである。

神戸運輸監理部においても、小型船舶の特性を考慮するとともに船舶所有者の協力を仰ぎつつ、防災栈橋等の現有施設を活用した被災地復興支援計画の策定を自治体とともに検討している。

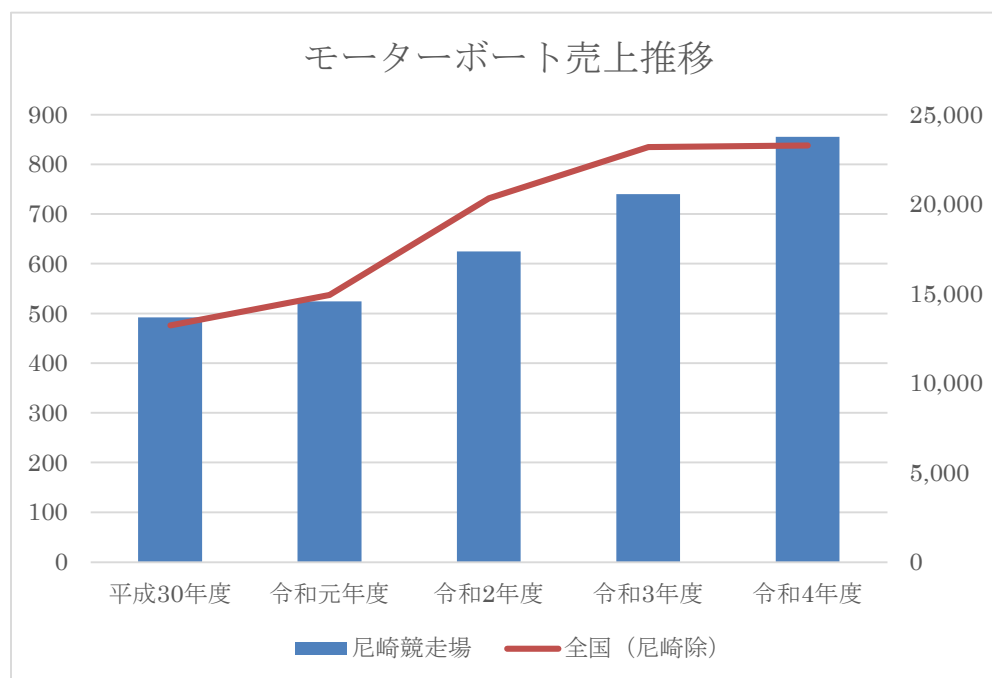
5 モーターボート競走の現況

令和4年度の全国モーターボート競走場の年間売上金額は24,142億円（対前年度比0.9%増）であった。近年増加している電話投票の総売上金額は18,755億円であり、全体売上の77.7%となった。

一方、尼崎競走場の年間売上金額は855億円（対前年度比15.5%増）となっている。

兵庫県内には、神戸新開地、姫路、滝野、洲本、朝来、相生の6カ所の場外発売場（ボートレースチケットショップ（BTS））がある。

第15図 モーターボート競走売上金額の推移（令和5年3月31日現在）（単位：億円）



※資料出所：BOAT RACE Monthly Report

海事振興部
船員勞政課

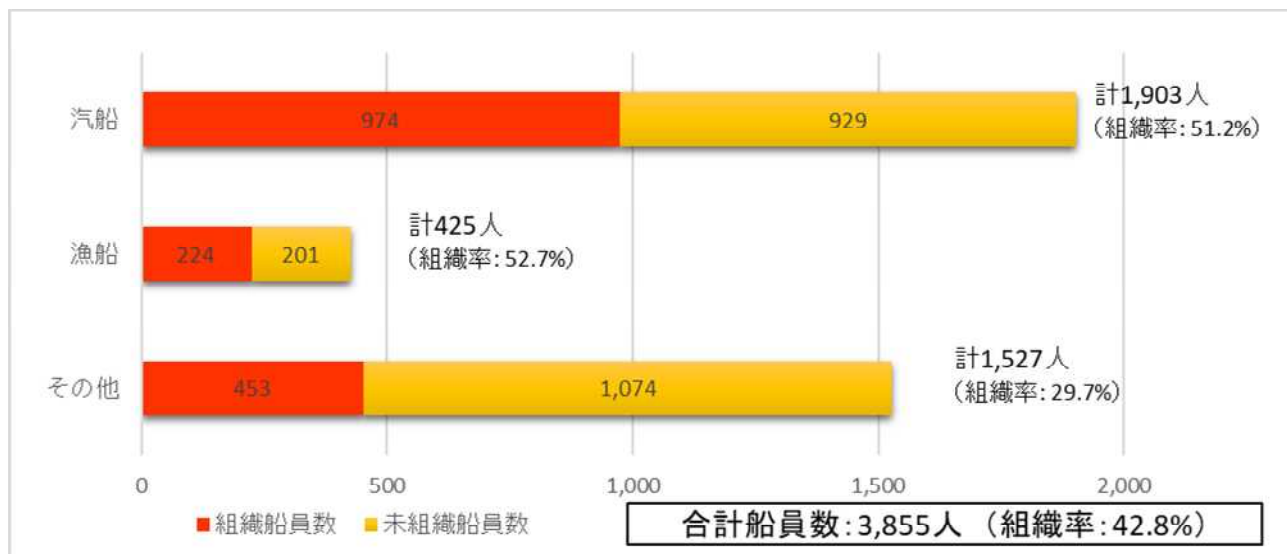
1 船員労働の現況

(1) 船員の労働組合組織率

船員法適用船員数及び船員労働組合の組織状況は、次のとおりである。

第1図 船員の労働組合組織率

(令和4年10月1日現在)



注) 船員数及び組織船員数は、船員法第111条報告による(船員数は、非雇用船員を含まない。)

「汽船」は、貨物船・旅客船・専用船を示す。

「その他」は、曳船・押船・はしけ・作業船・浚渫船・官公庁船等を示す。

(2) 船員最低賃金の状況

最低賃金の決定は、「船員の生計費」、「類似の船員の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して、必要があると認めるときは近畿地方交通審議会に諮問を行うこととなっている。

令和4年度は、内航団体の労使中央交渉や消費者物価指数等諸般の状況等を考慮し、神戸運輸監理部長権限にかかる「内航鋼船運航業及び木船運航業」、「海上旅客運送業」、「漁業(沖合底びき網)」について、令和4年8月4日に諮問がなされ、近畿地方交通審議会神戸船員部会の下に各専門部会が設置され調査・審議が行われた。

その後、令和5年1月11日に各最低賃金の改正について近畿地方交通審議会より答申があり、これを受けて令和5年3月17日に改正を決定、同4月16日に各最低賃金の改正が発効した。

(3) 船員の福利厚生施設の状況

(ア) 宿泊等施設

管内の宿泊・休憩施設は、次のとおりである。

(一財) 日本船員厚生協会 神戸大倉山海員会館(エスカル神戸)

(イ) 医療施設

管内の医療施設は、次のとおりである。

(公社) 日本海員掖済会 神戸掖済会病院

(一財) 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院

(4) 船員の確保対策

船員不足が顕在化してきている中、令和4年度は次のとおり対策事業を実施した。

(ア) 水産系高校生を対象とした内航海運事業者によるインターンシップ助成事業は、4事業者の協力を得て3校9名に実施した。

(イ) 新たな分野から船員を確保・育成する事業者を支援する「船員計画雇用促進等事業」について7事業者(32人)に対して3,820,000円の助成金を支給した。

(ウ) 神戸地区内航船員確保対策協議会、神戸海事地域人材確保連携協議会と連携して実施した事業は、第1表のとおりである。

第1表 内航船員確保対策事業

行 事 名	実施日(回数)	対 象	概 要
出前授業	通年 (10回)	小・中学生等	海の仕事や船員という仕事に対する関心を深めることを目的に、総合学習授業に海事関係者を講師として派遣し、海事教材を使用した授業を実施。
特別出前授業	通年 (1回)	中学校	出前授業を受講した中学校の生徒を対象に交通艇「はるかぜ」に乗船し、港内見学を実施。
帆船「みらいへ」を活用した体験乗船会	10月1日	小・中学生 親子	「神戸地区内航船員確保対策協議会」及び「神戸海事地域人材確保連携協議会」の協力の下、小・中学生親子を対象とした体験乗船会を実施。
海技大学校施設見学及び練習船「海技丸」体験乗船会	11月12日	工業高校生 及び教員	近畿内航船員対策協議会と連携し、主に機関部の若年内航船員対策を目的とした海技大学校施設見学及び体験乗船会を実施。
めざせ！ 海技者セミナー in KOBE	令和5年 2月10日	練習船 実習生等	(独)海技教育機構練習船の神戸港寄港に合わせ、全国から海運事業者を一堂に会し、企業説明会・合同面接会を開催。

(5) 個別労働関係紛争等の処理状況

令和4年度は、「個別労働関係紛争」、「労働関係に関する相談」は無かった。

2 船員職業安定業務の現況

(1) 船員の雇用情勢

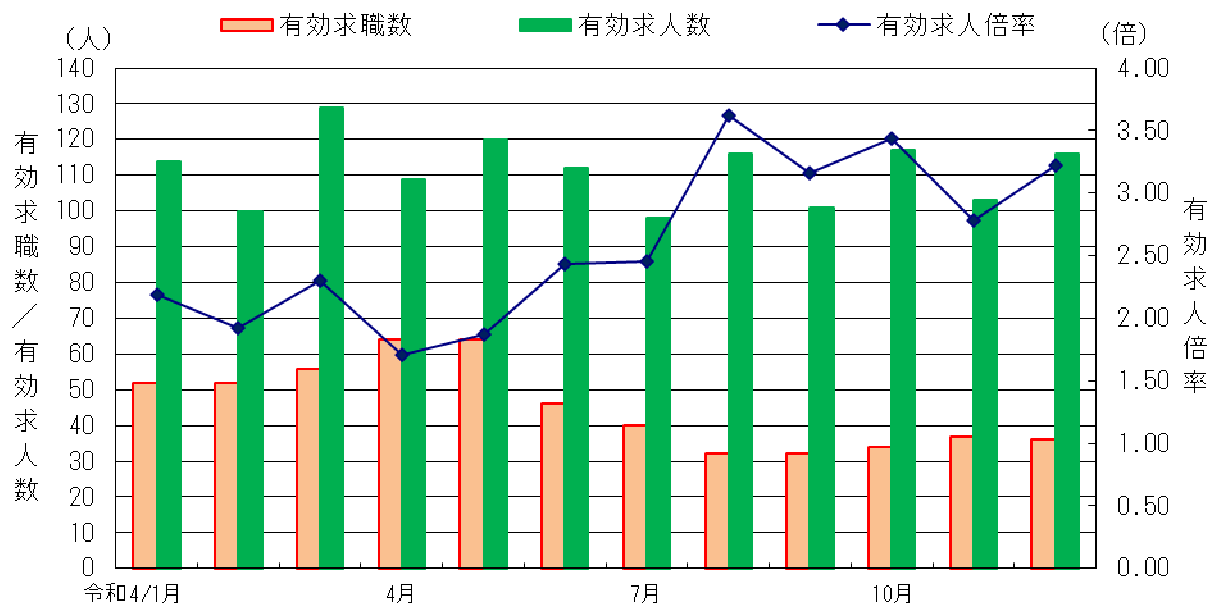
令和4年における船員職業紹介実績は第2表、船員労働需給の状況は第2図のとおりである。
新規求人数は、令和3年より164人増加し、469人となり、新規求職数は令和3年より13人減少して180人となった。

なお、有効求人倍率の月間平均は2.59倍と前年の1.41倍を1.18ポイント上回った。
また、新規求職数の年齢構成は第3図のとおりであり、30歳代までの若年層は30.6%（前年32.6%）と前年より減少し、50歳代以上の中高年齢層は51.1%（前年49.8%）と増加した。

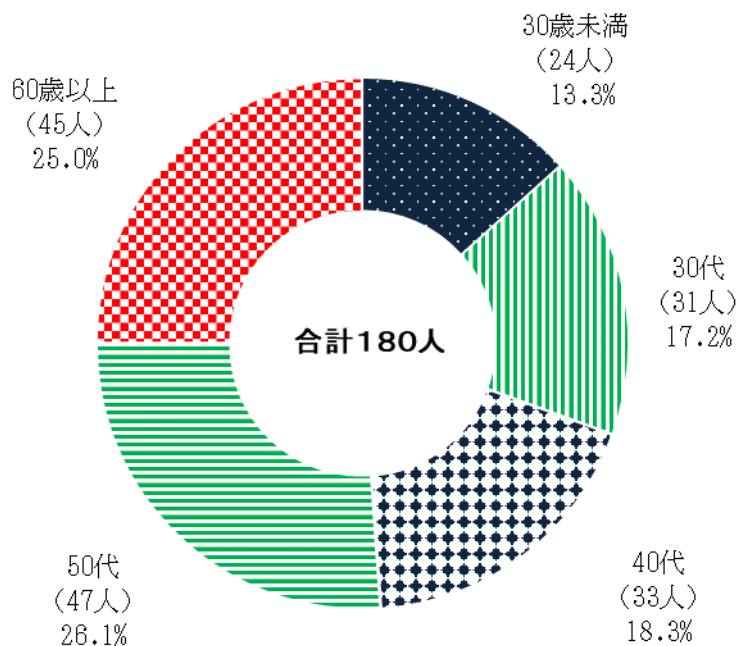
第2表 船員職業紹介実績（令和4年1月～令和4年12月）

	新規求人数	新規求職数	成立数		
外航	10人	10人	2人	月間有効求人数（平均）	111人
内航	378人	143人	38人	月間有効求職数（平均）	45人
漁船	8人	4人	2人	月間有効求人倍率（平均）	2.59倍
その他	73人	23人	3人	充足率	3.1%
計	469人	180人	45人	就職率	8.4%

第2図 船員労働需給の状況（令和4年1月～令和4年12月）



第3図 新規求職者の年齢構成（令和4年1月～令和4年12月）



(2) 雇用促進等対策

就職促進対策

令和4年度の雇用保険失業等給付受給資格者への再就職の促進に必要な公共職業訓練受講指示は、0件であった。

(3) 雇用保険に係る失業等給付

令和4年度における雇用保険に係る失業等給付は、次のとおり実施した。

受給者数	39名（実人数）
支給件数	102件（延べ件数）
支給額	25,335,276円

(4) 船員派遣事業

船員派遣事業の許可事業者数は、13社（令和5年3月末現在）である。

(5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について

(ア) 学校が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の届出事業者は、2校（令和5年3月末現在：国立大学法人神戸大学、兵庫県立香住高等学校）である。

(イ) 団体が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の許可は、2団体（令和5年3月末現在：浜坂漁業協同組合、但馬漁業協同組合）が受けている。

海上安全環境部
船舶安全環境課

1 船舶の登録及びトン数の測度

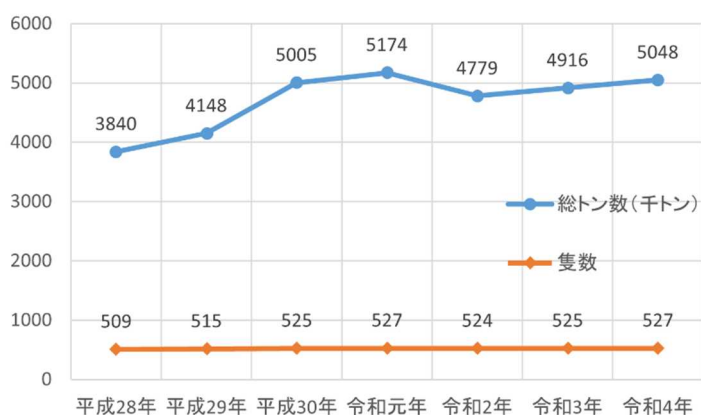
(1) 船舶の登録業務

総トン数20トン以上の日本船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）の所有者は、船舶法の規定により、日本に船籍港を定め、総トン数の測度を受け、登記をなした後、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっている。

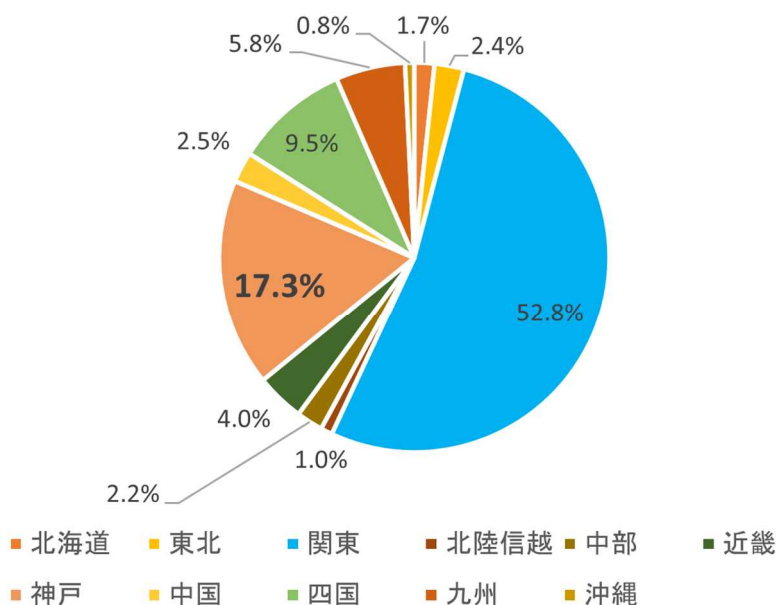
令和4年12月末現在の管内登録船舶は、527隻、5,048千トンである。

全国における管内登録船舶の割合は、隻数で7.7%、総トン数で17.3%となっている。

第1図 管内登録船舶の推移



第2図 全国における管内登録船舶の割合（総トン数）



なお、総トン数20トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶（漁船及びろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船等を除く。）にあつては、小型船舶の登録等に関する法律の規定により、小型船舶検査機構において登録しなければならないこととなっている。

(2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数測度業務は、一定の基準（船舶のトン数の測度に関する法律等）に基づき船舶の寸法を計測して総トン数や各種トン数を算定する業務をいい、一般に船舶の新造、改造、輸入時等に実施される。

これらトン数は、船舶の大きさ等を表す指標として、安全規則や乗組員資格の適用基準、入港税等の課税基準として用いられるなど、我が国においては約50以上の法律に引用され、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている。管内では、令和4年度は17件の測度を実施している。

(3) 日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明

非自航船等の船舶法が適用されない船舶は、船舶国籍証書等を有しないため、船舶所有者から要望があつた場合には、国籍を証する書面として、日本船舶であることの証明書を交付している。

なお、日本船舶である総トン数20トン未満の船舶の所有者は、当該船舶を国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海）に従事させるためには、日本船舶であることを証する書面を船舶内に備え置かなければ国際航海に従事させてはならないこととなっている。

(4) 船舶国籍証書の検認時の臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、総トン数5000トン未満の船舶に対しては、船舶国籍証書の検認時に臨検を行って、船舶と船舶国籍証書の記載事項との事実が符合することを確認している。

令和4年度は57件の臨検を実施し、必要に応じて原状回復等の指導を行っている。

(5) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶を解撤又は独航機能撤去等により抹消登録を行う場合において、その船舶が船舶法適用除外となつたことの事実を証明するため「抹消登録申請書に添付するための証明書」を交付している。証明書の交付にあつては、本船への臨検を行い、船舶の同一性の確認及び解撤等の事実を確認している。

2 船舶の安全及び海洋汚染等の防止

(1) 船舶の安全に関する検査等

船舶安全法に基づき、人命及び船舶の安全を確保するため船舶の構造、設備等について、地方運輸局等（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）及び日本小型船舶検査機構が、総トン数等の区分に従い、検査を実施している。

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会（（一財）日本海事協会（NK）、Lloyd's Register Group Limited（LR）、DNV AS（DNV）、American Bureau of Shipping（ABS））が実施する検査に合格した船舶（旅客船を除く。）は、地方運輸局等が行った検査に合格したものとみなされる。

(ア) 船舶の構造及び諸設備の検査

船舶には、航行区域、用途、総トン数等により構造及び設備に対する技術基準が規定されており、これらの技術基準を満足していることを確認するために、建造時に行う検査（製造検査及び第一回定期検査）、建造後一定の期間ごとに行う検査（定期検査及び中間検査）、改造又は修理を行う場合や船舶検査証書に記載されている条件を変更する場合等に行う検査（臨時検査）等を受けることとなっている。

その他、船舶が特定される前に予め設備等の検査を受けることができる予備検査や、船舶用機器の製造工事、改造修理工事又は整備される物件の検査についてその一部又は全部を省略できる認定事業制度など検査の合理化制度がある。管内においては、製造事業場9社及び整備事業場4社が認定を受けており、立入りにより施設、設備、人員、品質管理体制、自主検査体制等が適切に維持されていることの確認を行っている。

(イ) 危険物の運送

現代では、社会の様々なニーズにより多種多様の危険物が海上運送されているが、その危険性に応じた安全対策や安全管理が欠かせないため、船舶で危険物を運送又は貯蔵する場合は、その容器包装、運送方法及び運送する船舶の設備等について、危険物船舶運送及び貯蔵規則によることとされている。

管内では、特殊な危険物に対する容器包装及び積載方法等についての特例許可を行うほか、管内の港に入港する危険物運送船に対して立入りにより安全確認を行っている。

(ウ) 国際安全管理規則（ISMコード）の検査

船舶及び船舶管理会社において安全運航管理体制を確立することにより人的要因による海難防止を目的として、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船（漁船を除く。）並びに船舶管理会社に対して、安全管理に関するシステムの検査を実施している。

また、ISMコード非適用船舶についても安全性向上の取り組みを目的として、これら船舶

の所有者から同コード適用の要望が高まったため、任意制度として船舶安全管理にかかる審査を実施している。

(エ) 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（ＩＳＰＳコード）にかかる検査等

国際航海船舶及び国際港湾施設への危害行為等の防止を図るため、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、国際航海に従事する旅客船及び総トン数５０００トン以上の非旅客船（漁船を除く。）に対して、船舶保安統括者及び船舶保安管理者の選任に関する事項並びに船舶保安指標対応措置の実施に関する事項等を規定した船舶保安規程の承認を行うとともに、船舶保安警報装置、船舶保安規程の備置き及びその適格な実施等について定期的な検査を実施している。

また、ＩＳＰＳコード非適用船舶についても、海事保安の向上を目的として、船舶所有者から同コード適用の要望があれば、任意制度として船舶保安にかかる審査を実施している。

(2) 海洋汚染等の防止

(ア) 船舶からの海洋汚染等の防止に関する検査等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」）に基づき、船舶及び船舶に備え付けられる海洋汚染等の防止に関する設備について、次の区分毎に定期的検査等を実施している。

a) 油による海洋汚染の防止のための設備等

船舶に積載している油及び船内で発生するビルジ等の油性混合物は、基準に適合した油水分離器等の油排出防止設備を使用して処理したものを除き、船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数１５０トン以上のタンカー及び総トン数４００トン以上のタンカー以外の船舶であり、これら船舶の油排出防止設備及び油濁防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

また、定期的検査が要求されない船舶のうち、総トン数１５０トン未満のタンカー及び総トン数１００トン以上４００トン未満のタンカー以外の船舶についても、立入りにより設備の確認を行っている。

b) 有害液体物質等による海洋汚染の防止のための設備等

有害液体物質等は、基準に適合した予備洗浄装置等の設備を使用して処理したものを除き船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数に関わらず全ての有害液体物質ばら積船であり、有害液体物質排出防止設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

c) ふん尿等による海洋汚染の防止のための設備等

国際航海に従事する総トン数400トン以上又は最大搭載人員16人以上の船舶、及び国際航海に従事しない最大搭載人員100人以上の船舶には、船内で発生するふん尿等の排出についてその排出海域、排出方法及び排出防止設備の設置について海防法で定められており、定期的検査又は立入りにより設備の確認を実施している。

d) 船舶からの大気汚染の防止のための設備等

船舶からの排出ガスの放出については規制されており、主な規制は、次のとおりである。

i) 船舶用原動機の規制（NO_xの放出規制）

船舶に搭載する出力が130kWを超えるディーゼル機関は、当該機関からのNO_xの放出量が放出基準に適合していることの確認及びNO_x放出状況の確認方法等を記載した原動機取扱手引書の承認を受けることが義務付けられており、当該機関については、定期的な検査において放出状況の確認を行っている。

ii) 船舶用燃料油の使用規制（SO_xの放出規制）

2020年1月以降、船舶用燃料油の硫黄分濃度の基準が0.50%以下となり、基準に適合した燃料油を使用するか、硫黄酸化物放出低減装置（EGCS）を設置して原動機運転中に作動させることが義務付けられている。EGCSについては、定期的検査において有効な作動の確認を行っている。

iii) 二酸化炭素（温室効果ガス）の放出規制

排他的経済水域を越えて航行する総トン数400トン以上の船舶には、二酸化炭素を抑制するための措置及び二酸化炭素放出抑制指標を記載した二酸化炭素放出抑制手引書（SEEMP）の作成が義務付けられており、当該手引書の承認及び指標の確認を行っている。

iv) オゾン層破壊物質に関する規制

フロン、ハロン等のオゾン層破壊物質を含む冷媒装置を使用した冷蔵設備及び空調機等を船舶に新設することを禁止しており、全ての船舶について立入りにより確認を行っている。

v) 焼却設備に関する規制

船舶内で発生する油等（焼却が禁止されている物質を除く。）を焼却する場合には、技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備の設置が義務付けられている。

e) 有害水バラストの排出防止に関する設備等

水バラストの移動に伴う生物の国際移動の防止を目的として、二国間以上の海域で水バラストの注排水を行う船舶については、その排出が規制され、有害水バラスト処理設備の設置

等が義務付けられている。

総トン数400トン以上の船舶のうち、内航船及びバラストタンクを有しない船舶以外の船舶については、有害水バラスト排出防止設備及び有害水バラスト排出防止措置手引書について定期的検査を実施している。また、400トン未満の船舶であって有害水バラスト処理設備を設置した船舶についても、立入りにより設備の作動確認を行っている。

(イ) 防汚塗料に関する検査

有機スズ化合物を含む有害な防汚塗料の使用を規制するため、総トン数20トン以上の船舶に対して、船舶の外板等に使用する防汚塗料に有機スズ化合物を含む塗料が用いられていないことを定期的検査において確認している。

(ウ) 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶所有者は、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるために、対象船舶（総トン数200トン以上のタンカー）に乗り組む船舶職員のうちから油濁防止管理者を選任しなければならないこととなっている。神戸運輸監理部と近畿運輸局では、隔年で油濁防止管理者養成講習を行っている。なお、令和4年度は神戸運輸監理部において実施した。

(エ) 廃油処理施設の現状

管内の廃油処理施設は、廃油処理事業者4社4施設と自家用廃油処理施設として2社2施設が稼働している。

毎年、これら事業者及び施設設置者に立ち入り、廃油処理設備等の検査や処理水の分析等を実施している。

(3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務

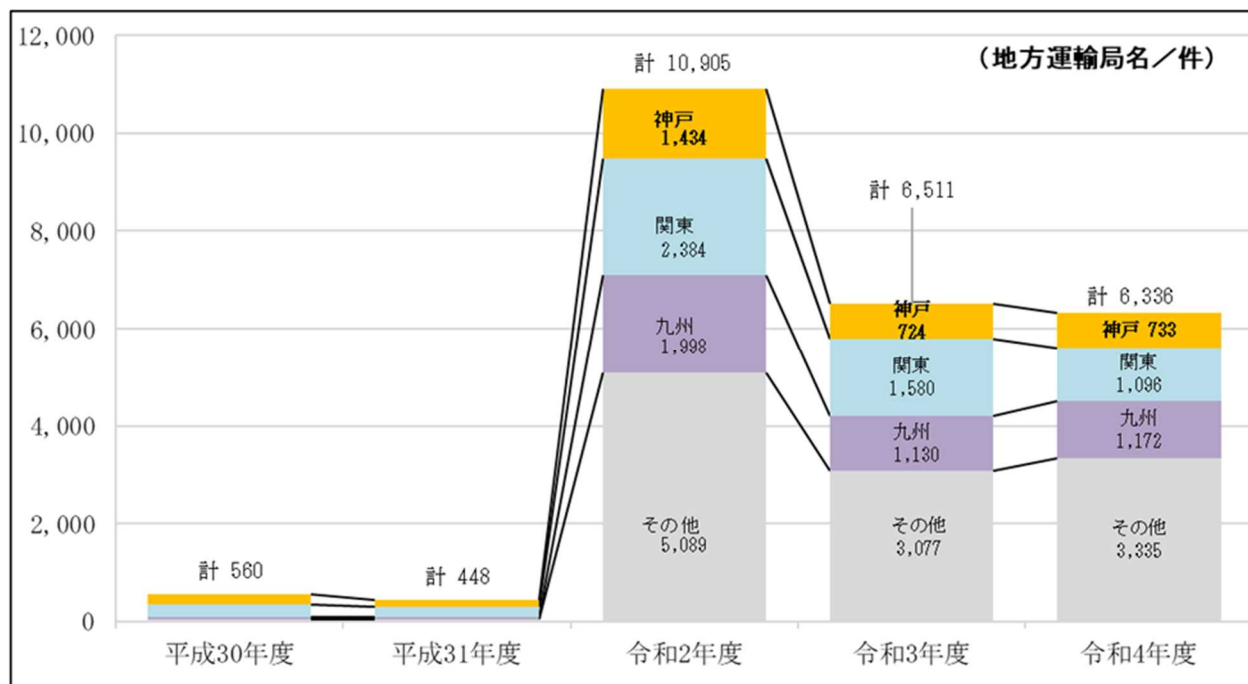
我が国沿岸において、座礁した外国籍船を船舶所有者が放置したために、やむを得ず自治体が費用負担して船骸撤去や油濁防除が行われる事例が相次いだことから、平成16年に油濁損害賠償保障法が改正され、平成17年3月1日から、すでに保障契約の締結が義務付けられていたタンカーに加えて、国際航海に従事し本邦の港に入港等する総トン数100トン以上のタンカー以外の船舶についても、油濁損害及び船骸撤去をてん補する保障契約の締結が義務付けられた。

更に、船舶所有者の保険契約違反により保険会社から保険金が支払われない事例が発生していたことから、令和元年5月31日に同法を改正し、被害者から保険会社への直接請求権の付与、外国の裁判判決の効力の相互承認、内航船への適用拡大等を図った。本改正により法令名が「船舶油濁等損害賠償保障法」となり、令和2年10月1日から施行（同年3月1日から一部施行）されている。

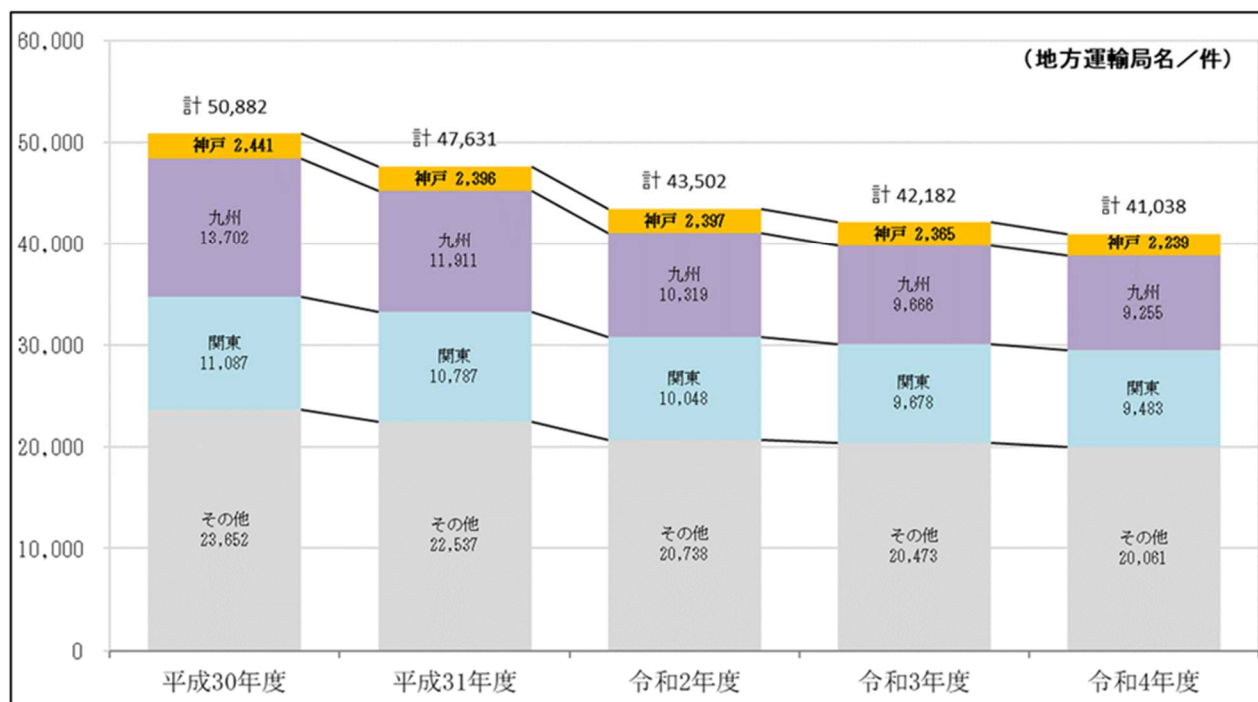
保障契約証明書については、令和元年の改正により交付件数が大きく増大した（第3図）。このため令和2年度は、改正法の施行時及び保障契約更新時の2回申請があり、件数が増大している。

また本邦の港に入港等する外航船については、船長等からの通報により一般船舶保障契約情報を確認し（第4図）、必要に応じて立入検査を行っている。

第3図 保障契約証明書の交付件数



第4図 保障契約情報の受理件数



3 海上交通監査計画

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（以下「執行官」）や海技試験官の連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。

令和４年度の同計画の実施状況については、第１表のとおりである。

第１表 令和４年度海上交通監査の実施状況

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船等の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	８１隻 ４６ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	年末年始輸送安全総点検開始式に併せ、船社による防火・退船訓練状況を確認。
輻輳海域における事故防止対策	調整官 運航労務監理官 外国船舶監督官	内航船 外国船舶	訪船時を中心に、リーフレット配布。 輻輳海域における事故防止についての啓発活動を実施。
危険物積載船に対する訪船指導	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	２０隻
安全航行等に関する講習会	調整官 運航労務監理官 船員労働環境・海技資格課	内航船・漁船等の乗組員	安全運航講習会１回 （小型漁船員を対象） 安全運航講習会２回 （運航管理者研修会及び安統官セミナー）
小型船舶の安全確保対策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課	小型船舶	マリーナ及び漁協等６１箇所に対し、発航前検査及びライフジャケット着用推進等のパンフレット配付を実施。
船員労働安全衛生月間	運航労務監理官 船舶検査官 船員労働環境・海技資格課	内航船、漁船等	内航船３５隻 漁船３５隻 ※漁船については、新型コロナウイルス感染防止策により訪船に代えて自主点検とした。

4 海事／船員行政品質マネジメントシステム

行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されることを目的に、海事技術行政を ISO 規格及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」（海事 QMS）として構築し、業務を実施している。

同様に、船舶の航行の安全及び船員の労働環境の向上を図るために行う船員に関する行政を ISO 規格、STCW 条約及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」（船員行政 QMS）として構築し、業務を実施している。

海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課

1 船員の労働環境

(1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっており、以下の(ア)～(キ)の業務を行っている。また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第1表の指定市町においても取り扱われている。

第1表 船員法事務取扱件数（令和4年度）

局 海事事務所 指定市町別	種別 船員手帳				雇入契約の 成立等の届出				船長 就退職 証明	記載 事項 証明	航行報告			写真 はり 換え
	新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新			受理	証明	通数	
神戸運輸監理部(本庁舎)	903	10	1,143	20	2,193	2,208	579	15	0	1	67	66	68	0
姫路海事事務所	30	1	34	3	1,048	1,175	345	0	1	0	50	50	51	0
小計	933	11	1,177	23	3,241	3,383	924	15	1	1	117	116	119	0
尼崎市	0	0	0	0	178	172	34	0	0	0	0	0	0	0
加古川市	9	0	11	1	751	756	263	0	0	0	13	13	13	0
洲本市	1	1	2	0	4	5	2	0	0	0	5	5	5	0
淡路市	1	0	1	0	21	10	10	0	0	0	10	10	10	0
南あわじ市	8	0	8	0	11	10	10	0	0	0	3	3	3	0
姫路市	24	2	82	1	1,550	1,552	193	0	0	0	68	68	68	0
豊岡市	3	0	6	1	69	60	4	0	0	1	0	0	0	0
香美町	10	0	11	1	71	75	13	0	0	0	2	2	2	0
新温泉町	6	0	4	2	155	146	14	0	0	0	2	2	2	0
小計	62	3	125	6	2,810	2,786	543	0	0	1	103	103	103	0
合計	995	14	1,302	29	6,051	6,169	1,467	15	1	2	220	219	222	0

(ア) 管内の船舶所有者等の状況

令和4年10月1日現在、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者256社からの報告によれば、所有船舶数は559隻、船員数は3,855人である。（第2表、第1図参照）

(イ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者が雇入契約の成立等の届出を各地方運輸局等にて行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行っている。

令和4年度は、2,340件の船員手帳の関係事務（交付、再交付、書換、訂正）、13,702件の雇入契約の成立等の届出関係事務（雇入、雇止、変更、更新）を行っている。

(ウ) 一括届出

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

令和5年3月31日現在、一括届出制度を利用している事業者は、31事業者あり、令和4年度には、当該制度に係る新規、変更、廃止、更新の許可・届出が175件あった。

(エ) 船員就業規則に関する事務

常時10人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に係る基準の充足の可否等を審査している。

令和5年3月31日現在の就業規則の届出事業者は、159事業者あり、令和4年度には、新規、廃止、変更（労働時間、休日休暇、賃金、定員表等）の届出が計37件あった。

(オ) 未払い賃金の立替払い事業に関する事務

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、(独)労働者健康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、地方運輸局等において事実上の倒産の認定、未払い賃金の額の確認等を行っている。

令和4年度は、未払い賃金の額等の確認、事実上の倒産の認定ともに該当なしであった。

(カ) その他資格認定等の事務（令和4年度）

当直部員の認定	本局	427件	姫路	22件
危険物等取扱責任者の認定	本局	234件	姫路	31件
旅客船教育訓練の認定	本局	4件	姫路	0件
救命艇手適任証書交付	本局	12件		
限定救命艇手適任証書交付	本局	1件		
船舶保安管理者適任証書交付	本局	71件		
特定海域運航責任者資格認定	本局	10件	姫路	0件

(キ) 海上労働検査制度に関する事務

平成25年5月1日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始され、外航日本船舶について所定の要件に適合すると認めた場合には、海上労働証書の発給等を行っている。

海上労働証書交付・書換（令和4年度）	本局	9件
	姫路	1件

第2表 船員法適用船員数

< ①船 種 別 >

(令和4年10月1日現在)

区分 \ 本局・支局別		本局	姫路	合計
汽 船	船舶所有者数	68	31	99
	隻 数	148	63	211
	乗 組 員 数	1,134	233	1,367
漁 船	船舶所有者数	51	0	51
	隻 数	52	0	52
	乗 組 員 数	422	0	422
そ の 他	船舶所有者数	57	49	106
	隻 数	210	86	296
	乗 組 員 数	970	363	1,333
計	船舶所有者数	176	80	256
	隻 数	410	149	559
	乗 組 員 数	2,526	596	3,122
船 員 数 内 訳	乗 組 員 数	2,526	596	3,122
	予 備 員 数	641	33	674
	計	3,167	629	3,796
	非雇用船員数	38	21	59
	適用船員数	3,205	650	3,855

注. 「その他」とは、汽船（貨物船・旅客船等）及び漁船以外の船舶（官庁船等）である。

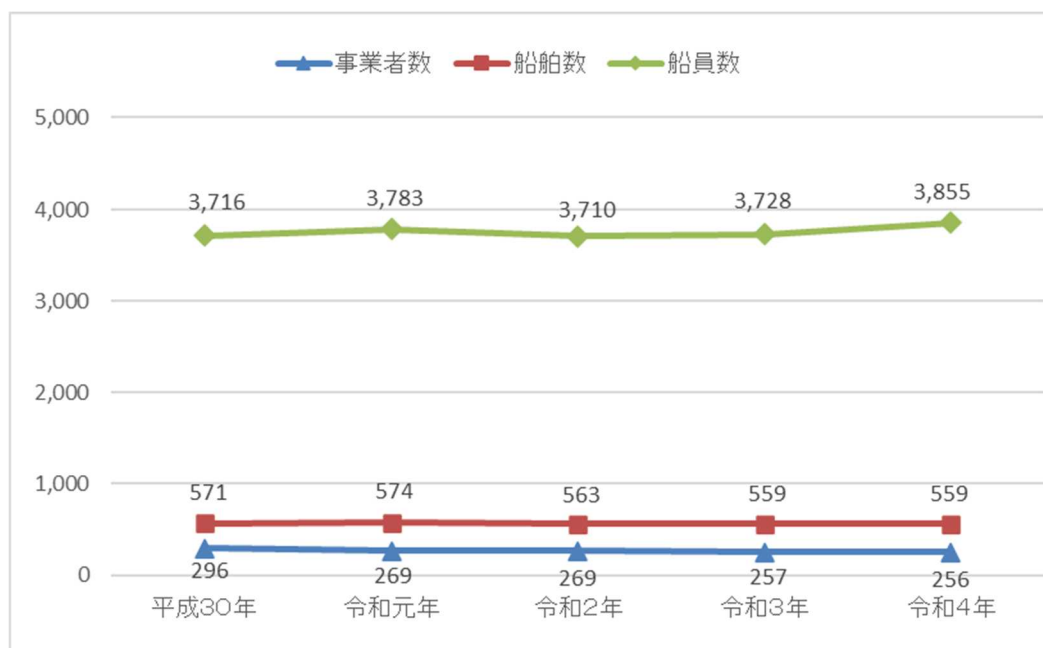
第2表の数値は、令和4年10月1日現在の船員法第111条に基づく事業状況報告によるものであり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

< ② 総 ト ン 数 別 >

(令和4年10月1日現在)

本局・支局別		本局	姫路	合計
総トン数	区分			
5～19	隻 数	100	40	140
	乗組員数	223	56	279
20～99	隻 数	87	17	104
	乗組員数	511	39	550
100～499	隻 数	163	81	244
	乗組員数	924	413	1,337
500～699	隻 数	0	4	4
	乗組員数	0	28	28
700～999	隻 数	13	7	20
	乗組員数	110	57	167
1000～4999	隻 数	20	0	20
	乗組員数	335	0	335
5000～9999	隻 数	9	0	9
	乗組員数	131	0	131
10000～	隻 数	16	0	16
	乗組員数	290	0	290
その他	隻 数	2	0	2
	乗組員数	2	0	2
計	隻 数	410	149	559
	乗組員数	2,526	593	3,119

第1図 船員法適用船員の現況



(2) 船員衛生環境等の業務

(ア) 船員の健康を証明する医療機関の指定に関する事務

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。令和5年3月31日現在、本局管内50機関、姫路海事事務所管内12機関、合計62機関の医療機関が指定を受けている。

(イ) 衛生管理者・船舶料理士に関する事務

船舶は、航行区域・総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。管内における令和4年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者適任証書（認定79件、再交付0件、引替0件）

船舶料理士資格証明書（交付35件、再交付0件、引替0件）

(3) マルシップに関する事務

(ア) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等の状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶（マルシップ）に係る事務取扱状況は、第3表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。

マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第4表のとおりである。

第3表 マルシップ雇入契約の成立等の届出の取扱状況（令和4年度）

		雇入契約等の届出内訳			
		雇 入	雇 止	変 更	更 新
雇入契約等届出件数		858	895	207	0
マルシップ	日本人	43	38	13	0
	外国人	815	857	194	0
電子届出		772	800	196	0

（注）「マルシップ」は内訳、「電子届出」は内数。

第4表 マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況（令和4年度）

		船員手帳交付等の申請内訳			
		新 規	書 換	再交付	訂 正
船員手帳交付等件数		731	1,043	7	1

(イ) 外国法人等に移動する日本人船員の取扱い

日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動する場合、一定の要件を備え、地方運輸局長（運輸監理部長を含む）の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うこととなっている。

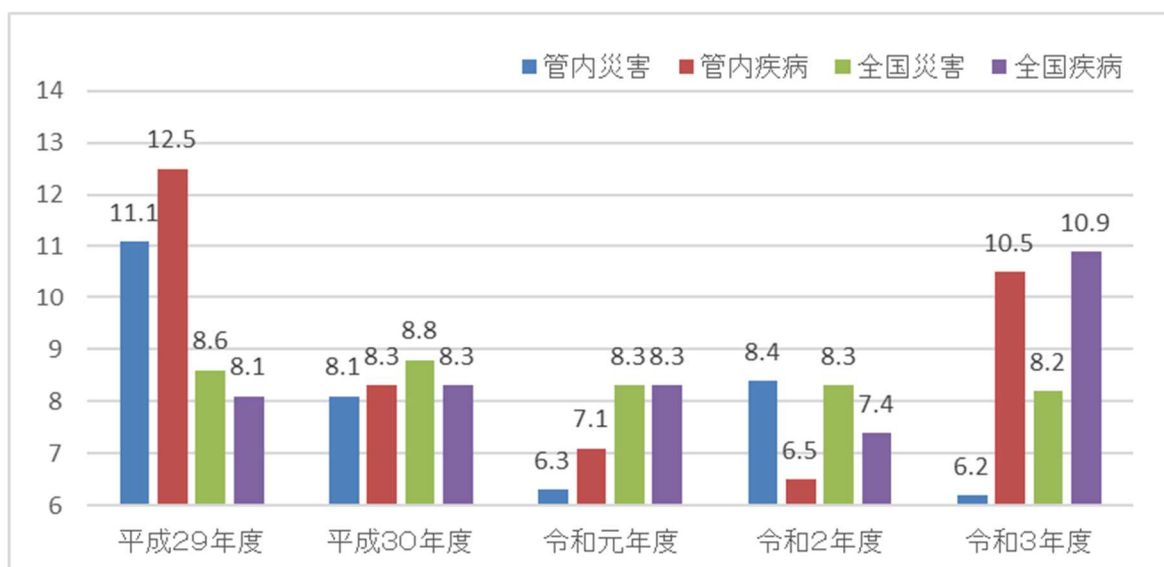
令和４年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を２件、船員認定を９９人行った。

(4) 船員災害防止対策

(ア) 災害・疾病発生状況

平成２９年度から令和３年度の５か年間における災害疾病発生率の推移（全船種）は、第２図のとおりとなっている。

第２図 最近５か年間の災害疾病発生率の推移（全船種・千人率）



令和３年度における管内の船員災害疾病発生状況は、第５表のとおりである。災害発生率は、全船種では全国平均値を２．０ポイント下回っており、疾病発生率は、全船種では全国平均値を０．４ポイント下回っている。

また、令和３年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は、それぞれ第３図及び第４図のとおりとなっている。

第5表 管内船員災害疾病発生状況（令和3年度）

船種別 区 分	一般船舶		漁 船		そ の 他		全船種		全国平均
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	千人率
災 害	8	4.1	10	24.3	5	3.6	23	6.2	8.2
疾 病	16	8.3	6	14.6	17	12.3	39	10.5	10.9
船員数	1,935		412		1,381		3,728		

（注）1．船員数は、令和3年10月1日現在で、予備船員を含んだものである。

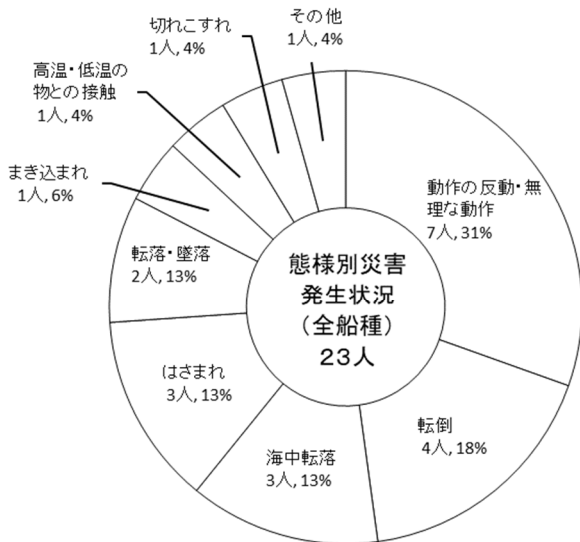
2．千人率とは船員千人あたりの災害疾病発生数である。

第6表 管内船員災害疾病発生状況（令和4年度速報値）

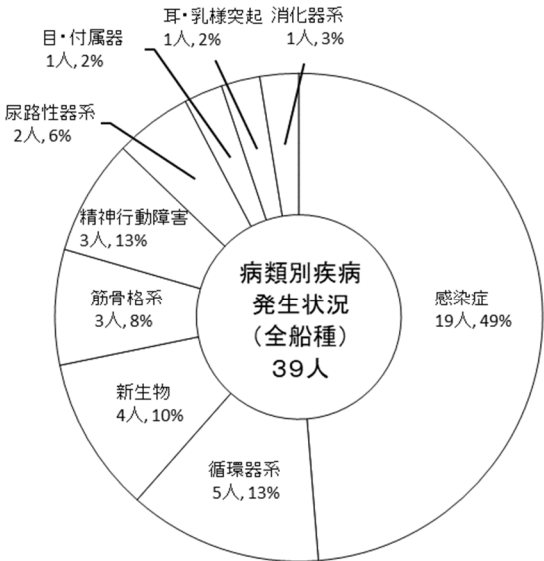
船種別 区 分	一般船舶		漁 船		そ の 他		全船種	
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率
災 害	8	4.2	17	40.0	9	5.9	34	8.8
疾 病	17	8.9	15	35.3	44	28.8	76	19.7
船員数	1,903		425		1,527		3,855	

（注）令和3年度の管内値と比較をするため参考掲載。

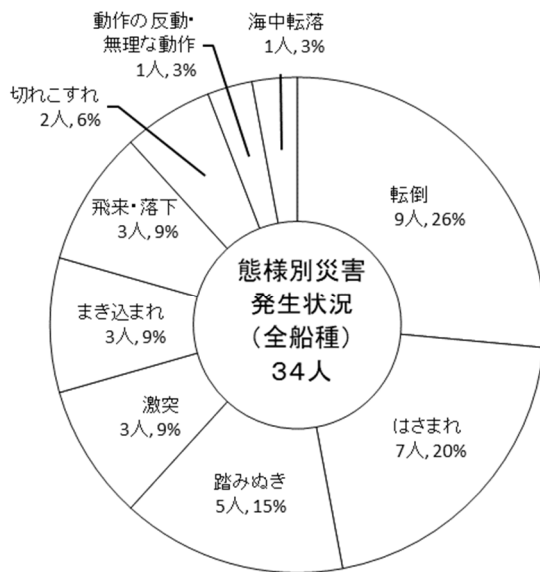
第3図 態様別災害発生状況（令和3年度）



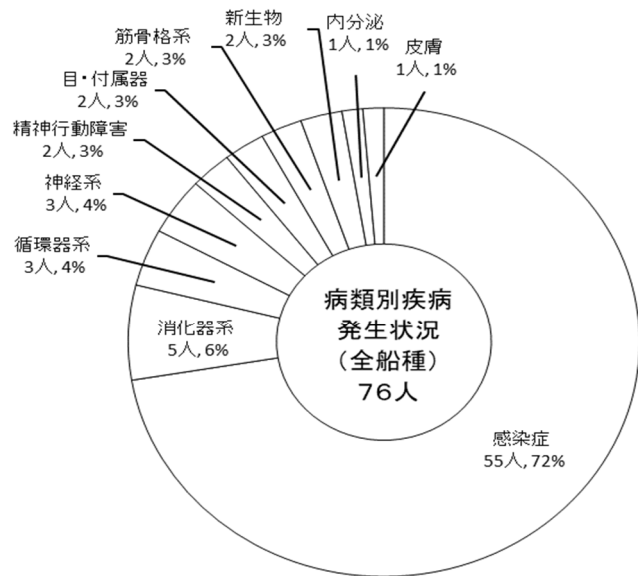
第4図 病類別疾病発生状況（令和3年度）



第5図 態様別災害発生状況
(令和4年度速報値)



第6図 病類別疾病発生状況
(令和4年度速報値)



(注) 令和3年度の管内値と比較をするため参考掲載。

(イ) 神戸船員災害防止連絡会議の開催

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を以下のとおり開催した。

第1回：令和4年5月24日（オンライン開催）

第2回：令和5年3月16日（オンライン開催）

なお、管内における「令和4年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

(ウ) 船員労働安全衛生月間（9月1日～30日）

昭和32年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本局管内：神戸地方船員労働安全衛生協議会

姫路海事事務所管内：姫路地方船員労働安全衛生協議会

- ・令和4年度（第66回）は“「大丈夫」慣れと油断が事故まねく 安全確認初心忘れず”のスローガンのもと、各種広報、安全衛生指導（訪船・訪社）、講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設等の行事を実施した。

(エ) 神戸・淡路地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

9月26日：「海中転落者救助訓練」

(主催：大阪湾水先艇株式会社、58名参加)

(ウ) 安全衛生管理体制の確立

令和4年度末現在、本局管内で「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、8社（うち任意選任5社）、安全衛生委員会を設置している事業者は13社（うち任意設置6社）ある。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

(カ) 船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度の創設

船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度」について、令和4年度末現在、管内では4事業者（1級：4者）が認定されている。

2 海技資格事務の現況

(1) 海技士国家試験

(ア) 定期試験

令和4年4月、7月、10月、令和5年2月の計4回実施し、申請者数及び合格者数は第7表のとおりである。

第7表 海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数 (令和4年度)

区分 種別	申請者数			合格者数		
	併科	本科	則36条	併科	本科	則36条
航海1～6級	32	460	302	10	215	104
機関1～6級	16	313	196	3	115	59
*通信1～4級	—	17	—	—	17	—
合計	48	790	498	13	347	163

* 「通信1～4級」は、海技士（通信）1～3級と、海技士（電子通信）1～4級の合計である。

* 「則36条」は、「本科」の内数である。

(イ) 臨時試験

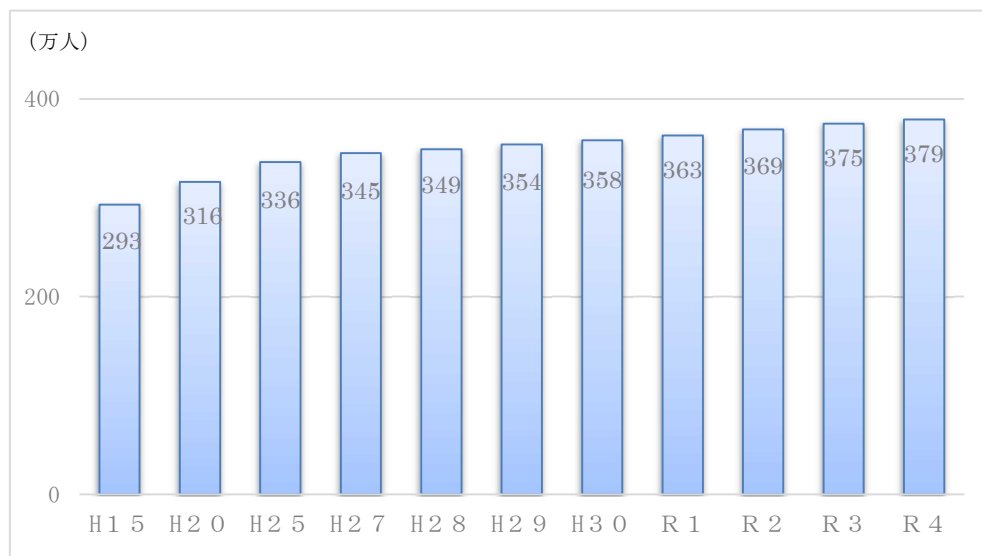
神戸市で3回実施した。申請者総数は79名で、合格者総数は75名であった。

(2) 小型船舶操縦士国家試験

(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第7図のとおりである。

第7図 小型船舶操縦士免許受有者数（全国）の推移



(国土交通省海事局海技課の統計資料より作成)

(3) 免許関係事務等

令和4年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第8表及び第9表のとおりである。

第8表 免許等各種申請の取扱件数

種別 \ 区分	免許	訂正・再交付	限定解除	更新
航海1～6級	127	42	54	319
機関1～6級	84	35	43	207
通信1～4級	19	5	—	38
小型船舶操縦士	585	513	0	4,725
合計	815	595	97	5,289

(国土交通省海事局海技課の統計資料より作成)

第9表 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件 名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第20条）	22
	同等業務経験認定（法第7条の2第3項第2号）	148
計		170
海技士試験関係合格証明書交付件数	筆記試験合格証明書	66
	身体検査合格証明書	18
	筆記試験科目免除証明書	53
	合格証明書	25
計		162

(4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として近畿小型船舶教習所及び西日本海技専門学院が登録されている。

(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録更新講習等実施機関として、近畿小型船舶教習所、(株)ハイビスカスボートクラブ、神戸海技専門学院及び西日本海技専門学院が登録されており、令和4年度においては第10表のとおり実施された。

第10表 更新・失効再交付講習の実施状況

講習の種別 講習機関	小型船舶操縦士	
	更新講習（人）	失効再交付講習（人）
近畿小型船舶教習所	787	6
(株)ハイビスカスボートクラブ	297	19
神戸海技専門学院	562	95
西日本海技専門学院	10	9
合 計	1,656	129

(6) 最少安全配員証書の交付

船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっており、令和4年度の交付実績は7件である。

(7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

例年、「酒酔い等操縦の禁止」、「危険操縦の禁止」、「免許者の自己操縦」、「ライフジャケット等の着用」等の小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての周知・啓発を目的として、フローティングボートショー等の行事においてライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行っている。また、小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての安全指導等について、管内の市や県、海上保安部等の関係機関との合同パトロールを実施するなど、小型船舶の安全対策を推進している。

令和４年度における周知・啓発及び安全指導等の活動実績は、新型コロナウイルス感染症への予防対策に配慮しつつ、以下のとおりとなった。

（周知・啓発）神戸地区２回 ※マリンカーニバル神戸 2022 及び神戸港ボート天国へのブース出展
西宮地区１回 ※関西フローティングボートショーへのブース出展
淡路地区１回

（安全指導等）明石地区１４回 神戸地区２回 西宮地区１回 芦屋地区１回 加古川地区１回
淡路地区１回

なお、令和４年度の管内における水上オートバイの衝突事故は０件（神戸海上保安部発表）であった。

3 水先の現況

(1) 水先区及び水先区水先人会の現況

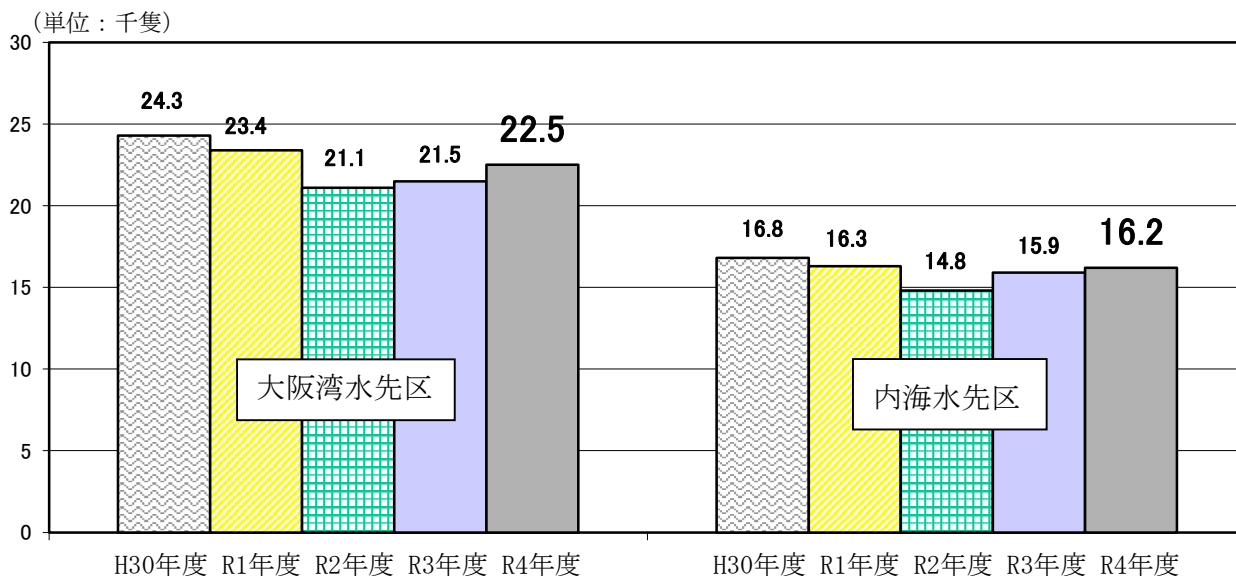
管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人数は令和５年３月３１日現在、大阪湾水先区：１００名（一級８２名、二級１１名、三級７名）、内海水先区：１３８名（一級１１１名、二級１２名、三級１５名）の合計２３８名で、令和４年度の実績については第１１表のとおりであり、過去５年間の推移は第８図のとおりである。

水先人乗船船舶の海難事故は、令和４年度は３件であった。

第１１表 水先実績

水先人会	日本船舶 (千トン)		外国船舶 (千トン)		合計 (千トン)		対前年度比 (%)	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大阪湾水先区	1,073	79,827	21,468	826,741	22,541	906,568	105%	103%
内海水先区	1,406	97,475	14,770	574,221	16,176	671,696	102%	103%
合 計	2,479	177,302	36,238	1,400,962	38,717	1,578,264	103%	103%

第8図 管内水先実績の推移（隻数）



(2) 水先人試験

令和4年度の新規水先人試験については、登録水先人養成施設の課程を修了した者（見込みも含む）32名に対して筆記試験を実施し、また、筆記試験合格者のうち大阪湾水先区及び内海水先区について口述試験を実施している。また、進級水先人試験については、大阪湾水先区及び内海水先区の2級及び3級水先人に対して筆記試験及び口述試験を実施している。

令和4年度の神戸運輸監理部管轄の水先人試験合格者（進級を含む。）は合計28名（大阪湾水先区：1級8名（うち5名進級）、2級4名（うち3名進級）、3級3名／内海水先区：1級8名（うち6名進級）、2級1名（うち1名進級）、3級4名）である。

(3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に合格した者は、水先人を乗り組ませなくても航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。令和4年度の受験者はなかった。

(4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り込ませなくても航行できることとなっており、令和4年度における認定件数は、大阪湾区で新規認定は3件、再認定は14件であった。

海上安全環境部
運航勞務監理官

1 運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、平成18年度に創設された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

(1) 運航管理監査等の実施状況

(ア) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第1表のとおりである。

第1表 運航管理監査実施状況（令和4年度）

	船舶監査件数	事業場監査件数
旅客船（国内）	84	11
貨物船（国内）	101	12
合計	185	23

（注）船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

(イ) 旅客船事業に係る安全確認検査

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る安全確認検査は第2表のとおりである。

第2表 安全確認検査等実施状況（令和4年度）

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
本局	3	2	0	0	3	2
姫路	0	0	0	0	0	0

(ウ) 安全統括管理者及び運航管理者研修、旅客船の運航管理者及び乗組員研修の実施

各事業者における運輸安全マネジメント体制を充実させるため、関係者を対象に実施した安全統括管理者及び運航管理者研修は第3表、旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した旅客船の運航管理者及び乗組員研修は第4表のとおりである。

なお、いずれも新型コロナウイルス感染予防の観点から、研修動画をYouTubeで配信した。

第3表 安全統括管理者及び運航管理者研修（令和4年度）

実施日	研修内容
令和5年3月1日 ～3月22日	① 「海上輸送の安全を確保するために」 神戸運輸監理部海上安全環境部 熊澤 哲也 次席運航労務監理官 ② 「機関重大事故例」 井本商運株式会社 寺井 幹雄 理事 ③ 「波の予報と津波の話」 神戸地方気象台 有吉 正幸 気象情報官

第4表 旅客船の運航管理者及び乗組員研修（令和4年度）

実施日	研修内容
令和4年12月1日 ～令和5年1月31日	① 「旅客船の事故事例と安全対策について」 運輸安全委員会事務局神戸事務所 岩崎 直樹 地方事故調査官 ② 「旅客船の安全運航について」 神戸運輸監理部海上安全環境部 豊永 雅一 運航労務監理官
<共催> 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	

(2) 船員労務監査等の実施状況

(ア) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は35隻である。

(イ) 船員法等に基づく監査

令和4年度の監査実績は、第5表～第10表のとおり、監査船舶数210隻、監査事業場数18社であり、監査の結果は、戒告8件、勧告2件であった。

なお、違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、令和4年度における公表はなかった。

第5表 監査船舶及び事業場数（令和4年度）

監 査 実 施 局	汽 船		漁 船	船 舶 計	事 業 場	合 計
	700ト 以上	700ト 未満				
本 局	1 4	1 1 8	2	1 3 4	4	1 3 8
姫 路	2	7 4	0	7 6	1 4	9 0
合 計	1 6	1 9 2	2	2 1 0	1 8	2 2 8

（注）件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第6表 船員法条項別違反件数（令和4年度）

違 反 条 項			本 局	姫 路	合 計
船員法	1 4 条 の 4	航海の安全の確保	6	1	7
船員労働安全 衛生規則	5 7 条	漁ろう作業	1	0	1

第7表 船員法等条項別勧告件数（令和4年度）

勧 告 条 項			本 局	姫 路	合 計
船員労働安全 衛生規則	1 1 条	安全衛生に関する教育及 び訓練	1	1	2

第8表 船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		平成 3 0 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
監 査 件 数	船舶監査	3 1 6	3 1 0	2 2 0	1 0 8	2 1 0
	事業場監査	1	2	2	1	1 8
	合 計	3 1 7	3 1 2	2 2 2	1 0 9	2 2 8
違 反 件 数	船舶監査	5	9	5	5	8
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合 計	5	9	5	5	8
勧 告 件 数	船舶監査	0	1	0	0	2
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合 計	0	1	0	0	2

第9表 災害発生時監査状況（令和4年度）

監査 実施局	監査 隻数	船種	災害種類	被災 状況	処分
本局	4	漁船	漁ろう機械取扱	負傷	なし
		石灰石運搬船	主機取扱	負傷	なし
		漁船	漁ろう機械取扱	負傷	船員労働安全衛生規則第57条違反
		貨物船	転倒	負傷	なし
姫路	1	油タンカー兼液体化学薬品ばら積船	はさまれ	負傷	なし

第10表 海難発生時監査状況（令和4年度）

監査 実施局	監査 隻数	海難種類	船種別内訳	処分
本局	10	送電線接触	引き船	船員法14条の4違反
		乗揚	セメント運搬船	船員法14条の4違反
		機関故障	コンテナ専用船	なし
		衝突（他船）	旅客船兼自動車渡船	船員法14条の4違反
		機関故障	旅客船兼自動車渡船	なし
		衝突（対物）	パイロットボート	船員法14条の4違反
		乗揚	貨物船	船員法14条の4違反
		衝突（他船）	貨物船	船員法14条の4違反
		衝突（他船）	コンテナ運搬船	なし
		機関故障	貨物船兼砂利運搬船	なし
姫路	2	酸素ボンベ破裂	セメント運搬船	なし
		衝突（他船）	引船	船員法14条の4違反

（ウ） 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく監査

船員法等に基づく船舶監査の際に行った船舶職員又は小型船舶操縦者の乗り組みにかかる海技資格の監査において、違反が認められたものについては船員労働環境・海技資格課へ通報し、行政処分を行うこととしているが、令和4年度における違反はなかった。

（3）運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成17年にJR福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメ

ント評価制度」が平成１８年１０月に創設され、神戸運輸監理部では平成１９年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第１１表のとおりであり、合計３０５社（延べ数）に対して実施した。

第１１表 評価を行った事業者数（令和５年３月３１日現在）

	旅客船事業者	内航運送事業者	合 計
平成１９年度	７	５	１２
平成２０年度	１０	７	１７
平成２１年度	２２	１５	３７
平成２２年度	２０	３１	５１
平成２３年度	１１	２９	４０
平成２４年度	１３	２６	３９
平成２５年度	６	１０	１６
平成２６年度	７	９	１６
平成２７年度	７	９	１６
平成２８年度	８	５	１３
平成２９年度	６	５	１１
平成３０年度	６	５	１１
令和元年度	３	５	８
令和２年度	４	３	７
令和３年度	２	２	４
令和４年度	４	３	７
合 計	１３６	１６９	３０５

海上安全環境部
外国船舶監督官

1 外国船舶の監督

(1) P S Cの概要及び体制

P S C（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的として外国船舶監督官等により実施されている。主たる業務は、本邦内の港湾に入港する外国籍船舶に対する立入検査であり、国際条約の基準に基づいて検査を実施し、基準を満足しない場合は欠陥として指摘し、是正を指導している。

当該欠陥が、本船、乗組員又は海洋環境保護等に対する切迫した脅威となるような重大なものである場合は、行政処分により是正されるまで出港を差し止める、拘留処分とすることもある。

管内では、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎・西宮・芦屋港、東播磨港、相生港、赤穂港等に於いてP S Cを実施している。

(2) 管内P S Cの概要

令和4年のP S C対象船を含む外航船の入港状況については、管内では神戸港が最も多くの入港隻数を数える。船種別では、コンテナ船の入港が最も多く、総入港隻数の半数を占め、次いで一般貨物船、タンカー、自動車専用船と続いている。

また、他の管内各港湾（姫路港、東播磨港、尼崎・西宮・芦屋港）の外航船入港状況については、一般貨物船が多いが、特徴的な傾向として、姫路港についてはL N G船、東播磨港については鉱石、石炭を運搬するばら積み貨物船、尼崎・西宮・芦屋港については、中国が平成30年末からスクラップ等の輸入制限を行った影響を受けて入港船舶が激減しているものの、他国向けの金属スクラップを積み出す一般貨物船の入港が見られる。

神戸管内で実施しているP S C対象船舶を船種別に見た場合、一般貨物船が最も多く、次にばら積み貨物船、コンテナ船と続いている。ばら積み貨物船が多いのは、管内の大手鉄鋼メーカー向けに鉄鉱石等を運送する大型ばら積み貨物船や、輸入穀物を扱うサイロが多くあるためで、神戸管内の特徴の一つとなっている。また、隻数は少ないものの、L N G船、ケミカルタンカー、自動車専用船、冷凍貨物運搬船等、幅広い船種について検査をしているのも神戸管内の特徴である。

検査において指摘される欠陥の傾向として、令和4年度においては火災安全設備の欠陥が最も多く、次いで救命設備の欠陥となっている。

なお、令和4年度の重大な欠陥による拘留処分率は2.5%である。

(3) 東京MOU集中検査キャンペーン

東京MOUでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するP S Cの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：C I C）を行っている。

令和4年度は、船員の訓練と資格証明や当直基準（STCW条約）に関するC I Cを令和4年9月1日から11月30日までの3か月間実施し、管内において66隻の外国船に対してC I Cを実施した。

＊ 東京MOU：アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制を確立するため、平成5年12月に関係18カ国・地域（現在21カ国・地域）の間で、東京において交わされた覚書（「東京MOU」と称する。）。我が国は東京MOUの主導国としてPSC検査官の訓練・研修など、PSC協力体制の強化、発展に貢献している。（現正規メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム）

(4) 東京MOU事業の支援（外国人PSC研修生の受入れと技術交流）

（公財）東京エムオウユウ事務局が（公財）日本財団の支援を受けて実施しているPSC検査官一般研修（General Training Course：GTC）は、東京MOU域内各国の初級又は中堅のPSC検査官を対象として、座学によるPSC関係条約、手順等の基礎的な知識及び実地訓練によるPSC実務を習得させるものであり、毎年、域内各国からPSC検査官を我が国に受け入れており、近年は、中東地域、インド洋地域等、他地域のMOUからも参加を得ている。

令和4年度については、GTCについてはオンライン開催ではあるが、神戸運輸監理部からも講師として参加している。

また、東京MOUでは、PSC先進国からPSC検査官を派遣し検査の技術向上を目指す、エキスパートミッションも行っており、神戸運輸監理部からもベトナム国へ1名の外国船舶監督官を派遣した。

(5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み

管内では、平成21年3月20日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員2名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたPSCを実施してきた。

神戸運輸監理部では例年2月頃にこの事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として検査キャンペーンを実施している。

なお、新型コロナ感染拡大の影響で令和3年と令和4年は中止したが、令和5年3月に再開している。

兵庫陸運部
輸送部門

1 自動車運送事業の現況

(1) 業務別事業者数及び車両数の推移

業務別の事業者数及び車両数の推移は、第1表のとおりである。

第1表 業務別事業者数及び車両数の推移

事業の種類		区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
旅客	乗合	事業者数	59	59	62	66	66
		車両数	3,094	3,052	3,135	2,398	3,091
	貸切	事業者数	132	129	132	126	112
		車両数	1,500	1,489	1,419	1,291	1,302
	乗用	事業者数	[1,124]	[1,072]	[1,031]	[990]	[954]
			1,912	1,865	1,828	1,786	1,777
	特定	車両数	8,979	8,898	8,834	8,521	8,490
		事業者数	24	24	23	25	28
		車両数	131	134	138	139	158
	貨物	特別積合	事業者数	5	6	6	6
車両数			346	360	364	365	314
一般		事業者数	2,257	2,204	2,243	2,322	2,310
		車両数	48,401	55,365	56,314	57,041	57,206
特定		事業者数	7	7	7	7	7
		車両数	93	88	85	87	85
霊柩		事業者数	139	133	132	131	129
		車両数	503	498	501	504	499
貨物軽自動車運送		事業者数	7,126	7,471	7,659	8,300	8,856
		車両数	11,058	11,836	12,075	13,068	13,625
利用運送		事業者数	3,205	3,229	3,242	3,283	3,313

資料：国土交通省自動車局、近畿運輸局

(注) 1 乗用の〔 〕内は個人タクシーで内数。

2 「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数は兵庫県内に営業所のある事業者数で通過事業者は含まれない。

3 「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数、車両数に乗合タクシーを含む。

(2) 乗合バス事業の現況

乗合バスは、公共交通機関として重要な役割を果たしている。そのなかで、輸送人員及び収入については、人口が増加傾向にある都市部において若干の増加が見られるものの、地方部においてはモータリゼーションの進展等に伴う自家用自動車の普及により、依然として輸送需要の減少が続いており、深刻な乗務員不足と併せて、乗合バス事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いている。

第2表 乗合バス事業の実績

年度 項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
延実在車両数 (日車)		98.0%	104.2%	101.2%	87.7%	110.6%
		961,469	1,001,437	1,013,908	889,228	983,695
延実働車両数 (日車)		81.3%	101.6%	104.0%	81.7%	111.3%
		769,061	781,565	812,450	663,905	738,736
実働率 (%)		80.0	78.0	80.1	74.7	75.1
走行キロ (千キロ)		96.4%	106.5%	100.4%	98.9%	115.2%
		125,023	133,153	133,733	132,329	152,379
輸送人員 (千人)		97.7%	101.3%	99.2%	63.5%	117.1%
		243,400	246,666	244,755	155,482	182,104
運送収入 (千円)		103.2%	102.8%	97.1%	63.8%	119.7%
		52,453,123	53,940,389	52,368,002	33,410,011	39,987,836
実働 1日1車 当たり	走行キロ (キロ)	118.7%	104.8%	96.6%	121.1%	103.5%
		162.6	170.4	164.6	199.3	206.3
	輸送人員 (人)	120.2%	99.7%	95.5%	77.7%	105.3%
		316.5	315.6	301.3	234.2	246.5
	運送収入 (円)	127.0%	101.2%	93.4%	78.1%	107.6%
		68,204	69,016	64,457	50,323	54,130

資料: 近畿運輸局

上段は、対前年比

(3) 貸切バス事業の現況

貸切バス事業については、団体旅行の小口化、旅行商品の低価格化等により、運送収入は減少傾向であったが、安全コストが適切に反映された運賃・料金制度の導入や訪日外国人旅行者の増加等により近年は増加傾向に転じており、貸切バス事業を取り巻く環境は改善しつつある。

第3表 貸切バス事業の実績

年度 項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
延実在車両数 (日車)		163.8%	95.1%	92.1%	91.1%	98.7%
		555,196	527,808	485,955	442,826	437,056
延実働車両数 (日車)		122.9%	102.5%	88.0%	51.5%	119.8%
		216,677	222,059	195,520	100,765	120,675
実働率 (%)		39.0	42.1	40.2	22.8	27.6
走行キロ (千キロ)		140.1%	98.4%	88.1%	36.8%	125.6%
		43,595	42,904	37,797	13,907	17,465
輸送人員 (千人)		201.1%	110.1%	80.2%	48.6%	113.7%
		11,051	12,170	9,757	4,738	5,388
運送収入 (千円)		149.0%	97.8%	93.6%	43.0%	138.8%
		15,649,128	15,300,688	14,322,940	6,158,791	8,550,290
実働 1日1車 当たり	走行キロ (キロ)	87.9%	96.0%	100.1%	71.4%	104.9%
		201.2	193.2	193.3	138.0	144.7
	輸送人員 (人)	138.6%	107.5%	91.1%	94.2%	95.1%
		51.0	54.8	49.9	47.0	44.7
	運送収入 (円)	121.2%	95.4%	106.3%	83.4%	115.9%
		72,223	68,904	73,256	61,120	70,854

資料: 近畿運輸局

上段は、対前年比

(4) タクシー事業の現況

タクシー事業は、長引く景気の低迷により輸送需要が減少し、依然として厳しい経営環境にある。そのなかで、乗務員の労働条件の改善やサービス水準の向上等を実現するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、神戸市域交通圏、東播磨交通圏及び姫路・西播磨交通圏が準特定地域に指定され、供給過剰状態の適正化や需要を喚起する活性化を進めることにより、タクシー事業の生産性向上を図ることとしている。

第4表 タクシー事業の実績

年度 項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
延実在車両数 (日車)		84.3%	93.8%	99.2%	91.9%	97.8%
		2,517,157	2,360,074	2,340,231	2,151,657	2,103,841
延実働車両数 (日車)		72.8%	95.1%	95.7%	78.0%	99.6%
		1,624,785	1,545,525	1,479,471	1,153,711	1,149,472
実働率 (%)		64.5	65.5	63.2	53.6	54.6
総走行キロ (千キロ)		67.4%	96.9%	94.3%	65.5%	100.8%
		266,352,981	258,011,108	243,312,252	159,334,394	160,668,979
実車キロ (千キロ)		68.4%	97.0%	94.4%	60.8%	103.8%
		114,348,162	110,912,970	104,705,094	63,664,937	66,072,879
実車率 (%)		42.9	43.0	43.0	40.0	41.1
輸送人員 (人)		68.5%	94.9%	94.1%	62.3%	99.9%
		46,168,636	43,835,898	41,263,483	25,711,641	25,677,796
運送収入 (千円)		74.3%	97.6%	94.9%	64.9%	104.5%
		44,420,787	43,336,871	41,119,853	26,672,887	27,882,890
実働 1日1車 当たり	走行キロ	92.7%	101.8%	98.6%	84.0%	101.2%
	(キロ)	163.9	166.9	164.5	138.1	139.8
	実車キロ	94.0%	102.0%	98.6%	78.0%	104.2%
	(キロ)	70.4	71.8	70.8	55.2	57.5
	輸送人員	94.0%	100.0%	98.2%	79.9%	100.0%
	(人)	28.4	28.4	27.9	22.3	22.3
	運送収入	102.1%	102.6%	99.1%	83.2%	104.9%
	(円)	27,339	28,040	27,794	23,119	24,257

資料：近畿運輸局（法人タクシーの輸送実績）

上段は、対前年比

(5) トラック運送事業の現況

トラック運送事業については、輸送の安全対策とともに環境対策が重要な課題となっており、低公害車の普及促進など環境負荷の軽減に関する様々な施策が実施されているほか、事業における取引環境・労働時間改善、乗務員不足などが喫緊の課題となっている。

第5表 貨物自動車運送事業輸送実績の推移

区分 \ 年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
		トン数	シェア	トン数	シェア	トン数	シェア	トン数	シェア	トン数	シェア
全 国	営業用	3,031,940	73.5%	3,018,819	69.7%	3,053,766	70.5%	2,550,515	67.3%	2,602,052	66.9%
	自家用	1,091,020	26.5%	1,310,965	30.3%	1,275,366	29.5%	1,236,483	32.7%	1,286,345	33.1%
	合 計	4,122,960	100.0%	4,329,784	100.0%	4,329,132	100.0%	3,786,998	100.0%	3,888,397	100.0%
近 畿	営業用	454,788	81.5%	459,396	81.6%	467,707	82.4%	378,461	75.0%	386,524	74.6%
	自家用	102,911	18.5%	103,373	18.4%	99,627	17.6%	126,057	25.0%	131,885	25.4%
	合 計	557,699	100.0%	562,769	100.0%	567,334	100.0%	504,518	100.0%	518,409	100.0%
兵 庫	営業用	139,478	83.6%	130,583	83.1%	119,503	82.3%	110,162	78.0%	109,899	74.1%
	自家用	27,415	16.4%	26,522	16.9%	25,775	17.7%	30,999	22.0%	38,328	25.9%
	合 計	166,893	100.0%	157,105	100.0%	145,280	100.0%	141,161	100.0%	148,227	100.0%

資料: 国土交通省「自動車輸送統計年報」 単位: 千トン

〔備考〕 シェア: 全国＝全国における自家用、営業用貨物別の占有率

近畿＝近畿6府県における自家用、営業用貨物別の占有率

兵庫＝兵庫県内における自家用、営業用貨物別の占有率

自家用特殊用途車を除く

兵庫陸運部

監査部門

1 自動車監査指導の現況

輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施している。

また、国土交通省では、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入され、神戸運輸監理部兵庫陸運部では、制度の浸透・定着を図るため、自動車運送事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施している。

第1表 令和4年度自動車運送事業の監査等状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
バ ス	0	3	2	5	4	17	8	6	4	3	5	1	58
タクシー	4	3	4	3	5	36	2	3	5	1	1	3	70
トラック	6	2	2	5	3	5	6	6	2	18	12	6	73
合 計	10	8	8	13	12	58	16	15	11	22	18	10	201

※監査等は、臨店監査、呼出監査のほか、呼出指導を含む。

第2表 令和4年度自動車運送事業の行政処分等状況(監査による処分)

	許可取消	事業停止	車両の使用停止			警 告	合 計 件 数
			件 数	車両数	延日車数		
バ ス	0	0	4	20	290	10	14
タクシー	0	0	1	6	135	8	9
トラック	0	0	9	26	525	6	15
合 計	0	0	14	52	950	24	38

※行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取り消し処分を行政処分という。

また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。

兵庫陸運部
検査整備保安部門

1 自動車特定整備事業の現況

(1) 自動車特定整備事業者等の推移

自動車特定整備事業者数等については横ばい傾向であり、整備主任者は減少傾向が続き、自動車検査員は微増傾向となっている。

第1表 自動車特定整備事業者数等の推移（各年度末現在）

項目 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認証工場	3,403	3,395	3,393	3,414	3,423
認定工場	100	99	99	98	97
指定工場	1,133	1,136	1,134	1,132	1,130
整備主任者	7,950	7,864	7,809	7,622	7,602
自動車検査員	3,234	3,241	3,286	3,354	3,385

(2) 自動車整備士の現況

近年は、少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減していることから、平成26年度から高等学校訪問をすることにより人材確保に取り組んでいる。

第2表 兵庫県内において合格した整備士数（単位：人）

項目 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
一級	大型自動車	－	－	－	－
	小型自動車	24	28	47	57
	二輪自動車	－	－	－	－
	小計	24	28	47	57
二級	ガソリン自動車	391	271	363	408
	ジーゼル自動車	339	254	311	284
	自動車シャシ	2	－	－	－
	二輪自動車	10	－	18	9
	小計	742	525	692	701
三級	自動車シャシ	63	54	49	59
	自動車ガソリン・エンジン	108	79	106	115
	自動車ジーゼル・エンジン	10	5	3	0
	二輪自動車	6	20	8	13
	小計	187	158	166	187
自動車	タイヤ	0	0	0	0
	電気装置	0	1	1	1
	車体	29	12	26	48
	小計	29	13	27	49
合計		982	724	932	994
					1,019

2 自動車検査業務の現況

(1) 検査関係業務量の推移

兵庫陸運部における過去5年間の検査業務量の推移は、指定整備率が微減傾向にあり、継続検査（持込）および新規検査等は横ばい傾向となった。

第3表 兵庫陸運部 検査業務量推移

項目 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
指 定 整 備	466,804	464,471	446,735	406,043	422,532
継 続 検 査	92,251	91,671	95,555	93,304	96,663
新 規 検 査 等	24,036	26,883	28,299	27,349	23,781
指 定 整 備 率	83.50%	83.52%	82.38%	81.31%	81.38%

(2) ユーザー車検件数の推移

兵庫陸運部における過去5年間のユーザー車検の推移は、横ばい傾向になった。

第4表 兵庫陸運部 ユーザー車検件数推移

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
持 込 車 検 総 数	120,603	118,554	123,854	120,653	120,444
ユ ー ザ ー 車 検 数	43,092	43,771	46,528	44,600	45,569
ユ ー ザ ー 車 検 率	35.73%	36.92%	37.57%	36.97%	37.83%

(3) 街頭検査実施状況(令和4年度)

第5表 兵庫県下の実施状況

街頭検査等の区分	実施回数	出動人員					検査車両数			検査証有効期間切れ車両数	整備命令発令件数	
		国土交通省	警察	自動車技術総合機構	その他	合計						
一般街頭検査	5	14	29	4	92	139	20	0	0	0	法第54条	0
											法第54条の2	0
時間外街頭検査	1	4	4	1	11	20	5	1	1	0	法第54条	1
											法第54条の2	1
構内検査	36	42	0	35	0	77	2,716	0	1	0	法第54条	0
											法第54条の2	1
合 計	42	60	33	40	103	236	2,741	1	2	0	法第54条	1
											法第54条の2	2

3 運行管理者資格者証の交付・整備管理者研修、自動車事故報告の状況

(1) 運行管理者資格者証の交付

第6表 運行管理者資格者証の交付状況

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資格者証交付枚数（貨物）	803	895	588	1,106	926
資格者証交付枚数（旅客）	230	228	129	222	166
合 計	1,033	1,123	717	1,328	1,092

(2) 整備管理者研修

第7表 整備管理者研修の実施状況

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
選任前	実施回数	9	9	18	15
	人 数	663	813	655	647
選任後	実施回数	16	16	19	24
	人 数	1,579	1,738	1,191	1,477
合 計	実施回数	25	25	37	39
	人 数	2,242	2,551	1,846	2,124

(3) 自動車事故報告

第8表 自動車事故報告の状況

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
バ ス	件数	78	62	56	73
	死者(人)	1	2	2	1
	重傷(人)	10	9	8	6
	軽傷(人)	17	8	16	0
ハイヤー タクシー	件数	14	17	15	9
	死者(人)	4	2	4	2
	重傷(人)	8	13	8	7
	軽傷(人)	3	4	7	7
トラック	件数	67	40	49	41
	死者(人)	29	20	10	12
	重傷(人)	20	11	18	15
	軽傷(人)	26	10	10	13
レンタカー 等	件数	1	1	3	0
	死者(人)	0	0	1	0
	重傷(人)	0	0	2	0
	軽傷(人)	1	2	2	0
合 計	件数	160	120	123	123
	死者(人)	34	24	17	15
	重傷(人)	38	33	36	28
	軽傷(人)	47	24	35	20

兵庫陸運部
登録部門

1 管内自動車保有車両数の現況

兵庫県下の軽自動車を含む自動車保有車両数は、令和元年度については新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により同 0.003%と落ち込んだが、令和2年度は同 0.30%と増加率は持ち直している。

令和3年度は半導体の供給不足やデルタ株の感染拡大によるサプライチェーンの乱れなどのためか、0.17%と増加率は減少した。令和4年度はEV元年と呼ばれ電気自動車の普及率は伸びたが、登録車の保有車両数は0.23%減少した。全体としては軽自動車（2輪を含む）の保有率が大きく伸び、0.25%の増加率となった。

第1表 自動車保有車両数（登録車（小型二輪車を含む）・軽自動車）（各年度末現在）

